

聖泉大学看護学部設置認可申請書

平成22年 5月 31日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 聖泉学園  
申請者の職名及び氏名 理事長 清水 傳雄 印

このたび、聖泉大学看護学部を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

## 目 次

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 校地校舎等の図面
- 5 学則
- 6 設置の趣旨等を記載した書類
- 7 教員名簿 [学長の氏名等]
- 8 教員名簿 [教員の氏名等]

# 基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	学部設置									
フリガナ設置者	ガッコウホウジン セイセンガクエン 学校法人 聖泉学園									
フリガナ大学の名称	セイセンダイガク 聖泉大学 (Seisen University)									
大学本部の位置	滋賀県彦根市肥田町720番地									
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに一般教養および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。									
新設学部等の目的	本学部は、人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、看護学の実践科学としての理論と技術、実践的判断の基礎的能力を身に付け、地域の環境・特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践において積極的に地域社会に貢献できる看護実践能力を有する人材の育成を目的とする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	看護学部 [faculty of nursing] 看護学科 [department of nursing]	年	人	年次人	人	学士(看護学)	年月 第年次	滋賀県彦根市肥田町720番地		
	計	4	80	—	320		平成23年4月 第1年次			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	聖泉大学短期大学部 情報コミュニティ学科(廃止) (△65) (平成22年6月届出予定) ※平成23年4月学生募集停止し、学生の卒業をもって聖泉大学短期大学部を廃止する。									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	看護学部看護学科	講義	演習	実験・実習	計	129単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員		
			教授	准教授	講師	助教	計			
	新設分	看護学部 看護学科	8人 (5人)	6人 (4人)	6人 (4人)	8人 (5人)	28人 (18人)	12人 (10人)	40人 (15人)	
		計	8人 (5人)	6人 (4人)	6人 (4人)	8人 (5人)	28人 (18人)	12人 (10人)	40人 (15人)	
	既設分	人間学部 人間心理学科	6人 (6人)	2人 (1人)	4人 (4人)	0人 (2人)	12人 (13人)	0人 (0人)	25人 (25人)	
		人間学部 人間キャリア創造学科	6人 (8人)	0人 (0人)	4人 (2人)	0人 (0人)	10人 (10人)	0人 (0人)	14人 (14人)	
計		12人 (14人)	2人 (1人)	8人 (6人)	0人 (2人)	22人 (23人)	0人 (0人)	39人 (39人)		
合計		20人 (19人)	8人 (5人)	14人 (10人)	8人 (7人)	50人 (41人)	12人 (10人)	66人 (45人)		
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計			
	事務職員		18人 (18人)		4人 (4人)		22人 (22人)			
	技術職員		2人 (2人)		1人 (1人)		3人 (3人)			
	図書館専門職員		1人 (1人)		1人 (1人)		2人 (2人)			
	その他の職員		0人 (0人)		0人 (0人)		0人 (0人)			
計		21人 (21人)		6人 (6人)		27人 (27人)				

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校舎敷地	21,049㎡	— ㎡	— ㎡	21,049㎡					
	運動場用地	9,238㎡	— ㎡	— ㎡	9,238㎡					
	小 計	30,287㎡	— ㎡	— ㎡	30,287㎡					
	そ の 他	3,650㎡	— ㎡	— ㎡	3,650㎡					
合 計	33,937㎡	— ㎡	— ㎡	33,937㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		8,427㎡ ( 8,427㎡)	— ㎡ ( — ㎡)	— ㎡ ( — ㎡)	8,427㎡ ( 8,427㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	16室	9室	5室	3室 (補助職員 1人)	1室 (補助職員 1人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数		申請学部全体				
		看護学部		24 室						
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分を含む 図書 32,682冊〔2,830冊〕 学術雑誌44種〔4種〕 視聴覚資料1,315点		
	看護学部	37,000〔3,800〕 (35,952〔3,630〕)	95〔23〕 (89〔19〕)	8〔 8 〕 (5〔 5 〕)	1,365 (1,365)	1,227 (1,227)	54 (54)			
	計	37,000〔3,800〕 (35,952〔3,630〕)	95〔23〕 (89〔19〕)	8〔 8 〕 (5〔 5 〕)	1,365 (1,365)	1,227 (1,227)	54 (54)			
図書館		面積	閲覧座席数	取 納 可 能 冊 数		大学全体				
		491㎡	77席	70,000冊						
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体			
		1,844㎡	テニスコート4面							
経費の 見及び 維持 方法 の概 要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	申請学部  図書費には、電子 ジャーナル・データ ベースの整備費（運 用コスト含む）を 含む。
		教員1人当り研究費等		500千円	500千円	500千円	500千円	—	—	
		共同研究費等		2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	—	—	
		図書購入費	20,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	—	—	
	設備購入費	41,414千円	—	—	—	—	—	—		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,780千円	1,580千円	1,580千円	1,580千円	—	—				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等							
既設 大学 等の 状 況	大 学 の 名 称	聖泉大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	人間学部 人間心理学科	年	人	3年次 人	人	学士 (人間心理学)	0.78	平成 15年度	20年度より入学定員 100→60 22年度より入学定員 100	
	人間キャリア創造学科	4	25	10	115	学士 (人間心理学)	0.72	平成 20年度	滋賀県彦根市肥田 町720番地 22年度より入学定員 35→25	
	短期大学部 情報コミュニティ学科	2	65	—	115	短期大学士 (社会学)	0.41	平成 20年度	※22年度より入学定員 50→65 平成23年度より学生募集停止 (短期大学部情報コミュニティ学科)	
介護福祉学科	2	—	—	—	短期大学士 (介護福祉)	—	平成 9年度	※平成22年度より学生募集停止 (短期大学部介護福祉学科)		
附属施設の概要		該当なし								

教育課程等の概要																
(看護学部看護学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
教養科目	人間の理解	人権論	1前	2		○									兼1	
		哲学	2後	2		○									兼1	
		文学	4後	2		○									兼1	
		心理学概論	1前	2		○									兼1	
		教育学概論	1前	2		○									兼1	
		人間発達論	1後	2		○									兼1	
		対人コミュニケーション論	1前	2		○									兼1	
		生涯学習論	4後	2		○									兼1	
	小計(8科目)	—	2	14	0	—			0	0	0	0	0	0	兼7	—
	社会・地域の理解	憲法	1前	2		○									兼1	
		社会学概論	1前	2		○									兼1	
		社会心理学	1後	2		○									兼1	
		滋賀論	3前	2		○									兼1	
	ボランティア論	3前	2		○									兼1		
	小計(5科目)	—	0	10	0	—			0	0	0	0	0	0	兼4	—
	科学的思考の基礎	自然科学の発展	1前	2		○									兼1	
		統計学	2前	2		○									兼1	
		環境と生物	1前	2		○									兼1	
		化学	1前	2		○									兼1	
		生活と科学	2後	2		○									兼1	
情報処理入門		1前	1			○								兼3		
情報処理演習	1後	1			○								兼3			
小計(7科目)	—	0	12	0	—			0	0	0	0	0	兼8	—		
語学	大学基礎英語 A	1前	2		○									兼1		
	大学基礎英語 B	1後	2		○									兼1		
	Communication English A	1前	2			○								兼1		
	Communication English B	1後	2			○								兼1		
	実用中国語 A	2前	2			○								兼2		
	実用中国語 B	2後	2			○								兼1		
小計(6科目)	—	0	12	0	—			0	0	0	0	0	兼4	—		
保健体育	スポーツ実技 A	1前	1					○						兼1		
	スポーツ実技 B	1後	1					○						兼1		
	スポーツ実技 C	2後	2					○						兼1		
	小計(3科目)	—	0	4	0	—			0	0	0	0	0	兼2	—	
専門科目	人間の心身と健康障害の理解	1前	2		○				1					兼2	オムニバス	
	人間の構造と機能Ⅱ	1通	2		○									兼2	オムニバス	
	人間の構造と機能Ⅲ	1後	2		○				1					兼1	オムニバス	
	薬理・薬剤学	2後	2		○									兼1	オムニバス	
	微生物学、病理学	1後	2		○									兼1	オムニバス	
	疾病・障害論Ⅰ	2前	2		○									兼6	オムニバス	
	疾病・障害論Ⅱ	2後	2		○									兼7	オムニバス	
	フィジカルアセスメント	1前	1		○				1		1			兼1	オムニバス	
	人間関係論	1後	2		○					1				兼1	オムニバス	
	人格心理学	3前	2		○									兼1	オムニバス	
	障害児心理学	3前	2		○									兼1	オムニバス	
	疫学	3前	2		○									兼1	オムニバス	
	社会福祉概論	4後	2		○									兼1	オムニバス	
	社会福祉行政論	3前	2		○					1				兼1	オムニバス	
	保健福祉行政論	3前	2		○									兼1	オムニバス	
	保健統計学	1後	2		○									兼1	オムニバス	
衛生学	3前	2		○									兼1	オムニバス		
小計(16科目)	—	23	8	0	—			2	2	0	1	0	兼23	—		

教育課程等の概要																	
(看護学部看護学科)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
専 門 科 目	基礎看護学領域	基礎看護論Ⅰ	1前	2			○			1							
		基礎看護論Ⅱ	2前	1			○			1							
		看護過程論	2前	2			○			1							
		生活援助論	1前	1			○			2	1		1				
		生活援助技術論Ⅰ	1後	2				○		1	1		2	3			
		生活援助技術論Ⅱ	2前	2				○		1	1		2	3			
		医療安全・倫理	1前	1				○								兼2	オムニバス
		災害看護論	4後		1			○									
		ターミナルケア論	3前		2			○			1						
		小計(9科目)	—	11	3	0		—		3	1	0	2	3	兼3	—	
	臨床看護学領域	成人看護論	1後	2			○				1				兼1	オムニバス	
		成人看護技術論Ⅰ	2後	2				○			1	2		2			
		成人看護技術論Ⅱ	3前	2				○			1	2		2			
		老年看護論	1後	2			○			1					兼1		
		老年看護技術論Ⅰ	2前	2				○		2		1		2			
		老年看護技術論Ⅱ	2後	2				○		2		1		2			
		精神看護論	2前	2			○				1						
		精神看護技術論Ⅰ	2後	2				○			1		1	1			
		精神看護技術論Ⅱ	3前	2				○			1		1	1			
		リハビリテーション看護論	2後		1			○							兼1		
	小計(10科目)	—	18	1	0		—		2	2	3	1	5	兼3	—		
	地域・家族・生活看護学領域	母性看護論	2前	2			○				1						
		母性看護技術論Ⅰ	2後	2				○			1		1	1			
		母性看護技術論Ⅱ	3前	2				○			1		1	1			
		小児看護論	2前	2			○			1						※実習	
		小児看護技術論Ⅰ(保育園実習含)	2前	2				○		1			1	1			
		小児看護技術論Ⅱ	2後	2				○					1	1			
		地域・在宅看護論	2前	4			○				1				兼1	オムニバス	
		地域看護技術論Ⅰ	2後	2				○				1	2	1			
		地域看護技術論Ⅱ	3前	2				○			1		1	1			
		地域看護技術論Ⅲ	3前	2				○			1		2	1			
		在宅看護技術論Ⅰ	2後	2				○		1		1	1	2	兼1		
		在宅看護技術論Ⅱ	3前	2				○		1		1	1	2			
家族看護論		4後		1			○			1							
障害児・者ケア論		4後		1			○							兼1			
小計(14科目)	—	26	2	0		—		2	3	1	6	5	兼2	—			
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1前	1					○	1	1		1	2				
	基礎看護学実習Ⅱ	2後	2					○	1	1		2	2				
	成人看護学実習	3後～4前	6					○		1	3		2				
	老年看護学実習	3後～4前	4					○	2		1		2				
	母性看護学実習	3後～4前	2					○		1		1	1				
	小児看護学実習	3後～4前	2					○	1			1	1				
	精神看護学実習	3後～4前	2					○		1		1	1				
	地域看護学実習	3後～4前		4				○		1	1	2	1				
	在宅看護学実習	3後～4前	2					○	1		1	1	2				
	小計(9科目)	—	21	4	0		—		6	5	5	8	12	0	—		
卒業研究等	地域統合実習	4前	2					○	7	6	5	8					
	卒業研究	4通	4					○	7	6	5						
	小計(2科目)	—	6	0	0		—		7	6	5	8	0	0	—		

教育課程等の概要														
(看護学部看護学科)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
教職科目	教職論	1前			2	○								兼1
	児童心理学	3前			2	○								兼1
	教育経営論	2後			2	○								兼1
	教育課程論	3前			2	○								兼1
	道德教育論	3前			2	○								兼1
	特別活動論	1後			2	○								兼1
	教育方法論	2前			2	○								兼1
	生徒指導の理論と方法	2後			2	○								兼1
	教育相談	2後			2	○								兼1
	養護概説	3前			2	○			1	1				
	教職実践演習(養護)	4後			2		○		1	1				
	養護実習事前事後指導	4後			1		○		1	1				
	養護実習	4後			4		○		1	1				
小計(13科目)		—	0	0	27	—		0	1	1	0	0	兼4	—
合計(102科目)		—	107	70	27	—		8	6	6	8	12	兼5	—
学位又は称号		学士(看護学)			学位又は学科の分野			保健衛生学関係						
卒業要件及び履修方法							授業期間等							
卒業要件として129単位以上を修得しなければならない。その内訳は、以下の通りとする。 教養科目：以下の要件を含め16単位以上を修得 「人間の理解」より4単位(必修2単位を含む)以上を修得 「社会・地域の理解」より4単位以上を修得 「科学的思考の基礎」より4単位以上を修得 「語学」より2単位以上を修得 「保健体育」より2単位以上を修得 専門科目：以下の要件を含め113単位以上を修得 「人間の心身と健康障害の理解」より25単位(必修23単位を含む)以上を修得 「健康生活を支えるための看護」より88単位(必修82単位を含む)以上を修得 ●履修科目の登録上限(半年)：1年次前期を22単位(基準値)とし、以後当該の直前学期のGPAによって20単位~24単位を上限単位数とする。 ●免許・資格取得については、看護師国家試験受験資格取得は、129単位、看護師・保健師国家試験受験資格取得は、129単位のうち専門科目の「地域看護学実習」4単位を修得しなければならない。また、養護教諭一種免許状取得については、卒業要件以外に「教職科目」より13科目27単位を修得しなければならない。							1学年の学期区分		2期					
							1学期の授業期間		15週					
							1時限の授業時間		90分					

別記様式第2号（その3の1）

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
教 養 科 目	人 間 の 理 解	人権論	「人権の世紀」と言われる21世紀に入って、人権教育や啓発活動、法整備などが積極的に推進されている。しかし、その一方で、親子の殺傷事件や凶悪犯罪は増加の一途をたどり、人間の生命が軽んじられる風潮が急速に広がってきている。その要因、背景を学習しながら、実践課題を探求することをねらいとし、「人間中心の人権」「権利のための人権」という近代西欧に源をもつ現代の人権思想に検証を加えながら、日本人の人権観に光を当て、「尊厳としての人権」「共生の人権」思想の意義について日常生活に目を向けながら学習する。	
		哲学	最近盛んである「心の哲学」(philosophy of mind)について追体験的に学習する。さらに一步踏み込んで現象学の思考法について学ぶ。「人はどうして存在しているのか。なぜ無ではないのか」という根本的な驚きを体験しながら、人間である自分は、何を知りうるのか、何をなすべきなのか、何を望みうるのか、そのような自分は一体何ものなのかを問い直す。授業では、論理的思考を身につけ、複数の思想ないしは世界観の間を往還する能力を養う。	
		文学	文学の諸ジャンルのなかで、特に俳句・短編小説に対する理解を深め、「ことば」の働きや文学との関係を学ぶ。こうした学びを通じて、文学作品に対して一層の興味・関心を高め、文学に触れること、読むことの楽しみを学ぶ。前半では、ことばと文学の関係を考えた後に、近・現代の詩・短歌・俳句の中からいくつかを選んで、表現の特徴を読みとりながら、内容の読解・鑑賞を行う。実際に俳句を作りクラス内での合評会をする、後半は短編・中編小説の中からいくつかを選んで内容の読解・鑑賞を行う。	
		心理学概論	心理学的な視点・考え方を身につけ、人間を理解する能力の幅を広げることを本科目の教育目標とする。最初に、心理学という学問の特徴や歴史を概観する。そして、知覚、学習、パーソナリティ、動機づけ、記憶などの心の基礎的メカニズムについて研究例を交えながら講義し、基礎心理学の重要性の認識を図る。次に基礎心理学の知識に基づいた応用心理学への展開についても、連続性という観点から理解を図る。さらに、日常生活において我々が体験する様々な出来事についても、応用心理学的な解釈や基礎心理学的な視点からの考察を行う。	
		教育学概論	「教育」「学校」「授業」などについての基本的な考え方を学校教育の歴史などに触れながら学ぶことで、教育一般についての知識を深め、教職課程科目を学んでいくための基礎的な理解力を身に付ける。本科目は、「教育とは何か」「学校とは何か」「教育の現状と課題」の三つのパートに分けて授業を構成する。教育一般についての知識の獲得、学校教育の歴史についての理解、教育の現状と課題についての認識を通して、教育についての興味・関心・意欲を高める。また、教育一般の関連事項や教育時事にも触れていく。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
人間の理解	人間発達論	人間が生まれてから一生を終えるまでの自我発達のプロセスを生涯発達の観点から概観する。また本講では、エリクソン, E. H. の発達理論を中心に扱い、身体発達の基盤として特に心理的・社会的次元を重視して論ずるが、個人レベルの発達・人生のみならず、歴史の流れのなかで個人が生き、種として生命が引き継がれることの意味を学ぶ。さらに人間共通の発達過程をおいながら、他者との関係のなかに位置づけられる自己の存在を捉え、一人一人に固有の「こころ」のありかたを考えてゆくことをめざす。	
	対人コミュニケーション論	社会的場面での「対人コミュニケーション」は、人として生きて行く上で、最も重要なポイントである。この「対人コミュニケーション」のポイントを理解して身に付け、それぞれの受講生が、実社会で自信をもって力強く生きていけるようにするのが、この授業の目的である。対人コミュニケーションの基本は、「自分を知る」と「相手を知る」ことである。この2点を中心に、社会的場面における「コミュニケーション」の数々を、自分の社会生活での経験談も含めて解説をする。	
	生涯学習論	市民一人ひとりが、人間的にも、社会的にも、また職業的にも発達を図るために生涯を通じて行う学習の過程が、生涯学習である。この授業では、生涯学習の原理や意義について学び、これからの社会における生涯学習の可能性と必要性について理解を深める。生涯学習が必要となった背景を理解し、成人の学習ニーズや男女共同参画社会、まちづくり、家庭教育、生涯学習のための広域ネットワーク化の必要性などを学ぶ。これらの学びを通して、人生を豊かにしていくために生涯を通して学ぶことの重要性を理解する。	
社会・地域の理解	憲法	わが国の現行憲法は国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を基本理念としているが、日頃その重要性に気がつくことが少ない。また21世紀に入って憲法改正という重要な問題が提起されるようになってきた。今こそ憲法が保障する人権や民主主義の原則、平和について十分に検証するとともに公民としての態度を養う。また、「一人ひとりの人間を個人として尊重する」ということを最大の価値とし、すべての政治も国の組織も、この個人を守り人権を保障するための手段としている。すべての法律はこの憲法の価値から生まれ、すべての権力はこの憲法に拘束されるという法の根本を理解する。	
	社会学概論	社会学の理論を学び、さまざまな現象を社会学の視点で考える力を身につけます。普段「当たり前だ」と思っていることが、実は「当たり前ではない」ということを社会学を通して確認します。コントから始まる社会学の歴史を振り返り、各種理論を理解します。「行為・コミュニケーション」「自我」「集団」「ジェンダー」「社会調査」等のテーマを取り上げ、様々な現象が社会・文化の影響を受けていることを確認し、社会・文化的存在である自分自身への理解を深めます。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
教 養 科 目	社会・地域の理解	社会心理学	社会心理学の基礎概念・基礎理論を学び、社会現象を心理学的視点から考える力と社会問題を解決する力を身につけることを目的とし、社会的存在としての自分（自分を知ること、人に伝えること、人を好きになること）、人を助けること（援助行動・ボランティア活動）、集団・組織と関わること（職業とキャリア）、社会と関わること（対人関係・対人行動・コミュニケーション）、異文化適応問題、環境意識・行動などの知識を学び、社会生活で応用する。	
		滋賀論	滋賀の歴史と文化について、特に全国に商売を展開した近江商人や農業生産のなかで地縁型社会をいち早く築き上げた点に着目する。この授業ではフィールドワークを行いながら、滋賀を湖国小宇宙ととらえ、滋賀がどういう自然的枠組みのなかで作られ、どういう歴史を経てきたかを概観する。また、滋賀は、琵琶湖中心の同心円構造をもったきれいな地理単位であり、今後も琵琶湖とともに進んでいくが、この様を日本やアジアの枠組みの中で考える。さらに「琵琶湖総合開発」の反省と課題、また「美しい湖国」としての滋賀の将来のめざすべき方向について考える。	
		ボランティア論	大学入学以前に、地域や学校においてボランティア活動を経験する機会が増えてきている反面で、ボランティア活動の持つ意味や問題点について深く考える機会は依然として少ない。この授業ではボランティア活動の歴史を振り返り、ボランティア活動の持つ意味、問題点、現代社会において果たしている重要な役割について理解を深めます。「自発性」「無償性」「公共性」といったボランティア活動の条件を学んだ上で、ボランティア活動との関わり方を考えます。	
		自然科学の発展	本科目は、まず自然科学の主な歴史学び、自然科学の発展による文明社会への影響、著名科学者による自然科学の発展への貢献、そして自然科学の発展がもたらした環境破壊や大量殺人兵器の開発など、自然科学の肯定的・否定的の両面について学習していく。講義は大きなテーマとして、自然科学の歴史、自然科学の社会発展への寄与、自然科学の人間生活や社会全体への寄与の過程、自然科学のこれからの重要性、自然科学と人間との将来の関係などを取り上げる。最終的に、受講生がこれら自然科学の課題に対して思考し、理解を深めることを目的とする。	
科学的思考の基礎		統計学	初歩的な統計理論及び統計技術を用いて集団の特徴をつかむことを学び、そうすることを通じて物事を科学的に考え判断するために有効なスキルとしての統計学を身につける。時系列データの扱い、ヒストグラムや平均の概念、偏差、相関の概念、散布図の作成などを行い、統計と社会とのかかわりを考察し、統計及び統計分析の意義や問題点について学ぶ。収集した生のデータや政府統計を用いた例題を解きながら、初歩的な統計理論及び統計技術を用いた分析ができることを目指す。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
教 養 科 目	科学的 思考 の 基礎	環境と生物	生物は地球上で長い時間をかけて進化した。ヒト（人類）も生物進化の最後に進化し、地球上に急速に拡がり、現在では地球の環境に影響を与える存在となった。この講義では、地球が誕生した後の環境の変遷と生物の進化を解説し、地球上の生物の種の多様性を述べたい。さらに、ヒトは環境からどのような影響を受け、また、環境にどのような影響を与えているかなど、広い視野からヒトを眺めてみたい。最後に地球上の生物とヒトはどのようにすれば共存できるかを考えてみたい。この講義が21世紀における最も未知のしかし無限の可能性を秘めた生命科学（Life Science）への入門となれば幸いである。	
		化学	化学は物質（化学物質）についての学問である。本講義では、日常生活や生活環境の中で遭遇する化学物質を通して生命を支える化学の基礎知識を習得することを目的とする。生命活動の多くが化学反応や化学物質によって説明されることから、講義のテーマを「生命科学のための化学」とし、無機物質を扱う無機化学と有機物質を扱う有機化学を学ぶ。無機化学では、無機物質の化学的性質と化学反応について概説し、有機化学では、生化学や栄養学を学ぶための基礎となる有機物質に関する事項について述べる。また、今世紀の課題である、化学物質の大量消費に依存した現在の快適な生活様式の代償としての環境問題への認識を深めることも本講義の目的の1つである。	
		生活と科学	身の回りの事物や現象を論理的に、しかも分かりやすく解説することにより、科学における思考の進め方を学習する。テーマは衣食住に関係した材料、私達の身体の機能とそれを補完する技術の進歩、電気や水のように生活に必要なユーティリティの確保とその将来など、生活に密着した身近なものを取り上げる。取り上げたテーマを通して、受講生が単に大卒社会人としての教養を高めるだけでなく、今後の生活の中で身の回りの事物や現象を論理的に捉え、より興味を持って接することができるようになることを目指す。	
		情報処理入門	パソコンの実習を通して、学内の情報環境やネットワークを利用する上での基本技術等を学習し、インターネットを利用した情報収集、ワープロ・プレゼンテーションの代表的なアプリケーションソフトの操作方法を、学生生活に身近な題材やビジネスで利用できる題材を使って実践的に学習する。また、パソコンでのデータ入力に習熟するため、一定の入力練習時間を設ける。文書作成、電子メールの送受信やインターネットの利用をとおしてコンピュータを利用したコミュニケーションの実際を学ぶ。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
科学的 思考の 基礎	情報処理演習	代表的表計算ソフト「Excel」の有効な利用を通じて、情報化社会の中で効果的・効率的に情報を活用するための技術を養い、実践にいかせるスキルを習得する。表計算ソフトの基本操作、関数、グラフ作成、データベース機能などを学ぶとともに、学生が興味をもって学習できる身近なテーマを用い、どのような機能を活用して効率的に情報のデータ化、整理・保管、表現が効果的にできるか等の情報処理知識を習得する。	
	大学基礎英語A	英語に対する自信を持ってない学生を念頭・対象に、「基本から始める英語再入門」をテキストとして、読む・聞く・話す・書くについてバランスの取れた4技能を修得することを目標とする。このような英語力修得のために、教科としての英語に対する不安を取り除きながら、必要不可欠な文法や語法の理解を促しつつ、じっくり学んでいく。今や世界語となっている英語を駆使しての情報の入手・発信が出来るようになることも視野に入れ、辞書を手元に置きながら、文法・語法の確実な理解を目指す。	
	大学基礎英語B	学生たちの興味・関心を引き起こす、親しみやすい教材を用いて、基本的な英語表現や文法事項を確認しつつ、基礎的な英語力を身につけ、さらに読解力が向上することを目指して、授業を進めていく。教材に興味・関心がわいてくるならば、学生たちは自発的に課題に取り組むようになり、その結果、教室外での学習を含めて、英語の基本的な4技能の修得が可能になると期待している。むろん授業では、定期的にこれまでの学びを振り返りながら、学生一人ひとりの理解度を深めていけるように配慮する。	
	Communication English A	コミュニケーション英語を修得することを目的とし、そのために互いに他の者と自由に交流し、学校や社会生活などの場面で、自らの考えや意見を表現する。また、毎日の状況やさまざまな目的のために英語をどのように使うかを学ぶ。聞くこと・話すこと・読みこと・書くことの4技能を扱うが、特に話すことに重点をおく。自己紹介の方法、電話の会話、自分の趣味について、学校や放課後の生活、映画などの独特な表現、買い物や旅行での会話など様々な場面における英語表現を習得する。	
	Communication English B	話すことを中心に、日常生活の様々な場面で英語ではどのように表現するかを学ぶ。コミュニケーションとしての英語を修得するために、日常生活に必要な語法や情報交換に必要な話法を身につける。繰り返し訓練することで英語表現を習得し、相手の話を聞いて一定の理解ができるよう聴解力も身につける。そのために、互いにクラスの他の者と自由に交流し、自らの考えを表現する。後半では、環境、食料、エネルギー資源などの問題を取り上げたトピックスを読んで英語で自らの考えや感想を述べてみる。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
教 養 科 目	語 学	実用中国語A	中国人が普通に使用する標準的な中国語を修得することを目的とし、日常生活でもっとも必要な生きたことばを学習する。学生生活に密着したものに絞り、実用性の高い中国語会話を繰り返しトレーニングする。教材に出てくる二人の主役の間で交わされた対話が中国人と交流する際、そのままの形ですぐに役に立てられる。約500語の中国語単語をマスターし、初歩的な中国語でごく簡単なコミュニケーションができることを目標とする。	
		実用中国語B	実用中国語Aに引き続き、中国人が普通に使用する標準的な中国語を修得することを目的とする。二人の主役の間で交わされた会話がさらに展開していく。その内容が中国人と交流する際、そのままの形かすこし変えた形ですぐに役に立てるものと考えられる。実用中国語Aと合わせて約1000語の中国語単語をマスターする上、中国語の基本会話表現を身につけ、さらにコミュニケーション能力のレベルアップを目標とする。	
教 養 科 目	保 健 体 育	スポーツ実技A	各種の運動の実践を通して、スポーツの価値を探究するとともに、生涯にわたってスポーツを友とし、自ら積極的に健康を創造するための基本的な資質を育成する。ソフトバレーボール、バドミントン、ユニホック（ユニバーサルホッケー）を体験し、これまで「技能の向上」と「楽しさの追及」との間で揺れ動いた体育の授業を、自らの身体感覚の深化による身体世界の広がりテーマに身体教育として再構築する。	
		スポーツ実技B	各自の身体能力、スキルをトレーニングすることで、スポーツを通じた楽しみ、達成感を感じ、健康に生活する身体基盤を作るとともに、生涯を通じてスポーツを楽しむことができる土台を作る。身体活動の基盤たる身体の訓練は人生を充実させるために欠かすことができない要素で、身体活動によって得られる喜び、達成感、爽快感は、生涯を通じて得られるものである。特にフットサルではボールコントロールとスペースを利用した試合展開に焦点を当て、フライングディスクを用いた授業では、ニュースポーツに対する理解を深め、いくつかの種目を体験的に学習する。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
教養科目	保健体育	スポーツ実技C	スキーやスノーボード、スノーシューの実技を通して、冬の自然を利用するスポーツの魅力を味わい、生涯を通してウィンタースポーツに親しめるようになる。授業ではスノースポーツに必要な体力づくりと怪我の予防、用具の取り扱い、専門用語の理解、ゲレンデのマナー、平地・坂・斜滑降・直滑降での基本の技術動作を修得する。またスノーシューでの雪上の散策や全員によるかまくらづくりを通して、立山での雪山の自然とその魅力に触れ合いながら自然と環境問題に関心を持つことができる。	
	専門科目	人間の心身と健康障害の理解	人体の構造と機能 I	人体の構造は多様な要素から成り立ち、有機的にはたらいっているが、それらを機能的に大別すると骨格系、筋肉系、神経系、循環器系、消化器系、感覚器系、内分泌系、生殖器系などである。ここではこれらの構造や形態を器官、組織、細胞、分子のレベルから詳述し、加えて各系相互間の関係についても言及する。さらに、発生、成長、老化、遺伝、それに進化など、時間の経過や、世代の交代にともなう体の構造や形態の変化についても考究する。
		人体の構造と機能 II	(概要) 生命現象を支える主要物質の構造と機能を講じ、代謝とそれらの調節機構を紹介し、生体における恒常性維持についての理解を計る。また、栄養学的対策や、近年の食生活の問題点と生活習慣病との関わりを理解する。  (オムニバス方式/全30回)  ( ㉟ 杉田陸海/15回) 生体は有機物を主体とした多様な物質で構成されるが、それらの物質の由来は生体外からと、生体内での代謝によるものがある。ここでは、生体の維持に必要な物質であるタンパク質、糖質、脂質、また遺伝物質である核酸などの構造と機能、さらに物質代謝、エネルギー代謝などのメカニズムを詳述する。  ( ㉟ 藤澤史子/15回) 健全な心身の発達や生涯を通じた健康づくりのために栄養学及び食品学に関する専門性を培い、健康の重要性を理解する。栄養の概念、栄養素の種類と働き、エネルギー代謝、栄養素の消化・吸収、健康づくりと食品・食事・食生活などを学ぶ。	オムニバス方式
人体の構造と機能 III		生命の維持と、多様な心身の活動には、生体内の運動系、感覚系、神経系、呼吸系、血液系、循環系、腎・体液調節系、消化器系、内分泌系、生殖系などすべての系が臓器から細胞、細胞内小器官、分子などのレベルにおいて有効に機能する必要がある。例えば排尿に臓器がどのように関わっているかなど、ここでは多様な系が個別的、またシステムのいかにはたらいっているか、その動態としくみを詳述する。さらに、生体にとって重要な機能である恒常性(ホメオスタシス)の維持と失調についても適宜取り上げる。		

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 科 目	人間の心身と健康障害の理解	薬理・薬剤学	薬に関する基本的事項(薬の定義、法令、管理)、生体における薬の働き(作用、副作用)、生体内での薬の働き(吸収、分布、代謝、排泄)などについて理解する。授業のなかで、有効かつ安全な薬物投与と臨床現場で用いられている代表的な薬の作用機序と副作用、投与上の注意点などを学ぶ。医薬品開発の過程と臨床試験の現状を理解し、疾患領域別の薬物療法の現状と動向について学ぶ。薬物を投与する人体部位の構造、機能、疾病についてもあわせて理解しながら、看護師としてチーム医療の遂行に必要な薬理・薬剤の基礎知識を習得する。	
		微生物学、病理学	微生物学は、細菌学、ウイルス学、免疫学の3つの分野より成り立っている基礎学科の一つである。また、臨床において感染症の理解の基本という性格をもっている。この授業では、基礎的な学習にかたよらず臨床でも応用のきく微生物学の講義を中心におこないたい。臨床の場で重要な感染症の伝播遮断、治療の立場から消毒薬の概論、抗微生物薬の薬理学的作用機序、病態の特徴も解説もあわせて行う。	
		疾病・障害論 I	(概要) 人が罹る疾患について、内科学的視点から看護職として必要な基礎知識を学ぶ。  (オムニバス方式/全30回)  ( 22 横野智信/4回) 内科学では、主に消化器疾患の主要な病態生理、症状、診断、検査値、治療についての基礎を学ぶ。  ( 23 日村好弘/4回) 内科学では、主に循環器疾患の主要な病態生理、症状、診断、検査値、治療についての基礎を学ぶ。  ( 24 矢野秀樹/4回) 内科学では、主に内分泌疾患の主要な病態生理、症状、診断、検査値、治療についての基礎を学ぶ。  ( 25 山口大介/4回) 内科学では、主に呼吸器疾患の主要な病態生理、症状、診断、検査値、治療についての基礎を学ぶ。  ( 26 石上 毅/8回) 小児においては、小児の発達段階に応じた主要な疾患たとえば喘息・1型糖尿病等の病態生理、症状、診断、治療について学ぶ。  ( 27 青木建亮/6回) 精神疾患においては、統合失調症など主要な疾患の病態、症状、治療について学ぶ。これらについて基礎知識を理解し看護学に必要な知識を習得する。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	人間の心身と健康障害の理解	<p>(概要) 健康障害について外科学的視点から、看護職として必要な基礎知識を学ぶ。</p> <p>(オムニバス方式/全30回)</p> <p>( ㉘ 寺村康史/8回) 外科学では、主要疾患に加え特に、がんの臓器別病態に関連した内容等を学ぶ。</p> <p>( ㉙ 金子隆昭/2回) 外科学では、脳梗塞、脳出血などの脳神経外科の内容を学ぶ。</p> <p>( ㉚ 佐藤公彦/2回) 外科学では、呼吸器外科の内容を学ぶ。</p> <p>( ㉛ 琴浦良彦/8回) 整形外科学の特徴、特に、近年多い骨折等リハビリに関連した内容も学ぶ。</p> <p>( ㉜ 武輪和男/2回) 眼科学の疾患の特徴と主な治療を述べ、看護職に必要な知識を学ぶ。</p> <p>( ㉝ 片岡健一/2回) 耳鼻咽喉科学の疾患の特徴と主な治療を述べ、看護職に必要な知識を学ぶ。</p> <p>( ㉞ 初田和勝/6回) 産婦人科学では、正常分娩について、看護職に必要な知識を学ぶ。</p>	オムニバス方式
	フィジカルアセスメント	<p>看護活動は、施設内にとどまらず地域や在宅に広がり専門職としての看護師にはフィジカルアセスメントの能力が求められている。看護の対象であるその人の健康状態を把握し、安全で適切な看護技術を提供するためにフィジカルアセスメントの理論と実際について学ぶ。内容は、解剖・生理学的知識を基礎としながら看護のためのフィジカルアセスメント、フィジカルアセスメントに共通する技術、フィジカルアセスメントの実際についての技術を修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>( (1)上野 範子 /7回) フィジカルアセスメントとは何か、さらに頭部から足先まで全身状態を的確に把握するため健康暦の聴取や観察し、視診、触診、打診、聴診などの基本技術について身体査定を行う必要性について学ぶ。</p> <p>(15)松永早苗/8回) フィジカルアセスメントの実際を系統別に学ぶ。内容は健康暦の聴取から系統的レビュー、一般状態のアセスメント等の実際を学ぶ。また看護のフィジカルアセスメントの技術について修得する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 科 目	人間の心身と健康障害の理解	人間関係論	私たちは人と人との繋がり、人間関係の中で、お互いに支えあって生きている。さまざまな視点から、人間関係の基本的考えを理解している。その上で、援助的なコミュニケーションのあり方を考察し、グループワークでの振り返りを通して理解を深め、医療職として人間関係についても考える。さらに、講義を通して自分を見つめる機会を持つことは、自己への理解を深め、よりよい人間関係構築のための人間関係論の基礎について学習する。	
		人格心理学	人格（パーソナリティ）という構成概念についてのさまざまなアプローチを学ぶ。クレッチマー、ユングの類型論、オールポート、キャッテルの特性論など人格（パーソナリティ）に関する諸理論を平易に解説する。その際、各理論の背景にある「パーソナリティという構成概念についての捉え方」をも合わせて紹介し、それらが相互にどのような関係にあるのかを論じる。また、心理検査法の概要を学び、パーソナリティ形成上の母子関係、家族、仲間、文化などの環境要因や、「異常」「性格変容」などについても理解を深める。	
		障害児心理学	一般に、障害を持つ子を支える心や声は、[たてまえ論議]になりやすい。この授業では、障害を持つ子どもの心理的傾向を知るだけでなく、障害を持つ者ともたない者とは、お互いにどのような力の貸し合いをすることが望ましいか具体的に学ぶ。本科目は、自分の不自由の状態や心情を周囲の人たちに的確に説明し、伝えたりすることを不得意とする子らへの関わり方、この子らの代弁者としての役割、『特別支援教育』の基本を通して、将来の職務に役立てる。	
		疫学	疫学は、人間集団における健康状態・疾病の分布、頻度、原因を明らかにし、予防、診断、治療の方法を集団として探求するための科学及び実践である。講義では、疫学研究の方法論の学習に加え、保健医療分野での疫学の実践についても触れる。また具体的な実践を課題とした演習を通じ理解を深める。具体的な講義内容としては以下のものがあげられる。疫学概論、疫学における効果の指標とその推定、疫学研究デザイン、疫学研究におけるバイアス・交絡とその制御、保健統計、各疾患(がん、循環器疾患、感染症など)における疫学各論。	
		社会福祉概論	社会福祉は、一部の限られた人のためにあるものではなく、社会福祉は我々の日常生活に深く関わるものである。次世代を担う社会人を育成していく上でも、「社会福祉概論」すなわち社会福祉のあり方や動向、歴史的経過を学ぶことは重要である。21世紀の課題のひとつは少子高齢化であり、この課題が社会にもたらす影響ははかりしれない程大きなものがある。本講義では知識としての社会福祉の基本概念をベースに、社会福祉とは何かを生活者としての「人」に焦点をあて、福祉の展開方向を明確化していく。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	人間の心身と健康障害の理解	保健福祉行政論	現代日本における保健、医療、福祉について、介護制度の歴史も踏まえながら、これらの現状における課題と看護活動との関連について学ぶ。近年、看護を取り巻く現状は大きく変化している。この講義では、疾病構造の変化や少子、高齢化の問題、新型インフルエンザの発生と感染、結核予防、感染症等への対応について学ぶ。また、医療制度改革、介護保険の施行・改正、地域保健法、健康増進法など、行政における国民の健康に関する施策と法律及びこれらへの看護の役割について学ぶ。
		保健統計学	統計学では、①健康に関する死亡率、平均寿命などの人口統計指標を学ぶ。これによって、国民の健康状態や地域の衛生状態を推測することができる。②平均値、標準偏差などのデータのまとめ方、③統計学的有意差検定、④回帰直線、重回帰分析を学ぶことによって科学的な推論ができ、理論形成が可能となる。さらに⑤演習として量的データ（病院検査）、質的データ（転倒や認知症分類）を用いて解析法を学び、図示化、モデル化を試み、統計学におけるものの考え方を体得する。
		衛生学	衛生学は、人々が身体的・精神的・社会的にも健康な生活を営むために、疾病を予防し、健康の保持・増進をはかるための方策を考える学問である。これから保健・医療・福祉・教育に関わろうとするものは、疾病の予防や健康の保持・増進、早期発見・治療を個人の健康問題としてとらえる。人々が生きる社会集団の問題として考え対処する視点をもつことが重要である。内容は衛生学・公衆衛生学の違い、現状と問題点などを理解し把握するとともに、我々を取り巻く環境・健康・労働・保健・医療・福祉などの社会問題について考える。
健康生活を支えるための看護	基礎看護学領域	基礎看護論Ⅰ	看護は地域で生活している人々全てを対象とする。人間を深く洞察し、看護の概念を世界的に展望し看護の本質を追及する。その内容として、健康の概念・人間と環境との相互作用について探求する。さらに看護理論構築の概要について初期に開発された理論を中心に活用の基礎を学ぶ。また看護は実践を基盤とするため、看護の援助方法として活動の基本的過程や保健医療福祉のあり方、チームの機能と看護の役割を学び、専門職にふさわしい資質、倫理観、価値観を培う。
		基礎看護論Ⅱ	医療の高度化、少子高齢化、医療制度改革など看護を取り巻く環境の変化に伴い、これまで以上に看護職の管理能力が求められるようになった。管理は管理者だけでなく、保健・医療・福祉をはじめ幅広い分野で活動するすべての看護職の看護実践に必要な視点である。ここでは、看護の対象となる人々に、安全で質の高い看護サービスを効果的・効率的に提供するためのシステムについて、その基本となる理論や技術を体系的に学習する。さらに、看護専門職に期待される役割と責任、チーム医療における他職種との連携・協働、調整、医療安全について理解する。

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 科 目	健康 生活を支えるための看護 基礎看護学領域	看護過程論	看護過程は看護実践の方法論であり、対象の状態を観察・判断・看護診断し、実践したケアの評価を行う過程である。内容は看護過程の概要、構成要素、構造や各段階の主要な要素、さらに看護過程と関連のある基礎理論・中範囲理論についての概要を学ぶ。特に、看護診断の概要や看護記録などについて理解するための判断、分析、推論そして臨床判断などの概念を考究する。看護過程の事例については、具体例としてのペーパーペイシエントを用い、問題解決方法の実際を修得する。	
		生活援助論	看護の技術を提供することは、その人の生き方に寄り添い基本的ニーズの充足をもとに看護の視点で実践活動をエビデンスに基づいて行うことにある。人々は日々の生活を円滑に過ごしているが、健康上の問題でそれらを維持することが困難になった場合は、基本的ニーズを満たすため看護の支援を受ける。看護者は看護方法として技術とは何か、技能との関連、さらに生活者として尊厳を持つ一人の人間に対して、安全、安楽、自立を考究した看護技術が提供できるよう看護の基礎的技術・技能の意義を探求する。	
		生活援助技術論Ⅰ	健康障害を持つ人を理解し、その人のニーズを充足するための生活援助方法、客観的評価など観察を通して看護のアセスメントができる基礎を学ぶ。具体的内容として、療養環境を整える技術、栄養・食事援助技術、排泄援助技術、活動・休息援助技術、清潔・衣生活援助技術、呼吸・循環を整える援助技術等を修得する。その人の障害に応じて看護技術を提供できるように考究し、エビデンスを重視して創造的に学びを深める。	
		生活援助技術論Ⅱ	健康障害を持つ人を理解し、その人のニーズを充足するための援助方法、客観的評価など観察を通して看護アセスメントができる基礎を学ぶ。具体的内容として、感染防止の技術、創傷管理技術、与薬の技術、救命救急処置技術、生体機能管理技術、苦痛の緩和・安全確保の技術、侵襲的処置の介助技術、死の看取りの技術、安全確保の技術等を学ぶ。その人の障害に応じて看護技術を提供できるよう考究し、エビデンスを重視して創造的に学びを深める。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	健康 生活 を支 える ため の 看護	基礎 看護 学 領 域	医療安全・倫理
			災害看護論
			ターミナルケア論
		<p>(概要) 医療を担うためには、医療安全管理や医療倫理の視点で患者やその家族に対応しなければならない。そのため、医療安全、医療倫理の基礎的知識を学び、事例をとりあげながら、具体的な問題についても考えていく。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) ( ㉓ 穴尾百合/7回) いくつかの医療事故をきっかけに、日本の医療安全管理が大きく変化した。医療安全管理の考え方がどのように変化してきたのか、国がどのように取り組んできたのかなどこれまでの経緯、また、現在どのようなことが新たな課題となっているのかなど、医療安全における基本的知識を学ぶ。また、医療安全面からみて、看護師がどのような状況におかれているか、その特徴を学ぶ。</p> <p>( ㉔ 平 英美/8回) インフォームド・コンセントやカルテ開示という言葉で象徴されるように、日本においても患者の権利を尊重する医療のあり方が浸透しつつある。その一方で、告知や治療をめぐる患者の自己決定とは何か、どこまで自己決定が可能なのかといった簡単には正解の出せない問題に臨床の現場は直面している。講義では最近の医療トピックスを事例としてとりあげながら、できるだけ具体的なかたちで倫理的問題をみなさんと一緒に考えていきたい。</p>	オムニバス方式
		<p>世界各地で自然災害や人為災害が発生し、毎年多くの人命と財産が失われている。災害を完全に防ぐことはできないが、備えを進めることで被害を最小限に抑えることができる。災害看護学では、まず、災害看護の定義、災害看護学の歴史、災害の分類、災害サイクル、我が国の災害の状況と対策などの基本的事項について理解する。また、看護介入の実際には、災害サイクル各期の看護や心肺蘇生・トリアージ・応急処置など災害時に必要な技術、心のケアについて学習する。さらに、国際救援活動の現状と看護の役割について考える。</p>	
		<p>ターミナルケアの内容や質を左右するのは、看護師の生死観である。本講義では、生死観を育むことの意義がわかるとともに、ターミナルケアを実践する上で必要であろうと思われる知識・技術についての理解を深め、ターミナルケアにかかわる看護師に求められる資質・態度を身につけることをめざす。 到達目標: (1)ターミナルケアおよび関連用語の概念がわかる。(2)生死観の概念を理解し、看護師が生死観を育むことの必要性がわかる。(3)ターミナルケアを実践する上で必要な基礎的知識、基本的技術や態度を身につける。</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
健康 生活 を支 える た め の 看 護	臨床看護学領域	<p>(概要) 成人期のライフサイクルにおける発達上の課題・状態への適応を促す看護活動と役割について理解し、健康問題が日常生活や社会活動に与える影響についても考える。また、成人期の疾病の特徴・病態を理解、看護診断し、病状各期の療養上の問題点について学び、生活の質を高めるための看護のあり方を考える。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(⑨ 江川隆子/8回) 成人看護学の概念と看護の機能について学び、ライフサイクルの発達課題、成人期の健康障害が社会生活や家庭生活に及ぼす影響についても理解する。また、急性・慢性期の特徴的援助方法論について、理論的モデルを解説する。</p> <p>(⑩ 餅田敬司/7回) 成人期の発達課題に応じた生活や健康障害について急性期・慢性期・回復期の援助技術方法を学び、さらに退院後のリハビリや生活環境、社会活動が生活に与える影響について看護管理視点で、援助・指導の方法を学習する。</p>	オムニバス方式	
		成人看護技術論 I	<p>周手術期にある成人の術前・術中・術後・回復期における病態や検査、侵襲的治療を理解し、その看護援助法を学ぶ。機能障害を持ちながら生活する成人に、ふさわしい看護援助法を管理的視点をふまえながら習得する。慢性病を持つ成人の健康障害・疾病の特徴と、生活に及ぼす影響を理解し、看護援助法を学ぶ。慢性病や健康状態の急激な変化によって引き起こされる患者の身体的、心理的变化を理解し、病を受容し主体的に生きるための看護援助方法を事例や演習を通して学ぶ。</p>	
		成人看護技術論 II	<p>さまざまな健康問題を持つ成人期の対象における事例を通して、健康障害を持つ成人期の対象者にふさわしい看護援助法について演習を通して学ぶ。クリティカルな状況にある対象者の呼吸・循環管理、フィジカルアセスメントを用いた全身状態の観察法、救急看護法やクリティカルケア実践に必要な看護技術を習得する。生涯、病と向き合いながら日常生活を送る慢性病の対象者に必要な看護援助方法を、管理的視点をふまえながら事例や演習を通して学ぶ。慢性病を持つ対象者のライフヒストリーを理解し、対象者らしい生き方ができ、継続看護に繋げるための看護援助方法を学ぶ。</p>	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 科 目	健康 生活 を支 える ため の 看護  臨 床 看護 学 領 域	老年看護論	<p>老年期のライフサイクルにおける課題・状態への適応を促す看護活動と役割について理解し、健康問題が日常生活や社会活動に与える影響についても考える。また、老年期の疾病の特徴・病態を理解、看護診断し、病状各期の療養上の問題点について学び、生活の質を高めるための看護のあり方を考える。</p> <p>特に、老年看護学の概念と老年期の看護の特徴について理解し、老年期の発達・加齢現象について、身体的・心理的・社会的な影響についても理解する。さらに、老年期に多い疾病や健康段階に応じた援助方法について思考し、その知識を活用して老年期の看護のあり方についてQOLの向上をはかりながら、アセスメントできる能力を養う。</p>	
		老年看護技術論 I	<p>高齢者がもつ特有の機能障害や健康問題を把握し、医療施設・老人保健施設・福祉施設など、様々な施設で展開される看護活動への理解を深め、また、施設の特徴的な看護活動の方法、技術をエビデンスに基づいて学内で演習する。高齢者の背景や状態を理解するため、事例を用いて、QOLを高めるためのケア計画、援助技術・実践方法論を理解し、演習、実践後の評価ができる能力を高める。</p>	
		老年看護技術論 II	<p>健康障害を持つ高齢者の看護を実践するために高齢者の加齢及び身体状態を統合的にアセスメントし、エビデンスに基づく援助方法を図式化し、援助計画を立案する。さらに、高齢者に多い循環器系、消化器系等の疾病と病態を理解するとともに生活上の問題点をアセスメントする。また、その方法を事例を通して、看護診断し、アプローチの方法を検討する。高齢者の健康状態と生活の場を管理的視点からとらえ、各健康段階における生活機能、心理状態等をアセスメントし、その対策についても検討する。療養の場が高齢者にとって最適であるかを検討・立案する能力を養う。</p>	
		精神看護論	<p>精神医療と看護の歴史の変遷を概観し、心の健康を理解するために心の構造と機能、成長と発達、成長期における課題と危機、心の健康に及ぼす諸因子について学ぶ。そして、既存の諸モデルを通して心に病を持つ人々の諸現象について理解する。また、心に病を持つ人々への治療的関係の展開、ノーマライゼーション理念の概要を理解する。欧米・日本における精神保健医療の歴史と現状、精神保健医療活動、地域精神医療活動、リハビリテーション活動など精神保健の基礎について学習する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	臨床看護学領域	精神看護技術論 I	精神看護学に必要な病態の知識、理解援助技術、態度を身につけることを目標とする。個別の学習目標としては患者の置かれている状況から、困難や葛藤がどこにあるかを見出すことができること。精神障害の予防や危機介入の方法、障害が疑われる人の診察の仕方、診断方法について理解できること。主な精神障害の分類、疫学、成因、病態、身体的検査法、心理的検査法、症状と経過、身体療法、精神療法、社会復帰療法等の治療概要を理解することができ、精神看護技術の基礎について学習する。
		精神看護技術論 II	心の健康と看護、精神病態学や心理学、援助的人間関係などについて学習した知識を生かし、心に病を持つ人々に対して必要な看護を展開するための基礎的及び実践的な知識、技術を習得する。心に病をもつ人々の日常生活や行動、看護師・患者関係の成立・発展過程、精神保健医療チームと看護の役割などについて理解する。治療的な関わり方や働きかけ、コミュニケーションなどに関する具体的な方法と技術についてプロセスレコードを活用し演習する。
		リハビリテーション看護論	リハビリテーション看護の対象、目的、方法を理解する。障害の概念モデルの変遷（ICIDH-1からICF）から障害について考え、ICFモデルを参考に生活者としての視点で対象者をとらえる学習をする。そして対象者が「自分らしく生活する」ために看護職をはじめとする多職種との連携（チームアプローチ）の重要性の理解する。臨床現場での事例をもとにディスカッションを行い、リハビリテーションチームにおける看護の役割について理解する。
		母性看護論	母性看護論では、母子を取り巻く社会や親子・家族関係の変化、母と子の権利などを理解する。特に、母性の特性、母性看護の概念、母性看護の現状と動向・歴史、性と生殖のメカニズムについて学ぶ。また、リプロダクティブヘルス/ライツ、ヘルスプロモーションの考え方と母性看護の対象となる女性のライフサイクル各期の発達に応じた健康の維持・増進、疾病予防の視点から特徴を理解する。
	地域・家族・生活看護学領域	母性看護論をより深めていくための一助として、それぞれのテーマについての演習を行う。女性のライフサイクル各期においては、とくに思春期、更年期の特徴をとらえて、必要な看護についてグループワークを通して学ぶ。また女性や家族など母性看護に関連した話題について、講義とグループワークからその実情と問題提言を行い、必要な援助を考える。さらに、母子相互作用、親役割の取得過程について自身の考えを深めるとともに、周産期にある女性や家族を含めた対象への援助を考え、母性看護援助論Ⅱへとつなげる。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 科 目	地域・家族・生活看護学領域 健康生活を支えるための看護	母性看護技術論Ⅱ	母性看護論および母性看護技術論Ⅰをうけて、周産期を中心とした看護について学ぶ。周産期の女性の生理・心理・社会的変化と看護、新生児の生理変化と看護、さらに家族をも含めた援助について理解を深める。また周産期の母子の看護過程の展開について、遭遇しやすい事例を用いて演習を行う。実際の看護や保健指導については、看護計画立案とともにできるだけリアルな状態で技術演習を行う。これらを母性看護学実習へとつなげていく。	
		小児看護論	小児看護論では、子どもが健やかに成長していく過程における健康の維持・増進、さらに疾病の予防について理解する。 特に、子どもとはどのような存在なのか、子ども観の変遷から子どもが社会でどのように処遇されてきたのか、子どもの権利条約批准後、我が国において子どもの権利はどのように守られているかなどを保健・医療・福祉・教育の視点から検討する。加えて、小児医療における子どもの権利やプリパレーションの概念について理解する。また、子どもは成長発達する存在であり、家族や社会から適切に保障される存在であることを理解し、子どもの健全育成のために私たちにできることは何かを考察する。	
		小児看護技術論Ⅰ (保育園実習含)	発達の視野をもって看護を展開するために、新生児、乳児、幼児、学童期、青年期の子どもの成長・発達、各期における成長発達と養護、生活支援、各期にみられる健康問題を理解する。さらに、子どもにとっての遊びの意義を理解し、展開する能力を養う。演習では遊びを通して子どもとのコミュニケーションをとる方法、日常生活を支える技術を習得し、小児看護を展開する基礎的能力を身につける。また、健康障害や入院が子どもと家族に及ぼす影響を理解し、演習では治療や処置を受ける子どもの対処能力を最大限に引き出すプリパレーションの方法を学ぶ。	演習 45時間 実習 15時間
		小児看護技術論Ⅱ	成長発達過程にある子どもに特有な症状やさまざまな健康障害と看護の特徴を理解する。また、医療の場以外で生活する支援の必要な子どもと家族（障害児施設あるいは在宅で療養する障害や発達障害をもつ子どもと家族、虐待を受けた子どもと家族）への支援についても理解を深める。さらに臨床実習に備え、事例を通して健康障害をもつ子どもと家族に必要な看護は何かを考察し、看護を展開する能力を養う。また、発達アセスメントやフィジカルアセスメント、技術演習（身体計測・バイタルサインズの測定）など小児に特有な技術の演習を行なう。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	健康生活を支えるための看護 地域・家族・生活看護学領域	<p>(概要) 地域看護の歴史、地域看護の対象と活動方法、公衆衛生と保健師活動、在宅で療養する人々とその家族の看護と関連する医療、介護サービス等、地域看護、在宅看護の基礎について学習する。</p> <p>(オムニバス方式/全30回)</p> <p>(⑨ 原田小夜/15回) 地域社会で生活する人々を対象とした地域看護活動の歴史、地域看護活動の対象、地域で働く看護職の健康増進活動、疾病予防活動における役割、ヘルスプロモーションの考え方、公衆衛生行政と保健活動、保健事業、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ、ソーシャルキャピタル、住民の地区組織活動や地域の社会資源に関すること、保健、医療、福祉分野との連携等、地域看護活動の基礎を学習する。</p> <p>(59 堀井とよみ/15回) 在宅看護の必要性と特徴について理解し、在宅で療養する人々とその家族を対象とした看護ケアの展開の機能と役割を学習する。在宅看護の意義、在宅看護の歴史と発展の経緯、介護保険などの各法律との関連を理解し、在宅看護に関わる現状を認識する。</p>	オムニバス方式
		<p>地域看護技術論 I</p> <p>地域で生活する個人、家族のヘルスケア、疾病予防を目的とした看護活動について学習する。健康診断、健康相談、家庭訪問、健康教育等の看護活動の考え方と基本的な援助技術を学習する。成長発達段階別のアセスメント、家族の発達や危機、健康行動に関する既存のモデルを用いて、対象の個別の健康課題と解決方法を学習する。(健康相談、家庭訪問、健康教育の演習を含む。)</p>	
		<p>地域看護技術論 II</p> <p>母子保健、高齢者保健、感染症、難病等、法律や制度と地域看護の役割について学習する。また、学校保健、産業保健など様々な場における地域看護の役割と活動方法について学習する。疾病構造の変化、保健、医療、福祉、介護制度の変革によって地域看護活動は変化している。介護保険、介護予防、難病患者、精神障害者、在宅ホスピスケア等の医療依存度の高いケースの在宅療養を支援し、産業保健看護活動と地域職域連携を行うとともに、さらに法律、制度や地域看護の役割について学習する。また、母子保健活動、学校保健活動、学校保健と母子保健活動との連携や障害児ケア、児童虐待対応や感染症対策、健康危機管理について学習する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目 健康生活を支えるための看護 地域・家族・生活看護学領域	地域看護技術論Ⅲ	地域看護の目的、地域看護過程について学習する。コミュニティー・アズ・パートナーモデルを用い、地区診断を行い、地区診断に基づく、看護活動、評価のプロセスを学ぶ。また、実際の活動事例を通して、個別支援、セルフヘルプグループ、住民活動支援、地域ケアネットワーク、ケアシステムづくりなどグループで計画し、保健所、市町村の役割、機能の学習も含めモデルプランを作成する。(地域看護過程のグループワーク演習を含む)	
	在宅看護技術論Ⅰ	在宅ケアにおける在宅看護の歴史、在宅看護の現状、在宅療養者の権利保障や基本概念を理解し、地域ケアシステムのなかでの在宅看護の意義と役割を明確にするとともに、在宅における看護援助方法について演習や事例を通して学ぶ。また、在宅看護の看護展開方法を事例を通して理解するとともに、在宅看護の特徴を理解し、看護の実際について修得する。	
	在宅看護技術論Ⅱ	在宅で健康障害をもちながら療養生活をおくる対象者に対する日常生活援助方法の実際を演習や事例を通して学ぶ。具体的な内容として、在宅で療養する脳血管疾患患者や、難病、認知症患者、在宅でターミナル期にある対象者の看護援助方法、在宅で生活を送る精神障害者や小児の療養者における看護援助方法の実際を学ぶ。また在宅酸素療法、透析療法、ストーマケア、経管栄養、在宅中心静脈栄養、口腔・気管内吸引、気管切開口のケア、疼痛緩和などの特殊な技術をとともう在宅看護援助方法についても演習や事例を通して学ぶ。	
	家族看護論	家族ケアを進める上で必要な、家族ケアシステム、家族の発達、家族の危機について、カルガリー看護アセスメントモデルを中心にしながら基礎的なアセスメントの方法を学ぶ。事例を用いて、ジュノグラム、エコマップ、絆図の作成の仕方について学習する。介入モデルを用いて、家族システムへの看護介入方法、エンパワメントアプローチについて理解する。	
	障害児・者ケア論	障害児・者の潜在能力と可能性をいかに引き出すか、その人の発達段階や家庭状況を考慮した、より質の高い看護をすることが重要な課題である。この授業では、障害児・者が将来にわたって質の高い人生を送ることができるよう援助するために、現有の社会資源の活用や活性化を検討し、支援体制を整備・構築する必要性とその方法論を学ぶ。さらに、障害児・者が安心して自立した生活を送れるための長期的な看護のあり方をノーマライゼーションおよびユニバーサルデザインの理念に基づいて学習する。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 科 目	健康 生活 を支 える ため の 看護 臨 地 実 習	基礎看護学実習Ⅰ	はじめに医療施設の概要を見学実習し医療現場のあり方を思考する。その上で、地域で生活し病院に通院、あるいは入院しながら治療を受けている人々に出会い、医療の現場において、コミュニケーションを図りながら人々に接し、その人の生活や健康上のニーズを主眼に、看護の対象である人間を深く理解し考究する。それは他者理解であり、自己のあり方を探求することにつながる。さらに各病棟における看護の実際を先輩看護師と共に見学実習する。そこから看護の役割とその意義を討議し、共通理解する。	
		基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅱでは基礎看護学実習Ⅰに続き、既習の基礎看護学、一般教養・専門基礎および専門科目の知識を活かし、看護の対象を総合的に理解し、問題解決ができる基礎的能力を養う。実習の内容は、療養生活を送る人々の生活に触れ、その人々のニーズをアセスメントし、問題解決方法を学ぶ。さらに適切な日常生活の援助方法を計画し、実施・評価する。その体験から生命とは何か、生命の尊厳、倫理観、看護とは何かなどを深く洞察する。	
		成人看護学実習	さまざまな健康段階にある成人の健康状態、生活を多角的に捉え、成人の健康問題に対応するための看護援助方法について、実践を通して学ぶ。周手術期及び回復期にある対象の特徴を理解し、対象者の生活を捉えた上で、手術前後の看護実践をする。慢性病及び終末期にある対象の特徴を理解し、生活を捉えた上で個々のニーズに応じた看護実践を学ぶ。慢性病を持つ対象者が疾病を受容し、セルフケア行動が実行できる生活をおくるための看護実践を行う。侵襲的治療を受ける成人の苦痛・不安を理解し、緩和への取り組みができる。	
		老年看護学実習	健康問題をもつ高齢者に対して、これまで学んだ、知識・技術を統合し、疾病回復の援助、日常生活の自立へ向けての援助についての看護を展開する。また、療養の場や援助方法の違いによる高齢者との関わりを通して、QOLを高めるための療養のあり方を考えアセスメントし、援助する。また、医療・保健福祉の生活実態からケアの方法を検討し、さらに、保健医療福祉職との連携・協働のあり方を学び実践・評価する。	
		母性看護学実習	周産期における母子を受け持ち、看護過程を展開することをコアとして病院において実習を行う。なかでも対象女性の生理的・心理的・社会的変化をアセスメントし、母親役割の獲得過程、家族形成過程について考えながら、看護を実施する。また新生児の胎外生活の適応過程をアセスメントし、適応をより促進する看護を考え実施する。対象母子や家族への地域における支援について考える。あわせて、生命誕生についての感性を磨き、自己の存在について考える一助とする。	

授 業 科 目 の 概 要				
(看護学部看護学科)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 科 目	健康 生活 を支 える ため の 看護 臨 地 実 習	小児看護学実習	一人の患児を受け持ち実習を行う。受持ち患児の成長・発達のアセスメント、疾患や治療の理解、子どもと家族のニーズのアセスメントを行い、受け持ち患児の健康状態および発達段階に応じた看護を展開する。病気や入院の影響を最小限にし、子どもと家族の生活を整えることを目標に、看護を提供する。また、カンファレンスを通して、健康障害をもつ子どもと家族に必要な社会資源、保健・医療・福祉・教育の連携、医療における子どもの権利や尊厳、小児看護の役割について考察を深める。さらに、小児看護に必要な技術を習得し、小児看護実践できる基礎的能力を養う。	
		精神看護学実習	心に病をもつ人と実際に関わりを持つ重要な機会として実習を位置づけ、関わりを通して、その人が体験している独自の世界を理解することに焦点を当てる。また、心に病を持つ人の健康な人間性を尊重するとともに、援助するための自己のあり方について理解を深める。そして、心に病をもつ人々について、「生活」の視点からの理解を深め、チームの一員としての看護職の役割を理解する。実習内容として、プロセスレコードを活用し自己洞察する能力を養う。また、セルフケアレベルを把握し、その人に応じた援助の技法を学ぶ。	
		地域看護学実習	地域で生活する人々の生活や健康状態など地域の特性を理解し、地域ケアシステムにおける保健師活動の意義と役割について理解する。また、個人、家族、地域の健康課題に対して地域看護活動の実践・評価の過程を学び、保健、福祉、医療の関係機関と協働して保健活動を展開する意義を理解する。実習終了時には、これらの課題を解決するための地域看護活動の基本的実践方法を習得する。市町村の保健所、保健センターなどでの、グループ実習によって、リーダーシップやグループダイナミックスについても学ぶ。	
		在宅看護学実習	在宅看護を提供する上で必要な居宅介護事業所、地域包括支援センター、医療、保健、福祉、教育等の多機関・多職種との連携や社会資源の活用について学ぶ。さらに質の高い看護を提供するための事業所の運営や管理等、総合的な在宅看護実践能力を身につける。また在宅看護論および在宅看護技術論の学習を総合して訪問看護ステーションにおいて医療的対応や処置が必要な在宅療養者または終末期ケアが必要な利用者および家族を対象とした在宅看護を体験する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	健康生活を支えるための看護 卒業研究等	地域統合実習	既習の看護基礎知識と技術、さらに臨地実習での学びを体系化・統合化し看護学を深めるための実習である。実習を通して看護職への実践科学としての魅力を認識し、実践の学びを思考統合し発展させる。また実践現場に早期に適応できるよう配慮し、複数の対象者のケアを視野に入れた実習など、学生自らが思考し実践、評価、統合できることを主眼とする実習を行う。
		卒業研究	看護研究についての基礎的知識・理論構成を学ぶ。さらに研究計画書の作成、研究の意義や研究デザイン(目的、方法、分析、文章化)、量的・質的研究、さらに倫理的問題等も含め看護研究の基礎的理解を深める。そして将来の研究活動のため個人が、研究テーマを決定し研究活動の実践・評価を行い看護研究についての基礎的能力を習得する。
教 職 科 目		教職論	特に小中高校では教師の幅広い教養により魅力ある授業を展開することが求められる。そのため人の成長、教育の意義、現代社会における人間関係、また求められる教師像等について理解を深める。あわせて自己の考えを素直に構築・表現できるように、「書く」ことの練習を始める。本講義では現代社会の特質、人の成長過程や人間関係、集団・マスコミ等とのかかわり、そして教育および教員の役割や使命、学校教育の諸課題等幅広い観点から理解を深める。
		児童心理学	乳幼児期から児童期は、人間の成長、発達の土台の時期であり、その重要性は、近年改めて見直され喧伝される状況にある。社会の変化、家族の変化、学校の様子などが、子どもに与える影響についても、再考を加えながら現代に生きる子どもたちの姿を明確にとらえ、子どもたちのこころの理解と支援について学習する。具体的には、新生児から児童期までの基本的な成長を学び、家族や社会の大人たちとの「関係性」の中で育つ子供を理解する。うつ、発達障害、問題行動など関係する心理学領域の課題も合わせて学習する。
		教育経営論	現在の教育改革の動向を踏まえたうえで、教育活動を成立させている諸条件や組織、法的構造などについて知るとともに、教育経営という活動のエッセンスを探究する。現代の教育は社会システムのなかで行われ、教育の公共性の保障と同時に、多様化する価値観にあわせた学校ごとの独自性も必要である。本授業では現在の教育改革の動向に注目しながら、教育経営という活動の文脈を把握することを主眼におき、法的・制度的構造や学校運営に関する経営的仕組みなどの要点を理解する。

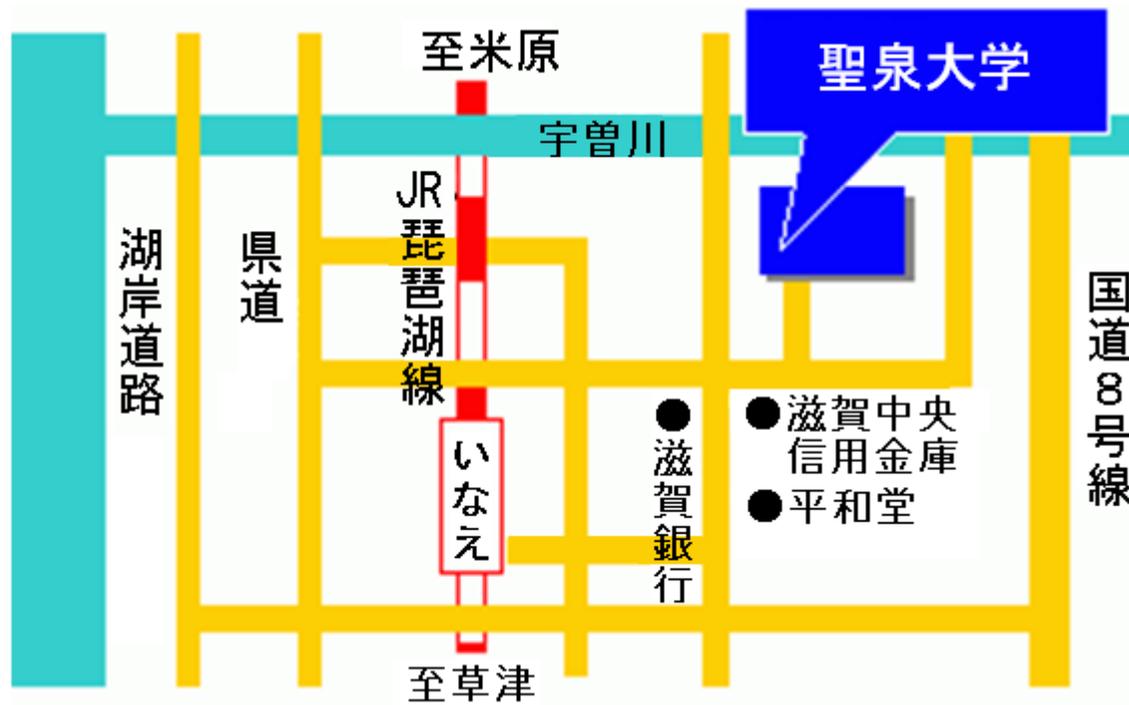
授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
教 職 科 目	教育課程論	教育課程の意義と歴史、教育法規、教科書、学習指導要領の変遷などを学ぶことで、教育課程にかかわる基礎的な知識を身に付ける。教育課程の成り立ちと基本構造、教育法規、教科書、学習指導要領の変遷など、教育課程にかかわる基礎知識を学ぶ。教育課程全般についての基礎的な知識を修得し、教職についての興味・関心・意欲を高める。具体的には、20世紀の米国の教育課程改革の事例、日本の明治以降の教育課程の変遷、教科書検定制度の歴史など学び、最近の教育課程に関わる諸問題についてもあわせて考察する。	
	道徳教育論	道徳教育の正しい理解と実践力の涵養が基本的なテーマであり、人が共存共生をはかるためには、社会秩序の維持・発展が重要である。人格形成期における道徳の必要性、また実践力の向上を目指して、教える立場からも認識を深める。「道徳」というだけで、アレルギーを感じるようではその国家や民族に未来はない。道徳の意味や普遍性、歴史的な解釈等をたどり、身近な資料や歴史的な著述書また実践者の生き方を通して考察する。	
	特別活動論	今日、学校や会社といった集団生活の場において、より良い人間関係を構築しながら主体的に行動できる力が求められている。本講義では、学校教育における「特別活動」の意義と手法を学習するとともに、様々な集団活動（グループワークやレクリエーション等）を通して、主体的に集団や社会に関わることの重要性を学び、自らが集団活動を促進する（ファシリテーション）力を養っていく。学級（HR）活動、生徒会活動、学校行事などを題材に、自主的活動や体験活動、話し合い活動、異年齢集団による活動などが、子どもと現代社会をつなぐ接点としてどのような役割を担うものであるのか、テキストや実践例を基に学ぶ。	
	教育方法論	「教育の方法・技術」を中心に、実際の小学校の授業ビデオを活用しながら理想的な授業の進め方について学ぶ。またソクラテス・コメニウス・ルソー・ペスタロッチ・デューイなどの教育方法を学び、教育方法の歴史についての知識を得る。さらに学生たちに簡単な模擬授業を体験させることによって、その後の意見交換や講評を経て、「授業を作る」ことの大変さと面白さを実感させる。こうした教え方の工夫についての体験的理解によって、授業についての理解を深め、興味・関心・意欲を高めていく。	
	生徒指導の理論と方法	まず現代の生徒の特徴と、とりまく社会環境の急激な変化との関係について、様々な角度から学習をする。次に「生徒指導とは何か」について「人間の本质（人間とは何か）」という問題と関わらせながら探究をする。さらに理論学習だけでなく、グループ協議や発表を交えながら遅刻指導、非行指導、いじめや不登校の指導など具体的な事例研究（ケース・スタディ）を行う。さらに家庭・地域との連携による実践的な指導のあり方を学び、生徒指導の方法や課題解決に向けての実践的態度を培う。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
教 職 科 目	教育相談	教育相談の内容は多岐にわたり、ネットワークやシステムもさまざまに変化してきている。「教育」という人間形成期の課題の支援として、カウンセリングやソーシャルワークにとどまらず、地域社会全体で取り組むべきものである。ここでは教育相談というきわめて個人的・臨床的な立場から、より広い意味の子ども理解を学習する。また、カウンセリングの基礎を学ぶために、「自己覚知」にグループで取り組み、自分の中の価値観や先入観に気づき、他者へのスタンスを発見する。	
	養護概説	養護教諭の歴史的な発展、現代における児童生徒を取り巻く課題を通して専門性に基づいた養護活動の基礎について学ぶ。養護教諭の職務と果たすべき役割、児童生徒の心身の健康実態、特性、課題を的確に捉え対応、解決の支援について考える。さらに保健室経営、保健教育、相談援助実践、学校内外での保健組織活動について講義を中心にグループワークや調べ学習などを取り入れて「養護」について理解を深め養護教諭としての基礎的、応用的知識、技術を学び科学的な理論と根拠に基づいて実践できる力量を身につける。	
	教職実践演習 (養護)	養護教諭として必要な救急処置・健康診断・健康教育などについて、演習を通して専門的な知識や技能を生かした健康教育の進め方を学ぶ。養護教諭として必要な知識技能を修得したかを確認し、これまでの教職課程の履修で不足しているものについては補完するとともに、教育現場で、教員に求められている資質や能力を身につけ、予想される諸問題に対処できるようにする。授業形態は講義・演習・発表・模擬授業・事例研究・ロールプレイングなどを取り入れ、養護教諭として実際に活動するために必要な能力や資質を身につける。	
	養護実習事前事後指導	事前指導では、養護実習の意義、実習生としての心構え、養護実習の計画、保健室運営について学ぶ。さらに、児童・生徒に対する対応について、個別および集団での演習により疑似体験し、準備する。また近隣の学校訪問により、保健室や授業の見学を通して現場の教員からのアドバイスを受け、「教育実習」に向けてどのような準備と心構えが必要かを学ぶ。事後指導では、実習終了後に実習経験の成果や問題点を分析し、グループでの情報交換を行い、今後の課題を明確にする。	
	養護実習	教育現場（小学校または中学校）において児童・生徒との接触を通して、教師に必要な実践的な指導力や技能を体得する。「養護実習事前事後指導」で学習した内容を踏まえ、教育現場で4週間の実習を行う。なお事前に実習校担当教員との打合せを実施する。実習では発達過程にある児童・生徒の理解と学校生活の実態を把握する。また、学校保健計画の立案と運営を理解する。さらに保健管理および保健教育や保健指導の実際を経験し、保健室運営と養護教諭の職務の実際を経験する。	

都道府県内における位置関係の図面



最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

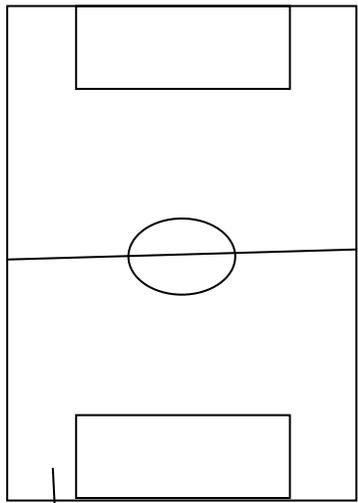
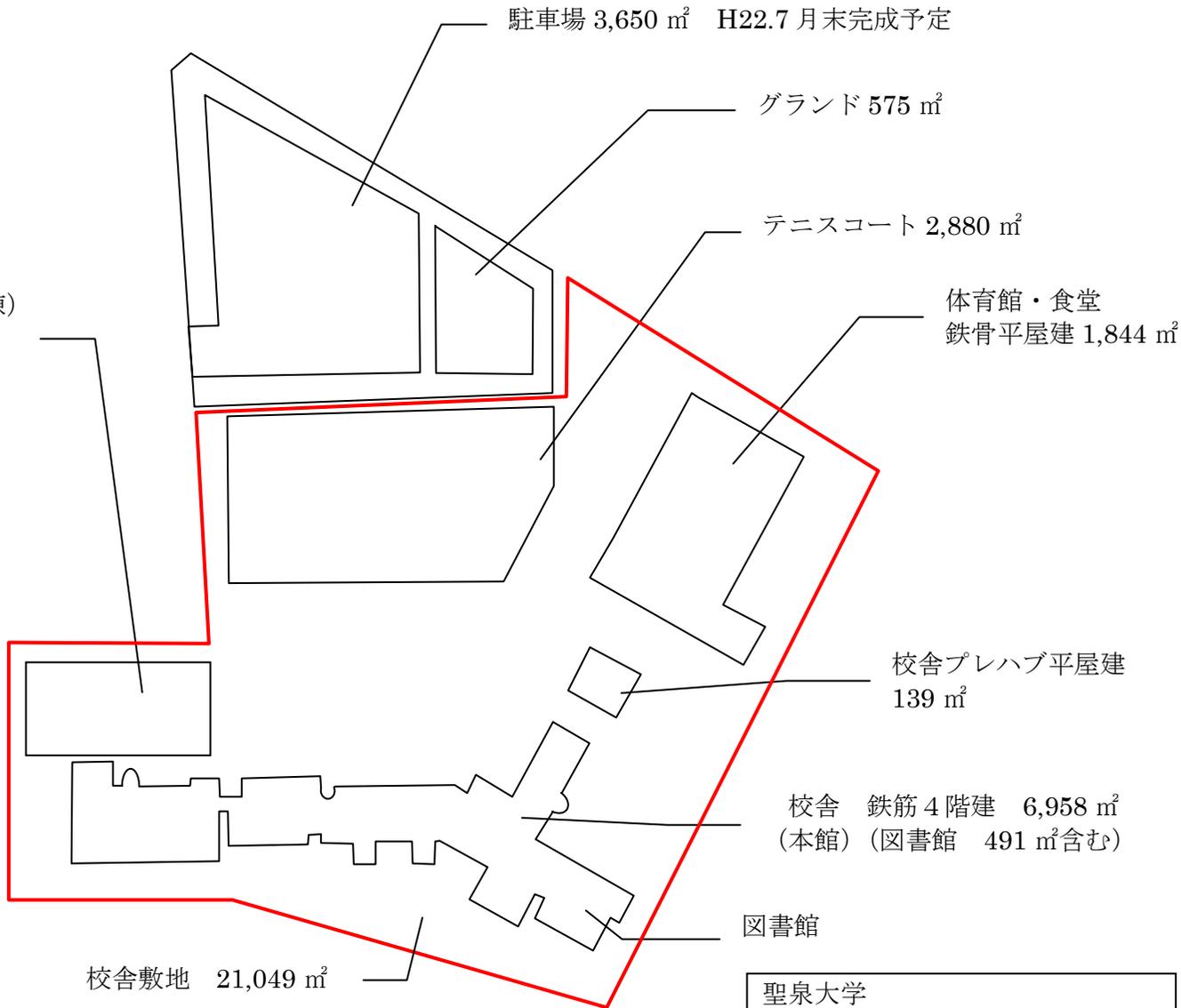


駅からの距離及び交通機関

- ・ JR 稲枝駅から約 1 km
- ・ JR 稲枝駅から徒歩 13 分
- ・ JR 稲枝駅からシャトルバス 2 分

# 校舎・運動場等の配置図

22年度 建設予定 看護学部専用校舎(新棟)  
 鉄骨2階建 1,330㎡  
 H22.8月着工 H23.2月完成予定



サッカー ホッケー フットサルグラウンド  
 8,663㎡

聖泉大学	
校地面積	33,937㎡ (全部所有)
内訳	
校舎敷地	21,049㎡
運動場用地	9,238㎡
その他(駐車場)	3,650㎡

# 聖泉大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。

### (目的達成と評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価を行うにあつたての項目の設定、実施体制等については別に定める。

### (組織的な研修等)

第1条の3 本学は、教員の教育内容および教育方法の改善を図るため、全学および部局ごとに組織的な研究および研修を実施するものとする。

### (名称および所在地)

第2条 本学は、聖泉大学と称し、滋賀県彦根市肥田町720番地に置く。

### (学科および学生定員)

第3条 本学におく学部、学科、専攻課程および学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
人間学部	人間心理学科	臨床・発達心理専攻	25人	200人
		健康運動心理専攻	25人	
	人間キャリア創造学科		25人 (3年次編入10人)	120人
看護学部	看護学科		80人	320人

2 前項の各学部・学科における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的は、次のとおりとする。

(1) 人間学部人間心理学科では、心理学を基盤として人間の発育・発達や心身の諸活動を捉え、自己理解と他者共感の力を養うとともに、科学的知識に基づいた実践力を発揮し、豊かで健康的に生き、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 人間学部人間キャリア創造学科では、人間の心理・行動や社会現象を多角的に分析し、併せて経済・経営の専門的知識やビジネススキルを獲得し、自らのキャリアを積極的に切り開き、真に社会で活躍できる人材の養成を目的とする。

(3) 看護学部看護学科では、広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

### (附属施設)

第3条の2 本学に次の附属施設を置く。

図書館

情報センター

総合研究所

カウンセリングセンター

2 附属施設に関し、必要な事項については、別に定める。

(学部附属施設)

第3条の3 本学の学部に必要な附属施設を置く。

人間学部 スポーツ文化研究所  
看護学部 看護キャリアアップセンター

2 附属施設に関する規程は、別に定める。

(修業年限および在学期間)

第4条 学部の修業年限は、4年とする。

2 学部の在学期間は、8年(編入学または再入学の場合にあつては学長が定める必要とすべき年数の2倍に相当する年数)を超えることができない。

第2章 学年、学期および休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学開学記念日4月30日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週以上にわたることを原則とする。

第3章 入 学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (7) 専修学校の高等課程を修了した者
- (8) その他本学において選考の上、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で満

18歳に達した者

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。  
2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関する事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続)

第13条 前条の選考に合格し、入学を希望する者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学申込金を納付しなければならない。  
2 保証書の保証人は、原則として父母または成年の親族とし、独立の生計を営む者で、授業料の債務を履行できるものでなければならない。

(入学の許可)

第14条 学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第15条 本学に編入学、転入学、再入学を希望する者があるときは、学長は、学歴等を審査し、相当年次に入学を許可することができる。

#### 第4章 教育課程および履修方法等

(教育課程)

第16条 本学の教育課程は、学部、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目および履修方法)

第17条 授業科目および履修方法については、各学部において定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条の2 学生が職業を有している等の事情により、第4条に限定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、第4条第2項の規定にかかわらず、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

(単位数の上限)

第18条 各学部は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(卒業必要単位数)

第19条 卒業に必要な修得単位数等については、各学部において定める。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業を講義と実習など2つ以上の方法を併用して行う場合は、15時間から45時間までの範囲で、

別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 卒業研究については、学修の成果を評価し、所定の単位を与える。

(成績評価基準等の明示等)

第21条 各学部は、学生に対して、授業の方法および内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

(単位の授与)

第22条 学生が所定の授業を履修した場合は、課題を課すとともに考査を行い、成績を合算して合格した者に単位を与える。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第23条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生が他の大学または短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、編入学および転入学の場合を除き、第23条第1項および第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学部・学科間の単位互換)

第24条の2 本学において教育上有益と認めるときは、所属学部・学科以外の学科の科目を履修し単位を修得することができる。

(資格の取得)

第25条 本学において取得することができる免許および国家試験受験資格の種類は別表1のとおりである。

(卒業の要件および学位の授与)

第26条 本学所定の修業年限以上を在学し、第19条に定める単位を修得したものについては、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業を認定された者には、課程を修了した学部・学科に応じて、下記の学位を授与する。

学部	学科	専攻	学位
人間学部	人間心理学科	臨床・発達心理専攻	学士(人間心理学)
		健康運動心理専攻	学士(人間心理学)
	人間キャリア創造学科		学士(人間心理学)
看護学部	看護学科		学士(看護学)

## 第5章 休学、復学、退学、転学、転部、転科、留学、除籍

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない事由により休学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は6ヶ月以内とし、特別の理由がある場合は、引き続き6ヶ月を限度として延長を認める

ことができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学した期間はこれを在学期間には通算しない。

(復学)

第28条 休学した者が復学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(退学、転学)

第29条 学生がやむを得ない事由により、退学または転学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(転部・転科)

第30条 学生が他学部又は他の学科に転部、学科しようとするときは、所属学部において選考のうえ、学長がこれを許可することができる。

(留学)

第31条 第23条の第2項の規定により、外国の大学等で履修するための留学を希望する学生は、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第17条の2に規定する者を除き、第4条第2項に定める在学期間を超えた者

(3) 第27条第2項および第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(5) 死亡した場合

第6章 検定料、入学申込金および授業料等

(検定料、入学申込金および授業料等の額)

第33条 検定料、入学申込金および授業料の額は別表2に定める額とする。

2 外国人留学生の検定料に関しては別に定める。

(授業料等の納付)

第34条 授業料、教育充実費は、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 授業料等は、停学中であっても納付しなければならない。

3 休学または退学もしくは転学する場合は、その期日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。

4 休学期間中の授業料等の額は、在籍料として各期毎に100,000円とする。

(授業料等の不還付)

第35条 すでに徴収した入学検定料、入学申込金、授業料等は還付しない。ただし、入学前の、所定の期日までに返還申請のなされた授業料等については還付することができる。

(奨学金)

第36条 本学に奨学金制度を設ける。

2 奨学金の制度に関し、必要な事項については、別に定める。

第7章 職員組織および教授会

(職員)

第37条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(教授会)

第 38 条 第 3 条に掲げる学部に、教育・研究に関する事項を審議するため、学部教授会を置く。  
2 教授会に関し、必要な事項については、別に定める。

(委員会等)

第 39 条 本学に委員会その他必要な会議を置くことができる。  
2 委員会その他必要な会議に関し、必要な事項については、別に定める。

## 第 8 章 科目等履修生、聴講生および研究生

(科目等履修生)

第 40 条 本学所定の科目につき履修を願い出る者があるときは、学部において選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。  
2 科目等履修生に関し、必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第 41 条 本学の公開講義科目につき履修を願い出るものがあるときは、学部において選考のうえ聴講生として入学を許可することができる。  
2 聴講生に関し、必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第 42 条 大学を卒業した者で、特別事項の研究を願い出た者については、学部において選考のうえ研究生として入学を許可することができる。  
2 研究生に関し、必要な事項については、別に定める。

## 第 9 章 外国人留学生、社会人入学生

(外国人留学生)

第 43 条 外国人で、「留学」の在留資格を得て、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学部において選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。  
2 外国人留学生に関し、必要な事項については、別に定める。

(社会人入学生)

第 44 条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、学部において選考のうえ、社会人入学生として入学を許可することができる。  
2 社会人入学生に関し、必要な事項については、別に定める。

## 第 10 章 賞罰

(表彰)

第 45 条 学長は、優秀な学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 46 条 学長は、教育上必要と認めるときは、教授会の議を経て学生の懲戒を行う。  
2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。  
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者  
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者  
(3) 本学の秩序を乱し、学生の本分に反する者

## 第 11 章 厚生保健施設

(保健)

第 47 条 学生および職員のため、毎年健康診断を行う。  
2 本学に、保健室を設け、学生および職員の健康相談に応じ、必要な場合は、救急処置を行う。

## 第12章 雑則

(雑則)

第48条 この学則の施行に関し、必要な事項については、別に定める。

(学則の改廃)

第49条 この学則の改廃は、各学部教授会の議を経て理事会において行う。

附則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第17条に規定する授業科目に関し、平成15年度の入学者については、別に定める。

附則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第17条に規定する授業科目に関し、平成16年度までの入学者については、別に定める。

附則

1 この学則は、平成18年2月1日から施行する。

2 第17条に係る別表1、別表2については、平成18年4月1日から施行する。

3 第17条に規定する授業科目に関し、平成17年度までの入学生については、別に定める。

附則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第17条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第19条に規定する修得単位に関し、平成18年度までの入学生については、別に定める。

附則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第17条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第19条に規定する修得単位に関し、平成19年度までの入学生については、別に定める。

3 第3条に規定する学生定員のうち、人間心理学科については、平成22年度までの間は次のとおりとする。

学 科	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間心理学科	60人	360人	60人	320人	60人	280人
人間キャリア 創造学科	35人 (3年次編入 10人)	45人	35人 (3年次編入 10人)	90人	35人 (3年次編入 10人)	125人
合 計	105人	405人	105人	410人	105人	405人

附則

この学則は、平成 20 年 8 月 27 日に改定し、平成 20 年 4 月 1 日に遡り施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第 19 条に規定する修得単位に関し、平成 20 年度までの入学生については、別に定める。
- 3 第 3 条に規定する学生定員について、平成 23 年度までの間は次のとおりとする。

学 科	専 攻	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間心理学科	臨床・発達心理 専攻	30 人	320 人	30 人	280 人	30 人	240 人
	健康運動心理 専攻	30 人		30 人		30 人	
人間キャリア創造学科		35 人 (3 年次 編入 10 人)	90 人	35 人 (3 年次 編入 10 人)	125 人	35 人 (3 年次 編入 10 人)	160 人
合 計		105 人	410 人	105 人	405 人	105 人	400 人

附則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第 19 条に規定する修得単位に関し、平成 21 年度までの入学生については、別に定める。
- 3 第 3 条に規定する学生定員について、平成 24 年度までの間は次のとおりとする。

学 科	専 攻	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間心理学科	臨床・発達心理 専攻	25 人	270 人	25 人	220 人	25 人	210 人
	健康運動心理 専攻	25 人		25 人		25 人	
人間キャリア創造学科		25 人 (3 年次 編入 10 人)	115 人	25 人 (3 年次 編入 10 人)	140 人	25 人 (3 年次 編入 10 人)	130 人
合 計		85 人	385 人	85 人	360 人	85 人	340 人

附則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する学生定員について、平成 25 年度までの間は次のとおりとする。

学部	学科	専攻	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間学部	人間心理学科	臨床・発達心理専攻	25 人	220 人	25 人	210 人	25 人	200 人
		健康運動心理専攻	25 人		25 人		25 人	
	人間キャリア創造学科		25 人 (3 年次編入 10 人)	140 人	25 人 (3 年次編入 10 人)	130 人	25 人 (3 年次編入 10 人)	120 人
看護学部	看護学科		80 人	80 人	80 人	160 人	80 人	240 人
合 計			165 人	440 人	165 人	500 人	165 人	560 人

別表 1 (第 25 条関係)

学 部	学 科	免許・資格
人間学部	人間心理学科 臨床・発達心理専攻 人間キャリア創造学科	中学校教諭 1 種免許状(社会) 高等学校教諭 1 種免許状(公民)
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭 1 種免許状

1. 中学校教諭 1 種免許、高等学校教諭 1 種免許、養護教諭 1 種免許を得ようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。
2. 看護師、保健師、国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師、看護師法並びに同法施行令および保健師、看護師養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。

別表 2 (第 33 条関係)

1 検定料および入学申込金

区 分	検定料	入学申込金
学部共通	30,000 円	200,000 円

2 授業料等

区 分	授業料		教育充実費		実習費	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
人間学部	390,000 円	390,000 円	125,000 円	125,000 円		
看護学部	525,000 円	525,000 円	140,000 円	140,000 円	125,000 円	125,000 円

## 聖泉大学看護学部看護学科設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由

### ア.設置の趣旨および必要性

#### 1. 設置の経緯

本学園の教育理念は「キリスト教精神に基づき、人間に対する理解と愛を深め、各専門教育を通して、世界と地域に貢献できる人材を育成すること」を目的として、昭和60年に学校法人聖隷学園（静岡県浜松市）が、滋賀県彦根市に聖隷学園聖泉短期大学として英語科と商経科を開設した。その後、さらなる将来の発展と地域のニーズに応えるため、彦根市長をはじめ、県内有識者を理事とする新学校法人聖ペトロ学園を設立し、経営の移管を行い、平成4年度に名称を聖泉短期大学と改めた。本学園は、開学後10年の節目を経過し、平成9年に時代のニーズに応えるべく介護福祉学科と情報社会学科を設置し、さらに平成15年には聖泉大学人間学部を開設した。それに伴い、聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更を行った。

平成21年度に入り、本法人の名称及び目的を開学からの学内外の変遷に伴い、よりふさわしいものに見直すこととなり、法人名を「学校法人聖泉学園」と改め、キリスト教の建学の精神についても、むしろ人間としての目標とすべき「人間愛」と「地域貢献」の理念に基づく教育に緩やかに移行を行っている。

現在、大学は、人間学部人間心理学科と人間キャリア創造学科を置き、1学部2学科で構成されている。人間心理学科は、地域からの要請でもある複雑な現代社会に生きる人間の本質を追求するための「人間のこころ」についての学問分野を中心に教育研究を行っている。また、人間キャリア創造学科は、社会及び企業からの要請でもある幅広い知識と技能、組織内のより良い人間関係を構築できる調和のとれた人材育成を目的としている。短期大学部については、介護福祉学科と情報コミュニティ学科の2学科で構成されている。介護福祉学科は、介護福祉士の養成を目的として、これまでに約450人もの介護福祉士を輩出し、地域の高齢者福祉に寄与してきた。情報コミュニティ学科は、IT系資格や簿記会計の資格などが修得でき、企業の即戦力となれるような幅広い実践的な教育を行ってきた。このように本学は、大学の目的として教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに一般教養および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成している。

しかし、近年の社会情勢の著しい変化は、長引く経済の低迷、少子高齢による世帯の小規模化、独居高齢者の増加、それに伴う地域互助の精神の低下や食生活の変化など国民の価値観やライフスタイルの変化・ニーズの多様化がみられる。このような状況のも

と、保健医療福祉を取り巻く環境は、疾病構造の変化や医療制度の改革、介護保険法や障害者自立支援法の施行などが進められ、それに伴い地域医療、在宅医療、福祉の重要性や医療提供の場の拡大、多様化などめまぐるしく変化している。

また、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」において、生活習慣病の増加などによる国民の健康づくりの取り組みが高まっており、保健医療福祉のニーズは、さらに高度化、多様化している。そして、患者の医療への権利意識も高まり、医療や地域保健など質の向上への要請がますます増大している。

特に医療制度改革の理念である「国民に対する医療の質の保障」の実現には、医療従事者の資質の向上が不可欠であり、特に医療従事者の中で最も多数を占め、身近に国民の健康と医療に携わる看護職の資質向上が強く求められている。具体的には、小児の健康、分娩出産の安全保障や育児支援、高齢者のケアや尊厳ある看取り、そして、地域住民の健康管理や企業の健康管理など、ケアの場の広がりや安全医療の提供を行うための看護体制の充実が不可欠となっている。

滋賀県では、これまで全国的に見ても相対的に少ない保健医療資源を効率的に活用し、県民の健康の維持や疾病治療のための保健医療体制を構築してきた。しかし、平成27年まで人口が増加すると推定されている数少ない県でもあり、今後、さらに高齢者人口が増加することから、本格的な高齢社会を迎える。それに伴い保健サービス、医療に対する需要が増大することが予想される。（資料1 滋賀県勢要覧 平成21年版年齢3区分別人口の推移より）

滋賀県における医療政策の基本方針は、「人生80年時代を健康でいきいきとした活力ある社会とするため、生活習慣病の予防を図るとともに、医療、保健、福祉、介護の連携（資源のネットワーク化）により医療や介護が必要になっても自宅や地域で暮らし続けることを目指す」としている。（資料2 滋賀県部長会議資料より）また、医療政策の方向性として、生活習慣病予防、医療提供体制、医療費適正化、介護予防・介護保険制度等についていくつかの改善すべき課題を抱えている。

現在、滋賀県では、地域医療体制の弱体化により、本来、利用者に対して、健康の段階に応じて急性期から慢性期を経て在宅療養に至るまでの切れ目のない医療体制を整備する必要があるにも関わらず、利用者は適切な医療の選択が困難な状況にある。また、増大する医療費については、不必要な伸びを抑制し、適正化を図る必要があり、そのためには、医療機能の分化・連携、平均在院日数の短縮化を図り、在宅医療の推進が必要とされている。また、高齢者人口の増加や医療の必要性の薄い患者の入院によって、本来、ケアが必要な要介護認定者への十分な介護サービスが困難な状況となっている。これには、各病院の療養病床の効果的な再編成による転換や地域の医療と介護の連携が必要である。また、このほかにも病院の退院調整機能の強化、訪問看護ステーション等機能の充実、在宅におけるターミナルケアを担える医療従事者の育成・確保等も必要である。また精神保健医療福祉に必要な事業として「こころのケア」がある。これは、学校等におけるいじめ、暴力

など児童・生徒を巻き込む事案のストレスによる PTSD（心的外傷後遺症群）等への対応ができる体制整備が必要とされている。さらに滋賀県では、健康づくりの推進として「健康いきいき 21—健康しが推進プラン」を医療政策として掲げており、予防を重視した生活習慣病を減少させる健康づくりの推進やメタボリックシンドロームの概念に基づく健診・保健指導の推進を行っている。

こうした状況の中で、滋賀県では安全・安心な医療の提供のために、保健医療従事者の確保に関する重点施策として、医師の確保・定着の対策とともに、看護師をはじめとする助産師、管理栄養士、理学療法士等のコメディカルスタッフの適正数の確保と質の向上を図っていく予定であり、滋賀県は、看護師に関する施策の基本的な方向及び目標として「高度な専門知識と技能を有する看護職員の確保及び定着」の推進を進める方針である。（資料 3 滋賀県保健医療計画 第 6 章 保健医療従事者の確保と資質の向上より）

また、本学が立地する彦根市は、面積約 196 平方キロメートル、人口約 11 万人の北部地域の有数の都市である。しかし、今後の人口減少社会の到来に向け「魅力ある地方」の創出、人々の定住と都市圏からの移住を促進するため、住民福祉の向上と地域振興に取り組んでいる。その一端として、平成 21 年度に総務省より各都道府県に対して定住自立圏等民間投資促進交付金が執行された。かねてより周辺 4 町と合同で定住自立圏の確立に取り組んでいる彦根市より、本学の看護師等の人材養成計画が、地域住民の福祉の向上につながると判断され、滋賀県へ申請した結果、「医療従事者養成施設整備事業」として認定され、「定住自立圏等民間投資促進交付金」の交付が決定した。

このような背景のもと、本学は、これまで広く社会と地域に貢献できる人材を養成することを目的として、地域社会の「人間のこころ」の課題を支援する大学として心理学の教育・研究を行ってきた。また、短期大学部介護福祉学科では、介護福祉士の養成を通して地域の高齢者福祉にも寄与してきた。その心理学・社会福祉学の教育・研究の成果を最大限活用し、滋賀県の医療政策でもある高度な専門知識と技能を有する看護職者の確保及び定着対策の推進、そして、彦根市と近隣市町村の住民福祉の向上を踏まえ、地域の人々が「健康で豊かな生活」を送ることができるように、看護学、保健学分野の教育研究を目指し、平成 23 年 4 月に看護学部看護学科（入学定員 80 名、収容定員 320 名）を設置することとした。

なお、幅広く地域福祉に貢献できる看護職者の養成を行う看護学部の設置にあたり、短期大学部介護福祉学科（入学定員 50 人、修業年限 2 年）は、平成 22 年度から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止することとした。さらに短期大学部情報コミュニケーション学科（入学定員 65 人、修業年限 2 年）についても平成 23 年度から学生募集を停止する予定であり、そして、在学生の卒業を待って短期大学部を廃止することとした。

## 2. 看護学部設置の必要性

### (1) 滋賀県の看護職員の養成状況

平成 22 年 5 月現在、滋賀県における高等教育機関としての看護師及び保健師養成施設は、滋賀医科大学医学部看護学科（入学定員 60 名）と滋賀県立大学人間看護学部人間看護学科（入学定員 60 名）の 2 大学である。また、看護師のみを養成する 3 年制課程の養成施設は、専修学校が 8 校で入学定員合計は 450 名である。なお、その他として 2 年制課程の専修学校が 2 校、及び准看護師養成の専修学校が 2 校ある。（資料 4 看護師等養成所・平成 19 年度卒業・平成 20 年度入学状況一覧 滋賀県保健福祉部資料より）

滋賀県における看護系大学は、上記の国立大学 1 校と公立大学 1 校の 2 校のみで、私立大学は設置されていない。地域の高校生の多様なニーズに応えるために、また、地域医療の充実を実現するための人材養成の観点からも、個性・特色のある教育理念と建学の精神に基づいた教育・研究を行う私立大学の看護師、保健師の養成課程も必要と思われる。

さらに、看護教諭の養成についても上記の国公立大学 2 校及び私立大学が 1 校のみで、数が少なく、看護系私立大学として看護教諭 1 種免許を保有する教員の養成が必要と思われる。

### (2) 看護系大学に対するニーズ

少子化が進む中、18 歳人口の減少が顕著に現れている。統計では、平成 7 年度には、全国の 18 歳人口が約 177 万人であったが、平成 21 年度には 121 万人となる見込みである。指数としては、平成 7 年度を 100 とすると、平成 21 年度は、68.4 となる。（資料 5 平成 20 年度文部科学省学校基本調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より）

滋賀県の統計では、平成 20 年度の 18 歳人口は、15,215 人であるが、平成 21 年度には 14,476 人となり、4.8%減少する見込みである。（資料 6 平成 21 年度版滋賀県勢要覧「男女別年齢別人口」より）

しかし、平成 21 年度の文部科学省学校基本調査によると平成 21 年 3 月の全国高校卒業者数は、106 万 4 千人で、そのうち大学・短期大学への進学者数は 57 万 3 千人であり、現役進学率は、過去最高の 53.9%（前年度比 1.1%増）で、男女別に見ても、男子 52.3%、女子 55.5%と、共に過去最高となっている。このように高校生の進学へのニーズは、少子化の中で、大学（短期大学を含む）への高学歴志向へ年々移行してきており、とりわけ女子の進学率の伸びが顕著である。（資料 7 滋賀県平成 21 年度文部科学省学校基本調査より）

滋賀県においても、平成 21 年 3 月の高校卒業者の大学・短期大学への進学者数は

7,317人で進学率は59.2%と大きく全国平均を上回り(+5.3%)、全国都道府県の第7位にある。さらに女子の現役進学率は、男子を大きく上回る60.2%(同男子58.1%)である。(資料8 平成21年度学校基本調査結果速報 滋賀県総務部統計課より)

このような状況の中で、本学は、今回、滋賀県下の高等学校で看護系進学者の実績のある高等学校41校を対象に看護系進学動向に関するアンケート調査を実施し、うち37校より回答を得た。この37高校の看護系大学への受験状況及び進学状況をまとめると、平成19年度以降は、延べ200人以上の高校生が他府県の4年制看護系大学を受験している。(資料9 滋賀県内の看護師を目指す学生に関する高校進路指導部アンケート平成21年1月実施より)

さらに、アンケート回収のために実施した高等学校進路指導教員との聞き取り調査では、県外流出エリアは、まず京都府と岐阜県であるが、この2県は、看護系大学の絶対数が少ないため、滋賀県からかなり離れた大阪府や兵庫県、中国地方の看護系大学まで進学エリアが広がっていることが明らかになった。

また、アンケートでは、約7割近くの高等学校(特に進学校と呼ばれる高等学校では全校)から、地元で、できれば通学も可能な4年制大学の看護学部の必要性が明確に要望としてあげられた。この背景には、看護学・保健学の分野においても、高い技術と教養を教授できる大学教育志向が一段と顕著になっていることが伺われる。これらを踏まえると他府県への看護系志願者の大規模な流出は、県内に国公立以外の私立4年制大学の看護学部が設置されていないことに起因している。その反面、ここ数年間においては3年制看護師養成課程の専修学校(看護専門学校)の定員割れが生じており、各高等学校の進路指導教員との聞き取りにおいても、看護系進学希望者の大学教育の要望に県内の教育機関は十分に答えられていない実態となっている。

こうした状況を打開するためにも、地域における看護学教育への要望に対応すべく、地域の保健医療福祉に貢献できる高度な専門知識と技能を有する看護職者の養成および看護学実践の研究の拠点としての役割を持つ私立大学看護学部の設置が早急に必要とされている。

### (3) 看護師、保健師、養護教諭の需要見通し

#### ①看護師の需要見通し

平成17年の厚生労働省の「第六次看護職員需給見通し」によると全国では、平成18年から平成22年までの5年間で次のように予測している。

看護職員の需要数は、平成18年の1,314,000人から平成22年には1,406,000人と増加している。また、供給数は、平成18年の1,272,000人から平成22年には1,391,000人と増加しており、全国における看護職員の需要数に対し供給数は、不足ぎみとなっている。

滋賀県の需給の見通しについても平成17年厚生労働省の「第六次看護職員需給見通

し都道府県別」によると看護職員の需要数は、平成 18 年 12,441 人から平成 22 年には 13,222 人に増加するとなっている。また、供給数は、平成 18 年 12,391 人から平成 22 年には 13,206 人と増加しており、滋賀県における看護職員の需要に対し供給は、やや不足みとなっている。(資料 10 平成 17 年厚生労働省第六次看護職員需給見通しより)

また、滋賀県内の病院勤務看護職員の異動状況は、平成 19 年度では、看護職員の募集者数 1,038 人に対して採用者数は 767 人（うち新卒者数 528 人）で充足率 73.9%、平成 20 年度は、募集者数 993 人に対して同 779 人（うち新卒者数 508 人）で充足率 78.4%、平成 21 年度は、募集者数 961 人に対して 783 人（うち新卒者数 541 人）で充足率 81.5%となっており、毎年度、看護職員（新卒者数含）が不足している状況である。また、本県の看護職員の離職率は、平成 20 年度は、常勤看護職員離職率が 12.7%、新卒常勤看護職員離職率は 9.3%である。(資料 11 病院看護職員の異動状況及び看護師等養成所卒業生の進路状況 滋賀県健康福祉部編集より)さらに、各病院では、平成 18 年度より看護の質の向上と合わせて診療報酬算定上有利となる病院看護職配置の 7:1 看護を実現するために人材確保を行っており、これらも看護職者の離職率の高さとともに需給不足の要因となっている。

さらに、本学園では、独自に平成 21 年 7 月から 8 月にかけて社団法人滋賀県病院協会に加盟する 58 病院にアンケート調査を実施し、その内 45 病院から回答を得た。(資料 12 聖泉大学看護学部(仮称)の設置計画に関する病院アンケートより)

それらを集計すると、滋賀県では、県内の国公立大学を卒業した看護師が、県内にほとんど定着していない実態が浮き彫りとなっており、看護師の質の向上が叫ばれる中、各病院は、現在のところ、新卒の看護職の採用については、県内の専門学校卒業者に依存しなければならない状況にある。

なお、アンケートでは具体的に聖泉大学看護学部が設置された際の卒業生の採用意欲について調査を実施したが、「ぜひ採用したい」と回答した病院数が最も多く、採用に対して肯定的な病院は、全体の 87.5%を占め、「採用を考えない」と回答した病院は皆無であった。これらの共通する旺盛な採用意欲の背景には、各病院の慢性的な看護師不足の状況があり、県内のほとんどの病院が、地元で養成し、地元で活躍する看護師を採用したいと考えていることを示している。

また、本県は、平成 20 年度で人口増加率全国 4 位（自然増加率及び社会増加率とも全国 4 位）であり、特に湖南地域は、関西圏のベットタウンとして平成 27 年頃まで人口の増加が見込まれる。それに伴い平成 20 年度の年齢別人口統計では、老年人口（65 歳以上）が 275,370 人で前年より 8,460 人増加し、10 年前と比較すると老年人口の構成比は 4.4%増となっており、今後さらに高齢者の増加が予測される。

その一方で滋賀県内の平成 18 年の人口 10 万人あたりの一般病院病床数は、全国平均 1,069.8 床に対し、919.7 床と低く、全国 40 位であり、平成 17 年の都道府県別退院

患者の平均在院日数は、全国で 44 位と在院日数が短いことから、退院後の患者への訪問看護・介護による在宅医療サービスの提供や質の良いケアへの期待が大きくなっていくと考えられる。(資料 13 平成 18 年 滋賀県の一般病院病床数「人口 10 万人当たり」より)

このような地域性から退院後の訪問看護や介護保険による医療依存度の高いケアによる生活支援などの需要が期待され、看護師としての活躍の場が広がりを見せている。

## ②保健師の需要見通し

近年、少子高齢が急速に進む中、生活習慣病予防対策や介護予防、児童虐待の防止、ひきこもりや自殺予防対策など精神保健福祉対策、新興感染症など、地域における健康課題は、多様化、複雑化している。このような状況で対応するための諸制度の改正により保健師の分散配置が進んでいることや、また、業務量の増大や課題解決が困難な支援事例への対応も必要とされる中、住民のニーズを的確に把握し、地域特性に応じた保健活動を推進することが求められている。さらに平成 20 年度から特定保健健診、特定保健指導も始まり、これまで以上に新たな活動が必要となってきた。

滋賀県においては、近年、介護保険法や精神保健福祉法、障害者自立支援法の施行等により、福祉分野に配置される保健師が増加し、これにより保健分野に従事する保健師数に減少傾向が見られるようになってきている。また、住民ニーズの多様化や健康への関心の高まりの中で市町村における地域保健活動は重要度を増す一方である。

このように地域の人々の健康を推進するための予防や保健活動など保健師が果たす役割がさらに大きくなる。それに伴い滋賀県の保健師の需要が更に増加すると思われる。

保健師は、地方自治体の保健福祉事業、行政サービス事業において看護の専門性を活かした役割に関して、社会の変化を捉えながら住民のニーズに応じて適切で独自性のある看護サービスを常に開発していく立場にある。従って本学の看護学部では、看護師の養成はもとより看護における専門性の高い知識を習得し、その上でさらに看護の専門性を生かした役割に関し行政サービスの枠組みの中での保健福祉活動、保健予防活動に従事する保健師養成を目指している。

## ③養護教諭の需要見通し

社会環境の急激な変化は、児童生徒の心身の健康に大きな影響を与えている。いじめ、不登校、喫煙・飲酒・薬物乱用、性の問題行動、虐待などの健康問題が深刻化している。

そのため、保健室に来る児童生徒の心身の健康問題が多様化し、一人当たりの対応時間も増加しているため、養護教諭は、児童生徒に十分に対応することが困難な状況であり、心身の健康問題の多様化に対応できる養護教諭の複数配置が求められる。

本学の看護学部は、滋賀県下において唯一私立の看護系大学であるとともに、数少ない養護教諭免許取得可能な大学を目指している。

滋賀県の養護教諭の採用数は、平成 21 年度 16 人（志願者 96 人）、平成 22 年度 14 人（志願者 90 人）で、次年度の採用予定数は、15 人（志願者 81 人）となっている。学校の統廃合に加えて、現役の退職者も少ないため、採用枠自体はそれほど多くはなく、志願倍率は、近年 5～6 倍となっている。養成課程を修了し、免許を取得しても卒業後すぐに養護教諭として採用される可能性は高いとは言えない。また、全国的に見ても 35 人学級の導入や養護教諭の複数配置の必要性、養護教諭補助員、教育指導支援員の導入などが国や一部の都市において提唱されているものの、養護教諭の採用人数は、未だ増加の傾向ではない。

一方、少子化の中で、滋賀県においても児童生徒の健康問題は多様化・深刻化し、子ども一人ひとりにきめ細かな指導・支援が求められている。こうした状況を見る限り、社会的なニーズとして養護教諭の重要性や必要性が認知されつつあるものの、地方自治体の財政理由により募集人数が削減され、養護教諭が必要とされている実態と現実の採用とのミスマッチが生じているとも言える。しかし、今後の教育現場では、複雑化する児童生徒の諸問題に、より深く対処することが必然となり、滋賀県においても不登校児童数を減らすための具体的な活動や取組が求められていることから、こうした問題に専門的に対応できる養護教諭の採用枠は徐々に増えていくのではないかと想定される。

平成 21 年度の秋に本学が実施した滋賀県内の高校生に対する「滋賀県内の看護師を目指す学生アンケート」では、看護系大学志願者のうち看護師免許に加えて養護教諭一種免許の取得を希望する者の割合を調査したが、「是非取得したい」および「可能ならば取得したい」と積極的な回答をした高校生が、全体（244 人）の 57.4%を占めており、高校生のニーズの観点からも看護系大学志願者の大学教育における養護教諭一種免許の取得の必要性が伺われる。

その資格を活かすという意味では、本学看護学部の教育課程は、看護師養成と養護教諭一種免許の課程（選択制）を併せ持つ課程であり、学生は、卒業時の養護教諭の採用にこだわることなく、一定の年数を看護職としての臨床の実践に身を投じ、その後に養護教諭を目指すことも十分可能である。臨床現場における豊富な知識・経験を積んだ実践的な健康の専門家としての養護教諭が必要とされている現代社会においては、むしろそのようなプロセスを経て養護教諭となることが望ましいと言える。

また、養護教諭二種免許については、本学において保健師免許を取得すれば付加的に得られるところを、敢えて一種免許取得をめざすのは、養護に関する科目や教職に関する科目の学修が、人間として他者をサポートし、将来、親となって子どものこころや身体の成長と健康をささえる場面においても必ず大きな力となって役立つとの確信に基づくものである。

現在、滋賀県内において養護教諭一種免許の取得と看護師養成を併せ持つ大学は、滋賀医科大学（入学定員 60 人）と滋賀県立大学（入学定員 60 人）のみであり、建学の精神や特色ある教育を掲げることができる私立大学は設置されていない。したがって、こ

ころの理解と豊かな人間性を持った養護教諭の育成のために養成課程を開設することは、社会の真のニーズに応えることであり、設置する看護学部の教育機能を最大限に生かすことであると考えます。

養護教諭は、学校における健康教育、健康管理に従事し、社会の変化に伴って起こる子どもたちのニーズを捉え、看護のスペシャリストである教育職員として専門性の高い知識と対処能力を養成する。これは、看護専門職を養成する4年制看護系大学の使命ともいえる。

### 3. 学生確保の見通し

#### (1) 滋賀県内での学生確保の状況

滋賀県の平成20年度における県内の年齢別人口構成は、18歳15,215人から0歳13,523人まで減少がみられるが、少子化のトレンドは、全国的に見ると緩やかである。

さらに、県内の人口は、平成11年以降、年間8千人前後の増加が続いており、人口動態、社会動態ともに増加を続けている全国でも有数の人口増加県である。特に15歳未満の年少人口の割合は15.3%で、全国第2位の位置にあり、緩やかな少子化傾向を相殺する形で、人口の流入・増加が続いていることが特徴である。

また、県内の高等学校卒業者の大学（短期大学を含む）進学率は、平成20年度学校基本調査において59.2%で全国第7位の水準にあり、県内高校生の高等教育へのニーズは非常に高い。

しかし、同調査の「出身高校の所在地県別大学入学者数」によると、滋賀県内の高等学校より県内の4年制大学へ進学した者は、1,527人で、県内歩留まり率は21.8%である。また、県外への進学（流出）者5,471人に対して県外からの進学（流入）者が6,339人となっている。滋賀県における学部の設置は、県内残留率の向上に資するとともに、他の都道府県からの流入拡大の可能性も高いと言える。（資料14 平成21年度文部科学省学校基本調査 出身高校の所在地県別大学入学者数より）

このような状況の中、本学は、看護学部設置にあたって、実際、滋賀県内の看護師を目指す学生のニーズを把握するため、看護学部開設時の志願者となる滋賀県下の高等学校に学ぶ2年生を対象にアンケート調査を実施した。（資料15 滋賀県内の看護師を目指す学生アンケートより）

特に本学が、計画している看護学部への進学動向を調査するのが主たる目的であるが、併せて看護教育への期待や本学が計画している保健師、養護教諭の免許に対するニーズなども併せて調査を行った。アンケートの実施に際して、それぞれの高等学校においてクラスごとに看護職をめざす学生を抽出し、回答する方法で行った。県下のほぼ全校にあたる53校に実施を依頼し、そのうちの47校から学校長名での公文書による回答を得た。回答校47校の2年生は、10,006人で、滋賀県の高校2年生の総数12,762人（滋賀県教育委員会発行一平成20年度学校便覧による）に対して78.4%にあたり、その中

で看護職を希望した高校2年生は、47校で527人（女子471人、男子56人）である。

そこで、本アンケートの主たる目的である、現在、計画中の聖泉大学看護学部が開設した時、進学を希望するかについては、「A.進学を希望する」「B.一応進学を考えてみる」「C.進学先の一つとして検討してみたい」「D.進学を希望しない」「E.わからない」と5つの選択肢を設定した。527人の回答結果は、前述した通り、本学が開設を予定している平成23年度の志願者対象である高校2年生であり、この時期に本学の計画している看護学部の進学を希望するかの質問に少し無理がある状況の中で、進学を希望すると答えた15人を含め、進学を肯定的に考えている回答者は、合計221人に達し、全回答者の42.3%を占めている。また、「わからない」と看護職への進学動機があるものの、学校種や志願校を明確にするまでには到っていない者が、全体の4分の1を占めている。

認可申請書提出後の文部科学省の指導に基づいて8月より長浜市、彦根市、草津市等の主要都市で説明会を実施した。長浜市（高校生20人、保護者15人）、彦根市（高校生48人、保護者28人）、草津市（高校生32人、保護者18人）と保護者同伴で入学を真剣に検討している高校生が多く参加した。また、本学看護学部設置認可申請中の情報に関心を寄せる志願者の問い合わせも多く、1年前のアンケート実施時に比べ、この数ヶ月間で着実に増えている。また、同様に、県内のほとんどの高等学校への広報活動を続けているが、本学が目標校としている主要高校の各進路指導主任からは受験および入学に関する確実な回答が多く得られている。

また、専門分野が異なるものの滋賀県から本学人間学部へ平成20～21年度の間、毎年度平均40人が入学している。

滋賀県の看護系大学は、国立1校、公立1校と少なく、本学人間学部へのニーズ以上に本学看護学部への進学ニーズは高いと想定できること等を総合的に勘案すると、滋賀県から60～80人程度の入学者が確保できると思われる。

## （2）近隣府県の学生確保の状況

滋賀県を取り巻く隣接府県のなかで、交通機関や地理的環境から過去に本学への入学実績の多い京都府、岐阜県、福井県の看護系大学の設置状況および学生確保の状況を説明する。

### ①京都府

京都は、大学の街でもあり、大学数も学生数も多いが、看護系大学（看護系学部・学科）の設置数は少ない。現在は京都大学医学部人間健康科学科看護学専攻（京都市、入学定員70人）と、京都府立医科大学医学部看護学科（京都市、入学定員75人）の2校および私立大学として平成17年度に京都橘大学看護学部看護学科（京都市、入学定員80人）および平成18年度に明治鍼灸大学（現在は明治国際医療大学）看護学部看護学科（南丹市、入学定員60人）が設置されており、各大学は、すべて入学定員を充足し

ている。京都府の看護系大学進学希望者のうち京都市内の3大学に進学できる者はごく少数であり、学生は近畿地方を中心に県外に広く流出している。従って、京都府から本学の所在地でもある彦根市の滋賀県立大学人間看護学部に進学する学生も多くいる。反対に、京都市内の各私立高校には滋賀県内から多くの生徒が進学しており、自宅から通学しているが、本学に看護学部が設置されれば、看護系大学志願者の一部は、滋賀県にUターンする可能性が高い。実際に、専門分野が違うものの京都エリアから本学人間学部へ平成20～21年度の間、毎年度平均5人が入学している。

京都府の看護系大学（看護系学部・学科）が少なく、志願倍率も高いことから滋賀県を含む他県に多くの志願者が流出していること、また、本学人間学部へのニーズ以上に本学看護学部への進学ニーズは高いと想定できること、加えて、本学は京都駅から東海道本線を利用して約50分で通学できる距離にあること等を総合的に勘案すると、京都府から10～15人程度の入学者が確保できると思われる。

## ②岐阜県

岐阜県の看護系大学は、岐阜大学医学部看護学科（岐阜市、入学定員80人）と、岐阜県立看護大学看護学部看護学科（羽島市、入学定員80人）の2校があったが、私立大学として平成18年度に岐阜医療科学大学保健科学部看護学科（関市、入学定員80人）が設置され、本年度は新たに中京学院大学看護学部看護学科（瑞浪市、入学定員80人）が設置された。なお、各大学はすべて入学定員を充足している。岐阜県の看護系大学志願者の多くは、地域性から愛知県に最も多く流出しているが、そうした状況を意識して近年に岐阜県内に設置された看護系私立大学2校は、関市と瑞浪市にあり、岐阜県全体の進学ニーズをカバーするには限界があると想定される。むしろ、大垣市とその周辺地域は、東海道本線を利用して1時間余りと、滋賀県への通学圏内であり、これまでも滋賀県、岐阜県の双方から学生の流入と流出がある。本学人間学部においては、平成20～21年度に岐阜県から毎年度3人の入学実績があるが、大垣市と周辺の高校からの進学者であり、看護学部が設置されれば、受験や進学の可能性は高いと想定される。実際に本年6月以降の、この地域の高校訪問による進路指導課への聞き取りでは、自宅からの通学を希望する生徒のなかで聖泉大学看護学部を受験する生徒がいるとの情報を得ている。岐阜県においては、滋賀県に隣接する大垣市とその周辺地域を中心に、本学看護学部へ5人程度の入学者が確保できると思われる。

## ③福井県

福井県の看護系大学は、福井大学医学部看護学科（吉田郡、入学定員60人）と、福井県立大学看護福祉学部看護学科（吉田郡、入学定員50人）の2校のみで、私立大学は設置されていない。また平成11年以降は、看護系大学が設置されていない。福井県の看護系大学志願者の多くは、滋賀県、京都府、岐阜県に流出していると想定される。

また、敦賀市など南部地域から本学の位置する彦根市へはJR北陸線を利用すれば、約90分で通学することが可能であるが、他の府県に通学することは困難である。実際に本年7月に敦賀市や周辺地域の高校訪問を実施し、進路指導課へ聞き取りを行った結果、経済状況から自宅からの通学を望む学生が多くなっており、看護系大学希望者のうち本学看護学部を受験する者は一定数見込まれるとの回答が得られた。福井県は、看護専門学校も少なく、看護系大学への進学志向が進むなかで、既存の国公立2校だけでは県内の進学ニーズをカバーできていないことや、福井県南部地域への高校訪問活動の結果等を総合的に検討した結果、本学看護学部へ5人程度の入学者が確保できると思われる。

これら隣接府県の看護系大学志願者の流出の現状や主要地区への高校訪問でのヒアリング結果を踏まえると、県外から本学看護学部を受験し、入学する学生を20～25人程度確保できると思われる。

従って、これら最近の広報活動での手応えや、これまでに実施した滋賀県内の高等学校および高校生を対象に行ったアンケート結果も加味して検討した結果、滋賀県および京都府、福井県、岐阜県の近隣府県を合わせると入学定員80人は、確保できると思われる。

今後、入学者の充足をより確実にするためにもアンケート内の聖泉大学看護学部に期待する内容として「保健師資格」「養護教諭免許」「学費を安く」「設備の充実」「奨学金制度の充実」などのニーズを出来るだけ反映し、さらに、設置申請における入試広報の基準に沿って、本学の教育研究内容を熱心に伝える取り組みを看護系希望者、特に前述した本学看護学部へのアンケート回答者に対し、教職員一丸となって入試広報活動を行い、本学への志願者数をより増加させる。

#### 4. 教育・研究上の理念、目的

近年の医療の高度化、複雑化、多様化に対応すべく看護職者としての資質・能力の向上が求められている。本学の看護学部では、人々の「健康で豊かな生活」を支える看護実践能力を重視した看護基礎教育を行うことにより、本学が位置する滋賀県における住民の疾病の予防から療養の支援、延いては、国民の健康増進とその教育・研究に幅広く貢献できる人間性豊かな看護職者の育成を目指している。

そのため、本学部は、人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、看護学の実践科学としての理論と技術、実践的判断の基礎的能力を身に付け、地域の環境・特性などを理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践において積極的に地域社会に貢献できる看護実践能力を有する人材の育成を目的としている。その教育目標及び教育イメージは、次のとおりとする。

## (1) 教育目標

- ① 看護職者としての使命観、倫理観を備え、豊かな人間性や包容力のもと多面的な視野で人間の全体像を理解する。

人間の生命の尊厳と生き方を尊重し、人に寄り添い、人の立場に立って物事を考え、人の痛みや苦しみを共有し、人を支えることができる看護職者の使命観、倫理観、そして、豊かな人間性・包容力の資質を養う。

- ② 看護学の実践科学としての理論と技術、実践的判断の基礎的能力を身につける。

看護に必要な理論、技術を身につけ、適切に行動し、課題に対応できる論理的思考、現象に対する分析力、問題解決能力や人間に対する深い洞察力、コミュニケーション力などの基礎的能力を身につける。

- ③ 地域特性に即した看護実践能力を育成する。

地域特性を理解した上で、生活環境や地域社会とそこに暮らす人との関係を的確に把握し、個々人の成長段階や健康レベルに即した看護の計画、立案、実施、評価の展開を通して、看護アセスメントを行い、最善の看護が提供できる看護実践能力を身につける。

- ④ 看護専門職として自ら学び続け、自己研鑽し、研究していく能力を育成する。

今後、予測される医療の高度化、複雑化、多様化に対して看護実践に携わる際には、科学的かつ最善の看護の提供が必要となる。そのため、専門性の深化や役割の広がりに応じ学び続ける姿勢が必要である。本学では、看護専門職として自ら学び続け、自己研鑽し、研究していく能力を育成する。

## (2) 教育イメージ

看護学部の教育イメージは、「健康で豊かな生活」を支える「看護実践能力」の育成を目指している。その内容は「人間性」、「コミュニケーション能力」、「科学的思考力」、「看護の理論」、「看護の技術」、「基礎的な臨床実践能力」を段階的に育成する学士課程教育で「看護実践能力」の基礎が身に付く。そして、卒業後の「看護実践能力の発展と継続的向上」、「看護職者としてのキャリア意識の継続」へとつながる。

(資料 16 教育イメージ図)

## 5. 人材養成の目的と卒業後の進路

医療を取り巻く環境は、少子高齢の進展、医療技術の進歩および医療提供の場の多様化などにより変化している。そのため、国民の医療に対する期待は、安全・安心の重視と共に量から質の向上をより重視するといった方向へ転換している。

また、生活習慣病予防対策や介護予防、児童虐待防止やひきこもりなどの精神保健福祉対策や障害者自立支援、新興感染症対策など心身の健康への課題が多様化、複雑化しており、地域における健康への関心も高まってきている。

このような環境や意識の変化に応じて、知識と技術をもった質の高い保健医療福祉サービスの提供者が、今後、ますます幅広い役割を担っていくことが求められている。

本学では、滋賀県の医療政策及び地域の保健医療福祉のニーズを踏まえ、地域の環境・特性を理解して地域に貢献できる看護師・保健師および養護教諭の育成を目指す。

就職先としては、病院・診療所、保健所・保健センター、精神保健センター、小児保健センター、老人保健施設、福祉施設、学校保健室、産業保健室などがある。

今後、滋賀県は、更なる人口増加や高齢化に伴う在宅看護や訪問看護、保健予防活動や学校保健などの必要性が高まると考えられる。そのため、更なる看護師、保健師、養護教諭の地域での活躍が期待される。

## イ. 学部、学科等の特色

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月）における「個性・特色の明確化」を踏まえ、本学の看護学部は、看護師、保健師あるいは養護教諭として地域社会に貢献できる専門職業人を養成することを目的としている。

本学部の学士課程教育における看護教育は、看護師、保健師に共通した看護学の基礎の上に、それぞれの活躍する場において「健康で豊かな生活」を支える看護実践能力を養う課程であり、さらに、卒業後の看護実践能力の発展や継続的向上および看護師、保健師としてのキャリア意識の継続を含めた生涯教育を視野に入れた教育課程である。

また、養護教諭についても看護のスペシャリストである教育職員として捉え、看護学の基礎の上に学校における健康教育、健康管理などで活躍できることを視野に入れた共通の教育課程でもある。

その特色は以下のとおりである。

### 1. 看護の対象である人の立場に立ち、その人を支える看護の提供

近年、看護の対象者とその家族の医療に対する期待や権利意識、医療安全への意識が高まっており、医療提供者に対する高度な専門性が求められている。

看護とは、個々人が社会や環境との相互作用の中で健康の維持・増進・回復（あるいは、終末期）に向け、そのニーズを充たそうとすることに対する援助を行うことである。看護の対象である人とその家族に寄り添う看護職の役割や期待が一層認識されてきた。そのためには、豊かな人間性や深い洞察力、コミュニケーション能力が求められている。

しかし、看護の対象者とその家族とのコミュニケーションがとれにくい看護師も見受けられる。本学では、特に人間学部人間心理学科の教育目標として「人と人とのつなが

りの大切さを学び、こころとからだの両面から、より高いコミュニケーション能力の育成」を掲げてきた。この人間心理学科の教育・研究とのコラボレーションによって人のこころの理解、さらにコミュニケーション技術を一層深めていく。

## 2. 看護アセスメント能力の育成

看護専門職は、科学的な思考、判断力、応用能力を持ち、看護の対象である人のニーズを把握し、対象者を生活者の視点でアセスメントし、全体像をとらえる。その上でケアを決定し、適切な看護を行う。そのケアは、対象者に対し安全・安心・安楽、自立のニーズに即した技術を提供しなくてはならない。また、健康の維持・増進に貢献し、病状悪化を最小限に抑える視点といった基本的な能力も必要である。本学の看護学部看護学科では、特に、看護アセスメント能力を高め、自ら実践したケアを評価し、さらに、その結果を査定できる看護実践能力を身につける。

そのため、対象者の信条や価値観を理解できるよう教養科目と専門科目に「心理学概論」、「社会心理学」、「人格心理学」、「障害児心理学」などの心理学関連科目を配置した。

また、対象者の健康レベル、日常生活上の支障度、疾病特性、生活行動上の身体や心理状態を把握し、その人らしい生活ができるよう看護専門職として支援の方策を考える能力を身につけるため、専門課程に「看護過程論」「生活援助論」「フィジカルアセスメント」「家族看護論」など看護アセスメント能力の育成を視野に入れた配置とした。

さらに、講義で学んだ看護アセスメント能力の概念をより深く理解するために、各分野の演習科目として、「生活援助技術論Ⅰ」「同Ⅱ」、「成人看護技術論Ⅰ」「同Ⅱ」、「老年看護技術論Ⅰ」「同Ⅱ」、「精神看護技術論Ⅰ」「同Ⅱ」、「母性看護技術論Ⅰ」「同Ⅱ」、「小児看護技術論Ⅰ」「同Ⅱ」、「地域看護技術論Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」、「在宅看護技術論Ⅰ」「同Ⅱ」を配置した。

## 3. 臨床実践能力をもった看護師の育成

厚生労働省では、「看護基礎教育」の充実に関する検討を進めてきたが、その中で養成機関を卒業した新人看護師について実践能力の低下が指摘されている。本学の看護学部看護学科では、看護の現場で求められる能力を身につけるため、看護職のリーダー経験者およびキャリアのある専門看護師や認定看護師などを招聘し、臨床現場に即したきめ細やかな実習指導を行い、基礎的な臨床実践能力の充実を図る。

そのため、2年次以降の各専門分野のつながりを重視し、理論系科目と技術系科目の内容を互いに関連させながら、配置時期や順序を配慮した。

また、各演習科目では、実際の臨床の場で学生が基礎的な実践能力を身に付けられるように、臨床現場を想定した人体模型や臨床現場と同じ器具を用いながら理論と技術を修得させていく。そして、学生が理論と技術を統合し、基礎的な臨床実践能力を確固たるものとするため、3年次後期から4年次前期の1年間にわたって「成人看護学実習」

「老年看護学実習」「精神看護学実習」「母性看護学実習」「小児看護学実習」、「地域看護学実習」、「在宅看護学実習」「地域統合実習」の実習科目を配置した。

#### 4. 看護キャリアアップセンターの設置

本学の看護学部看護学科は、学生の卒業後の成長を保障するためにも、卒業時に基礎的な看護実践能力をもつことを到達目標としている。看護実践能力とは、生涯にわたり発展、向上するものであり、卒業生が、その後、自ら研鑽することで専門職業人の発展にもつながる。

また、看護職者は、今後、予測される医療の高度化、複雑化、多様化に対応し、EBNに基づく判断を行い、臨機応変に看護を提供できる能力と看護実践に携わる際に、科学的かつ最新で最善の看護を提供するための専門性の追究（研究）や役割の拡大に応じ学び続けることが必要である。さらに看護専門職としての責任感が涵養され、社会的な期待に応える存在であることの認識を持ち続けることで継続的に質の高い看護を提供できるとともに、看護職者としてのキャリアを生涯貫くことへの意義を持続させる必要がある。そのため、当大学と地域の保健医療福祉施設との連携、協力により、卒業生のキャリアアップを行うため、また、地域の保健医療福祉施設に勤務する看護職者の研究の場として、学内に「看護キャリアアップセンター」を設置する。センターの構成員は、学部長が専任教員より任命したセンター長の下、全専任教員で業務を行う。また、事務として職員（兼任）を1名配置する。当センターの主な取り組みは、①卒業後の看護実践の場で生じる問題の解決に向けて必要な知識及び技術を高める研究・研修、②看護学を通じ看護職者として学び続け、キャリアとして生涯貫くことへの意識を継続するための研修、③看護学実習指導者研修、特に卒業生の研修、④看護学教育指導者研修、⑤地域医療のあり方、特に、少子高齢に伴う、今後の老人看護のあり方の研究などを行い、卒業生のキャリアアップと共に地域医療の担い手としての技術・知識の研究の実践の担い手としての役割を果たし、その成果を看護学部の教育研究につなげていく。

#### ウ. 学部、学科等の名称、学位の名称及び収容定員

看護師・保健師国家試験受験資格及び養護教諭1種免許状が得られることから、学部名称を「看護学部」、学科名称を「看護学科」とし、学位は「学士（看護学）」とする。また、入学定員は80名、収容定員は320名とする。

なお、学部、学科、学位の英訳名称は下記のとおりとする。

学部名：看護学部（Faculty of Nursing）

学科名：看護学科（Department of Nursing）

学位名：学士（看護学）（Bachelor of Nursing）

## エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1. 教育課程の編成の考え方

看護は、人を対象とする職業であることから、看護の職務を遂行する上で必要となる豊かな人間性や包容力、倫理観、使命観が求められる。そのため、学生には、人間、健康、生活、社会・地域に対する理解を深めるため、幅広い教養を身につけさせる。また、看護職者となるには、人に対する深い洞察力やコミュニケーション能力が必要となるため、心理学に関する科目をより重点的に配置した。さらに看護学の実践科学としての創造的、技術的判断の基礎的能力や看護の理論、看護の技術を修得させ、基礎的な臨地実践能力を養う。そして、本学の看護学部が目指す「健康で豊かな生活」を支える看護実践能力を最終的な学士課程終了時の目標として、卒業後も看護実践能力や看護職者としてのキャリア意識の継続が図られるように、研究活動の基礎的能力の育成を視野に入れた教育課程の編成を行った。

(資料 17 教育課程の構成と卒業要件単位数)

### 2. 教養科目の編成と特色

看護学部の教養科目は、看護専門職として常に地域の人々の健康の維持・増進・回復・安らかな死に向けた安寧な生活に関心を持ち、健康で豊かな生活を探求するためにある。それには、看護の対象者である人のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する看護アセスメント能力や予防的な視点などを身に付ける。そのため、人間性の涵養、人間、健康、生活それを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を学習内容として位置づけ、科目区分を「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」の5区分とし、必要となる科目を配置した。

#### (1) 「人間の理解」

看護は、人間を対象とする専門職であるため、人間の生命の尊厳と生き方、特に人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の育成のため、「心理学概論」を1年次前期に必修科目とし、「人権論」、「哲学」、「対人コミュニケーション論」などの選択科目を配置した。

#### (2) 「社会・地域の理解」

人間を取り巻く社会・地域を広い視点で学び、地域の特性や環境、現代的課題を認識するため、「社会学概論」、「社会心理学」、「滋賀論」、「ボランティア論」などの選択科目を配置した。

### (3) 「科学的思考の基礎」

看護学に必要な科学的思考に基づく判断力、応用力の基礎的能力の育成のため、「統計学」、「環境と生物」、「化学」、「生活と科学」、「情報処理演習」などの選択科目を配置した。

### (4) 「語学」

今後、国際的に活動を期待される看護職者として必要となる基本的な外国語の修得として「大学基礎英語 A」、「Communication English A」、「実用中国語 A」などの選択科目を配置した。

### (5) 「保健体育」

看護職者として健康を高める考え方から健康づくりの方法として、運動の実践による体力向上を理解するため、「スポーツ実践 A」、「スポーツ実践 B」などの選択科目を配置した。

## 3. 専門科目の編成と特色

専門科目は、看護に必要な対象者の理解、看護学の理論と技術、そして実践を統合できる教育内容として位置づけ、看護師・保健師学校養成所指定規則の教育内容を踏まえた上で、基礎から実践まで、年齢層や地域特性も考慮して、学生が看護学を実践的に学べるよう講義・演習・実習を体系的に学習することで人材育成の目的を達成できる科目とした。

専門科目は、「人間の心身と健康障害の理解」、「健康生活を支えるための看護」の 2 区分とし、「人間の心身と健康障害の理解」は、人間の構造と機能を健康な視点から理解し、また、人間の健康を支えるために必要な人間性や深い洞察力を養うため、心理学関連の科目を多く配置した。さらに健康障害、健康と社会を医学的、統計的に理解するため、必要な科目を配置した。「健康生活を支えるための看護」は、地域のニーズを踏まえ、看護学の基礎的概念から地域の疾病状況や健康ニーズなどを分化的に学ばせるため、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」とした。そして、その理論・技術の統合を図るため、「臨地実習」及び「卒業研究等」を加え 5 領域として必要となる科目を配置した。

### (1) 人間の心身と健康障害の理解

「人間の心身と健康障害の理解」は、正常な人体の構造と機能を理解するため「人体の構造と機能Ⅰ」、「人体の構造と機能Ⅱ」、「人体の構造と機能Ⅲ」を配置した。さらに看護に係る疾病・障害の基礎を学習するために「微生物学、病理学」、「疾病・障害論Ⅰ」、

「疾病・障害論Ⅱ」などを配置した。また、看護に必要な人間の心を理解するため、「人間関係論」、「人格心理学」、「障害児心理学」、「フィジカルアセスメント」や保健医療福祉に関する状況について広く学び、健康問題を社会や生活者の視点から理解し、さらに、地域看護の理解を深めるために「社会福祉概論」、「保健福祉行政論」、「保健統計学」、「疫学」、「衛生学」など専門科目の理解がより深められるよう基礎的知識を身に付けるために配置した。

## (2) 健康生活を支えるための看護

「健康生活を支えるための看護」は、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」「臨地実習」「卒業研究等」の5領域とし、地域のニーズを踏まえ、看護学の基礎的概念、理論、技術及び地域の疾病状況や健康ニーズについて分化的に理論を学ばせ、地域で実習を行うことにより、そこから地域の研究的視点を見出せるよう講義・演習・実習を組み立てている。

### ① 基礎看護学領域

人間を総合的に深く理解し、人々の健康生活を支えるための基礎看護学領域を構築する。看護の概念・健康の概念・人間と環境との相互作用について探求するため、看護学全般の基礎理論の学びとして「基礎看護論Ⅰ」、「基礎看護論Ⅱ」、「看護過程論」、「生活援助論」、「医療安全・倫理」を配置し、エビデンスに基づく各看護領域に共通する基礎看護技術を習得するため「生活援助技術論Ⅰ」を配置した。さらに看護実践能力を高めることを主眼に科学的思考、判断力、看護アセスメント能力を育成するため「生活援助技術論Ⅱ」を配置した。また、災害時に必要な技術、心のケアを学ぶ「災害看護論」および看護職者に求められる生死観を育み、知識・技術について理解するための「ターミナルケア論」を基礎看護学領域として位置づけ配置した。

### ② 臨床看護学領域

壮年期及び老年期の対象者の健康生活を支える看護活動を理解し、展開する能力を身につけるため、「成人看護論」、「成人看護技術論Ⅰ」、「成人看護技術論Ⅱ」、「老年看護論」、「老年看護技術論Ⅰ」、「老年看護技術論Ⅱ」、「リハビリテーション看護論」を配置した。また、精神障害における精神の健康増進のための基礎的な知識・技術を身につけるため、「精神看護論」、「精神看護技術論Ⅰ」、「精神看護技術論Ⅱ」を配置した。

### ③ 地域・家族・生活看護学領域

看護の対象となる子どもの成長発達や母性の特性、母子を取り巻く家族と社会を理解し、対象者への健康生活を支える看護活動を展開する能力を身につける必要がある。そのため、対象者の正常と異常の妊娠・出産・産褥及び新生児について学ぶ。そして、小児の発達段階に応じた日常生活の援助及び慢性疾患、急性疾患、発達障害をもつ小児の

援助、その家族への看護援助の知識・技術を身につけるため「母性看護論」、「母性看護技術論Ⅰ」、「母性看護技術論Ⅱ」、「小児看護論」、「小児看護技術論Ⅰ（保育園実習含）」、「小児看護技術論Ⅱ」、「障害児・者ケア論」を配置した。また、母子や家族のライフサイクル各期の発達に応じた健康問題を理解し、健康生活を支援できるよう「家族看護論」の科目を配置し、地域看護、在宅看護への発展も視野に入れた。さらに保健行政を踏まえ地域で生活する人々とその家族を対象に実践的な看護ができることを目的とし、在宅での看護実践、看護技術を身につけるため、「地域・在宅看護論」、「地域看護技術論Ⅰ」、「地域看護技術論Ⅱ」、「地域看護技術論Ⅲ」、「在宅看護技術論Ⅰ」、「在宅看護技術論Ⅱ」を配置した。

#### ④ 臨地実習

臨地実習は、先ず、学生の看護への動機付け及びモチベーションの向上のため、1年次前期に早期体験学習として「基礎看護学実習Ⅰ」を配置し、今まで学んだ理論・技術を統合するため、「基礎看護学実習Ⅱ」を配置した。そして、3年次後期から4年次前期にかけて、地域の臨床現場において活躍できる看護実践能力、特に看護アセスメント能力を身に付けることを目的として「成人看護学実習」、「老年看護学実習」、「母性看護学実習」、「小児看護学実習」、「精神看護学実習」、「地域看護学実習」、「在宅看護学実習」を配置した。

#### ⑤ 卒業研究等

卒業研究は、これまで学んできたすべての看護領域から看護学の概念の再構築を行い、思考するために「地域統合実習」、「卒業研究」を配置した。

### 4. その他

養護教諭1種免許取得に必要な科目を「教職科目」区分とし、自由科目として配置した。

#### オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

##### 1. 教員配置の考え方

専任教員は、教授8名、准教授6名、講師6名及び助教8名の計28名で編成されている。そのうち、25名は看護専門領域を担当する教員であり、1名は、理学博士で専門の基礎領域を担当する教員、2名は、養護の教職科目を担当する教員である。このほか、各看護専門領域に12名の助手を配置する。

教員配置の考え方として、基礎看護学領域、成人看護学領域、老年看護学領域、母性看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域、地域・在宅看護学領域及び専門の基礎

領域には、それぞれ実績のある教授又は准教授を配置し、その教授、准教授陣を中心に組織を構築した。

看護専門領域を担当する専任教員の内訳は、基礎看護学 6 名、成人看護学 4 名、老年看護学 3 名、精神看護学 2 名、母性看護学 2 名、小児看護学 2 名、地域・在宅看護学 6 名のバランスの取れた配置となっている。全員、看護師免許を有しているほか、その内 11 名が保健師免許も有している。特に、本学部は、看護実践能力の充実を図るため、臨地現場でのキャリアのある教員を多く配置した。

また、専任教員 28 名のうち、18 名は開学時に就任予定であり、うち 5 名は、現在、本学に在籍している教員である。さらに、残り 10 名の専任教員も 2 年次に就任予定である。

## 2. 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い

完成年度における専任教員の年齢構成については、30 代 6 名（若手：助教 3 名、講師 3 名）、40～50 代 14 名（中堅：助教 5 名、講師 3 名、准教授 5 名、教授 1 名）、60～70 代 8 名（シニア：准教授 1 名、教授 7 名）の 3 層に分けられる。

また、完成年度における専門分野別の専任教員の年齢構成の内訳は、専門基礎（教授 70 代 1 名）、基礎看護学（教授 70 代 2 名、60 代 1 名、准教授 60 代 1 名、助教 50 代 1 名、40 代 1 名）、成人看護学（准教授 50 代 1 名、講師 50 代 1 名、40 代 1 名、30 代 1 名）、老年看護学（教授 70 代 1 名、60 代 1 名、講師 40 代 1 名）、精神看護学（准教授 50 代 1 名、助教 30 代 1 名）、母性看護学（准教授 50 代 1 名、助教 30 代 1 名）、小児看護学（教授 50 代 1 名、助教 40 代 1 名）、地域・在宅看護学（教授 60 代 1 名、准教授 50 代 1 名、講師 30 代 1 名、助教 40 代 2 名、30 代 1 名）、養護教職（准教授 50 代 1 名、講師 30 代 1 名）となる。

このような教員組織の編成は、次世代の教員を時系列的に育成する上で有用と考えている。さらに、各専門領域には、豊富な看護実践能力を持ったシニア又は中堅の教授や准教授が、責任者として配置しており、これまでの経験によって培われた研究成果や知識、技能を若手及び中堅教員の教育研究の発展、そして、育成に活かす。

また、本学の定年規程では、教育職員の定年は 65 歳となっているが、附則（平成 22 年 5 月 20 日施行）第 3 項に看護学部開設時において定年に達している専任教員にあっては、採用日から 5 ヶ年を超えない範囲で定年を延長することができる。これに基づき、定年に達した教員が生じることとなる。（資料 18 聖泉学園職員定年規程）

## カ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

看護学部看護学科では、教育目標及び人材養成の目的を達成するために、学生一人ひとりの個別のニーズ・能力に応じた効果的な教育を実現するために以下の教育・履修方法及び履修指導を導入する。

## 1. 教育・履修方法

### (1) 教育方法・配当年次

教育課程の編成において、教養科目の必修については、1年次に配置し、選択科目については、4年間を通じ柔軟に履修できるよう1～4年次に配置した。専門科目では、「人間の心身と健康障害の理解」の必修科目は、主に1～2年次に配置し、選択科目については、3～4年次に配置した。「健康生活を支えるための看護」については、その内容だけでなく、「人間の心身と健康障害の理解」の科目との整合性を考慮して1～4年次に配置した。特に、講義及び演習科目は、主に1～2年次に配当し、その演習科目は、原則的に講義科目を履修した後に履修することとした。また、臨地実習については、学生の看護への動機付け及びモチベーションの向上のため、1年次に早期体験学習として総合病院で見学実習を行い、2年次には看護の基礎的理論と技術の統合を図ることを目的に総合病院で実習を行う。さらに、3～4年次には、各専門分野別に実習施設を整備しており、基礎看護学実習以外は、同学年の学生を10グループに分けて、各自が十分実習できるようにしている。尚、演習及び実習については、それぞれの専門分野の教員が複数で指導にあたる。また、学内演習に必要なメディア設備の充実を図っており、プロジェクター、LAN等を活用し、学習指導を行えるよう整備している。

そして、これまで学んできたすべての看護領域から看護学の概念の再構築を行い、思考するため「地域統合実習」、「卒業研究」を配置した。尚、「地域統合実習」は、各看護専門領域の助教を含む専任教員26名が担当し、「卒業研究」については、各看護専門領域の講師以上の専任教員18名が指導にあたる。

### (2) セメスター制度と履修登録制限

1年間を前期・後期の2学期とし、学生が集中的な学習と効果的な履修ができるセメスター制度を導入する。1セメスターの履修科目の登録の上限は、1年次第1セメスターの履修登録単位数を標準22単位でスタートし、その学期の成績評価により、次のセメスターの登録上限を20単位から24単位の間とし、その学期の学習の質を保持する。ただし、卒業要件の対象でない教職単位はこれに含めない。成績評価にあたっては、GPA (Grade Point Average) を導入し、その評定平均値の点数により、登録上限の運用を行う。(資料19 GPA制度及びCAP制度)

### (3) 成績評価基準の明示

大学という社会的責任において学生の学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、厳格な成績評価を行う。

## 2. 履修指導方法

### (1) 履修ガイダンスの実施

入学時および各学期の授業前に行うオリエンテーションおよびガイダンスでカリキュラム、授業内容（シラバス含む）、時間割、履修モデル、資格取得に必要な科目一覧などで説明を行い、学生の興味・関心に基づいた選択科目の履修の指導を行う。

### (2) 履修モデルの提示

学生が充実した大学生活が送れるよう履修モデルを提示し、卒業要件、国家試験受験資格、免許状について理解させ、履修計画を立てられるようにする。

#### ① 履修モデル 1

看護師国家試験受験資格取得のための履修モデル

教養科目 16 単位、専門科目 113 単位、計 129 単位

#### ② 履修モデル 2

看護師及び保健師国家試験受験資格取得のための履修モデル

教養科目 16 単位、専門科目 113 単位、計 129 単位

尚、3 年次後期～4 年次前期の各実習科目については、履修科目の登録上限に適応しない。

#### ③ 履修モデル 3

看護師・保健師国家試験受験資格取得及び養護教諭 1 種免許状取得

教養科目 16 単位、専門科目 113 単位、教職科目 27 単位、計 156 単位

尚、養護教諭 1 種免許状取得については、卒業要件以外に「教職科目」より 13 科目 27 単位を修得しなければならない。

(資料 20 履修モデル)

### (3) オフィスアワーの設定

教員全員がオフィスアワーを設定し、学生の個別指導の徹底を図り、学生の問題解決の手助けとなるよう活動する。

## 3. 卒業要件

卒業のためには、教養科目より必修科目 2 単位、選択科目 14 単位以上、専門科目の「人間の心身と健康障害の理解」より必修科目 23 単位、選択科目 2 単位以上、「健康生活を支えるための看護」より必修科目 82 単位、選択科目 6 単位以上、計 129 単位以上の修得を卒業要件とする。

## キ. 施設、設備等の整備計画

### 1. 校地、運動場の整備

本学は、滋賀県彦根市肥田町に位置し、彦根市南部の住宅地に隣接している。キャンパス内は緑に囲まれた静かで教育・研究にふさわしい恵まれた環境にある。

体育施設については、体育館はもとより、キャンパスに隣接したグラウンドには、芝生を敷き詰めており、野球、サッカー、そして本学が力を入れているホッケー、その他多くのスポーツに対応できる。また、テニスコートを4面備え、学生の余暇に対応している。

校地は、33,937 m<sup>2</sup>を有し、運動場は、9,238 m<sup>2</sup>、体育館は1,844 m<sup>2</sup>である。大学の総学生数は、640名になるが十分に活用できる広さである。また、学生の休息等の利用場所としてラウンジがあり、さらに中庭には、ベンチが整備されており、学生の憩いの場となっている。

### 2. 校舎等施設の整備計画

校舎全体は、7,097 m<sup>2</sup>で既設の人間学部との共用利用とし、効率的な相互利用を図る。更に教職員駐車場跡を利用し既設校舎に隣接した2階建ての看護棟1,330 m<sup>2</sup>を建設し、看護学部の教育内容に十分に対応できよう整備する。

研究室は、研究・学生指導の充実を図ることを目的として講師以上の教員には、1人1室、計20室を用意し、助教には研究室(1室2人)を4室設ける。また、ノートパソコン及びプリンターを各室に設置し、インターネット及び学内LANの利用を可能にしている。さらに各領域の研究に必要な共同研究室(30 m<sup>2</sup>)を7室整備し、各領域の12名の助手を各室に1～2名配置する。講義室については、大学全体で共同利用を基本としている。定員240名の大講義室1室、120名の中講義室2室、60名の講義室2室、50名の講義室8室、30名の講義室1室がある。これに加え、既設の講義室を改修し、80名の講義室2室を看護学部専用として整備する。また、10名～15名の演習室7室についても看護学部専用として整備する。

実験・実習室については、基礎看護学実習室(243 m<sup>2</sup>)、成人・老年実習室(162 m<sup>2</sup>)、母性・小児看護実習室(94 m<sup>2</sup>)、地域・精神・在宅看護実習室(258 m<sup>2</sup>)、生理学理化学実験室(87 m<sup>2</sup>)、標本室(30 m<sup>2</sup>)、精神看護演習室(52 m<sup>2</sup>)、精神看護カウンセリング室(14 m<sup>2</sup>)を整備する。各実験・実習室には、パソコン対応のマルチメディア装置を設置し、視聴覚資料の活用ができるよう整備して教育効果を上げる。さらに、学生の更衣室は、男女別に2室配置し、学生全員の専用ロッカーを用意している。

また、共用する施設としては、事務室、コンピュータ室、図書室、保健室等で共用面積は、5,409 m<sup>2</sup>である。尚、学生自習室については、学生のコンピュータの利用頻度が

多いことから、第1コンピュータ室（74 m<sup>2</sup>）を常に開放している。

実習・実験室で使用する主な教具等の設備内容は、以下の通りである。

- ① 基礎看護実習室：電動ベッド 20 台、褥瘡予防用ベッド 1 台、椅子 85 脚、ナースコール親器（模擬） 1 台、メディカルコンソール 14 式、CPS 実習装置 6 式、注射説明模型 2 台、導尿説明模型 2 台、洗髪車 5 台、清拭車 5 台など。
- ② 成人・老年看護実習室：ICU ベッド 1 台、電動ベッド 10 台、椅子 85 脚、けん引装置 1 台、AED・心肺蘇生装置 1 台、多機能心電計 1 台、フィジカルアセスメント模型 1 台など。
- ③ 母性・小児看護実習室：小児用ベッド 1 台、新生児用ベッド 3 台、保育器 1 台、沐浴人形 9 個、沐浴槽 4 個、テーブル 10 台、椅子 85 脚など。
- ④ 地域・精神・在宅看護実習室：ベッド 7 台、浴槽 2 個、ADL キッチン 1 台、洗濯機 2 台、乾燥機 1 台、訪問用ヘルパーバック 40 個、診察用具 40 セット、椅子 85 脚など。
- ⑤ 生理学理化学実験室：サイド実験台 1 台、折りたたみテーブル 18 台、椅子 54 脚など。
- ⑥ 標本室：人体解剖模型 1 個、人体骨格模型 1 個、骨付血液循環系模型 1 個、呼吸器模型 1 個、消化器系統模型 1 個など。
- ⑦ 精神看護演習室・カウンセリング室  
箱庭療法セット 3 個、ミーティングテーブル 3 台、椅子 10 脚など。

（資料 21 時間割表）

（資料 22 教室稼働率）

### 3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館の面積は、491 m<sup>2</sup>で収容冊数は、70,000 冊である。現有の蔵書数は 59,821 冊で閲覧席数は 77 席あり、視聴覚資料の閲覧用モニター 3 台、文献検索用パソコン 5 台を整備し、閲覧者が自由に利用できるシステムとなっており、図書館業務は、専任司書 1 人、兼任司書 1 人の 2 人で行われている。

また、学生は、図書館以外に、看護学部新棟の各共同研究室に設置するパソコンおよび情報処理演習室の端末機から蔵書の検索を操作できるよう整備する。

看護学科の教育研究は、看護学、保健学等の領域となり、既に基礎的な図書等として 32,682 冊を整備しているが、さらに各授業科目に必要な図書等を整備することとしており、基礎分野として科学的思考の基盤、人間の生活・社会の理解、そして、専門の基礎分野として人体の構造と機能や疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度や疫学と統計の理解など必要な図書等を整備するほか、看護学の各専門分野の図書等については、一部に偏ることなく整備する。

新規に整備する図書 3,220 冊の内訳は、基礎分野図書（内国書 200 冊、外国書 100 冊）、専門基礎分野図書（内国書 470 冊、外国書 200 冊）、専門分野図書として基礎看

護学（内国書 250 冊、外国語 50 冊）、成人看護学（内国書 250 冊、外国書 50 冊）、老年看護学（内国書 250 冊、外国書 50 冊）、小児看護学（内国書 250 冊、外国書 50 冊）、母性看護学（内国書 250 冊、外国語 50 冊）、精神看護学（内国書 250 冊、外国語 50 冊）、在宅看護学（内国書 100 冊、外国書 50 冊）、地域看護学（内国書 100 冊、外国書 50 冊）、統合分野図書（内国書 100 冊、外国書 50 冊）である。また、雑誌は、内国誌 30 誌、外国誌 15 誌のうち電子ジャーナル 5 誌、デジタルデータベースは、（内国誌 1、外国誌 1）を整備し、視聴覚資料は、50 点を整備する。

## ク．入学者選抜の概要

### 1．入学者受入れ方針

看護学部の教育目的は、人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、看護学の実践科学としての理論と技術、実践的判断の基礎的能力を身に付け、地域の環境・特性などを理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践において積極的に地域社会に貢献できる看護実践能力を有する人材の育成を目的としている。こうした視点に立って、自ら地域社会の保健医療福祉について問題意識やその解決のために積極的に取り組む意欲と情熱を持つ学生の獲得を図りたい。

### 2．入学者選抜方法

上記のような入学者を獲得するために、一般入試のほか、推薦入試を行う。なお、大学入試センター試験利用入試については開設 2 年目から行う。

具体的には以下の通りである。

#### (1) 募集人員と選抜区分

##### 平成 23 年度

入学定員	一般選抜	特別選抜		
		推薦入試	社会人入試	A0 入試
80 名	40 名	35 名	若干名	5 名

※社会人入試の若干名は推薦入試の募集人員に含まれる。

##### 平成 24 年度以降

入学定員	一般選抜	大学入試 センター試験	特別選抜		
			推薦入試	社会人入試	A0 入試
80 名	30 名	10 名	35 名	若干名	5 名

※社会人入試の若干名は推薦入試の募集人員に含まれる。

## (2) 選抜方法

入学者選抜の基本的な考え方を踏まえ、自学の学力検査による一般選抜と大学入試センター試験の利用、推薦入試、社会人入試、AO入試の特別選抜も取り入れて学力検査に偏重しない選抜方法を実施する。入学者選抜の実施に当たっては、学長の下、専任教員予定者で構成する看護学部入試委員会を設置し、大学設置基準第2条の3及び大学入学者選抜実施要項の規定に従い、その準備から実施、更に合否判定に到るまで、公正かつ妥当な方法により行うものとする。

一般選抜は、本学部に必要な基礎学力を判定するため、小論文（提示した資料についての読解力、表現力、論理性、思考力を問う）の学力検査及び面接審査を実施する。2年目から行う大学入試センター試験利用入試は、3科目(国語、英語は必修、数学Ⅰ、生物Ⅰ、化学Ⅰから1科目選択)及び面接審査を実施する予定である。特別選抜（推薦入試・社会人入試、AO入試）は、小論文（テーマについて論ずる）、面接審査及び書類審査の内容を総合的に判定して行う。社会人の定義としては、満21歳以上の者で社会人活動や社会人経験（家事・家業従事を含む）が3年以上の者とする。

## ケ. 資格取得を目的とする場合

### 1. 取得可能な資格の一覧

卒業と同時に取得可能な資格	卒業修了要件以外の追加履修科目の有無
看護師国家試験受験資格	なし
保健師国家試験受験資格	なし
養護教諭一種免許状	あり（教職科目の自由科目13科目27単位を修得）

(資料 23 教育課程と指定規則との対比表)

(資料 24 養護教諭免許に係る授業科目)

## コ. 実習の具体的計画

### 1. 臨地実習の基本的な考え方

本学の臨地実習は、学内で学んだ教養科目及び専門科目の知識と技術の統合をはかり応用展開し、様々な発達段階・健康レベルにある対象とその家族に対して科学的根拠に基づいた看護の総合的な実践能力を養うことを目的としている。同時にこの実践機会を通して看護専門職としての心構えを体得し、生命の尊厳の理解と倫理観・使命観を醸成する。

### (1) 臨地実習の具体的目標

- ① 看護の対象者の立場に立ち、それを支える看護を提供する観点から、豊かな人間性や深い洞察力、コミュニケーション能力を養うと共に、対象者、その家族との人間関係を構築する能力を養う。
- ② 看護の対象者のニーズを把握し、その対象者を生活者の視点で全体像を捉え、アセスメントし、計画、立案、評価を行い、適切な看護ができるよう看護実践能力を修得する。

## (2) 履修資格の制限

3年次在學生の中で、次に掲げる要件を満たすものに限って臨地実習を履修させるものとし、その審査は学部単位認定者会議が行う。

3年次前期終了までに専門科目の「人間の心身と健康障害の理解」より必修科目20単位、「健康生活を支えるための看護」より必修科目57単位を履修済みであること。

## (3) 実習の構成

本学は、臨地実習を看護学の統合学習として位置づけている。その構成は、「導入」としての基礎看護学領域、「展開」としての「臨床看護学領域」及び「地域・家族・生活看護学領域」、そして「まとめ」としての「地域統合実習」となっている。

各領域は、相互に作用しながら展開し、地域のあらゆる保健医療福祉施設での役割を実践しながら地域保健医療福祉の全体像を把握し、さまざまな場所で活躍できる基礎的な看護実践能力を身につける。そのための各領域の科目を配置した。

基礎看護学領域では、1年次前期に「基礎看護学実習Ⅰ」として早期体験学習を病院で実施し、看護の対象者を生活者として捉え、看護の機能・役割を理解すると共に看護の魅力が発見できることを目的とする。2年次後期には、「基礎看護学実習Ⅱ」を病院で実施し、対象者に合わせ計画立案を行い、日常生活の援助技術を提供し、問題解決の方法を用いて看護を展開する。

臨床看護学領域及び地域・家族・生活看護学領域では、3年次後期から4年次前期にかけて各専門分野である「成人看護学実習」、「老年看護学実習」、「母性看護学実習」、「小児看護学実習」、「精神看護学実習」の臨地実習を行う。成人・老年・母性・小児・精神看護学実習は、病棟で入院治療中の患者を受け持ち、看護の展開を実際に学習する。それ以外に「老年看護学実習」は、老人保健施設、老人福祉施設、「小児看護技

術論Ⅰ（保育園実習含）」（2年次前期）の中では、保育園においても2日間実習を行う。「在宅看護学実習」は、訪問看護ステーションでの看護活動、「地域看護学実習」は、保健所、保健センター、包括支援センターの保健師の地域住民への健康支援について学習する。

また、「地域統合実習」は、学生自らが興味を持つ領域において主体的に課題を立案し、実習を計画して実施することによりこれまでの学びを統合し、更に看護学の洞察を深め、看護専門職として自ら学び続け、研究していく能力を身につける。

(資料 25 看護学実習構成図)

#### (4) 実習の概要

##### ①「基礎看護学実習Ⅰ」

地域で生活し、病院へ通院しながら治療を受けている人々や、入院し治療を受けている人に出会い、コミュニケーションを図ることのより、人々の生活や健康上のニーズを知り、看護の対象である人間を理解して、看護の機能と役割について学ぶ。

##### ②「基礎看護学実習Ⅱ」

療養生活を送る人々の生活に触れ、その人々のニーズをアセスメントし、問題解決方法を学ぶ。さらに適切な日常生活の援助方法を思考し、実施・評価する。その体験から生命とは何か、生命の尊厳、倫理観など深く洞察する。

##### ③「成人看護学実習」

急性期および慢性期にある成人期の対象において、対象の身体的・精神的・社会的側面から情報を収集し、アセスメント・計画立案・実施・評価する。看護過程の展開を通して、健康問題を持つ成人期の対象への看護援助の必要性を学ぶ。また、周手術期・リハビリテーション期・終末期にある成人期の対象において、対象のニーズを適切に把握し必要な看護援助を実施する。

##### ④「老年看護学実習」

健康問題をもつ高齢者にたいして、これまで学んだ、知識・技術を統合し、疾病回復の援助、日常生活の自立援助等について看護を展開する。

また、療養の場や援助方法の違いによる高齢者との関わりを通して、QOLを高めるための療養の場のあり方を考えアセスメントし、援助する。

また、医療・保健福祉の生活実態からケアの方法を検討し、さらに、保健医療福祉職との連携・協働のあり方を学び実践・評価する。

##### ⑤「母性看護学実習」

周産期における母子とそれを取り巻く家族の特徴をふまえて、看護過程を展開する。医療機関の産科における実習と地域の母子支援活動を行っている機関における実習で母性看護の実践能力を養う。

⑥「小児看護技術論Ⅰ（保育園実習含）」

実習では遊びを通して子どもとのコミュニケーションをとる方法、日常生活を支える技術を習得し、小児看護を展開する基礎的能力を身につける。

「小児看護学実習」

病棟実習による病児と家族への看護展開を行い、小児看護に必要な知識と技術を習得し、小児看護の役割を理解して看護が実践できる能力と態度を養う。

⑦「精神看護学実習」

心に病をもつ人と実際に関わりを持つ重要な機会として実習を位置づけ、対象者との関わりを通して、その人が体験している独自の世界を理解することに焦点を当てる。そして、「生活」の視点から理解を深め、計画、立案、実践する。また、チームの一員としての看護職の役割を理解する。

⑧「地域看護学実習」

地域社会で生活する住民や家族の個別的保健ニーズと地域の健康問題を包括的にとらえ、課題を解決するための地域看護活動の基本的実践方法を習得する。

⑨「在宅看護学実習」

在宅療養の現状、家族を含む在宅ケア全般について理解し、在宅看護における役割を在宅看護の場である訪問看護ステーションなどにおいて生活援助技術を実践する。

また、多職種との連携や社会資源の実情についても理解を深める。

⑩「地域統合実習」

既習の看護基礎知識と技術、さらに臨地実習での学びを体系化・統合化し看護学の概念を再構築するための実習である。このことは、学生自らが思考し実践、評価、統合できることを主眼とする。

(資料 26 学年別実習計画表)

(資料 27 実習配置表)

(資料 28 科目別実習計画)

(5) 実習先の確保の状況（実習施設、所在地等）

臨地実習は、80名の学生を小グループに分け専門分野ごとに極め細やかな実習が受けられるよう、病院をはじめ保健所、保健センター、特別養護老人ホーム、保育園、訪問看護ステーションなど学生の実習先への移動に配慮して出来るだけ近郊の様々な施設を使用する。

(資料 29 実習施設確保状況)

(資料 30 実習承諾書)

(資料 31 看護学専門分野別受入れ実習施設一覧)

(資料 32 実習施設位置図)

## (6) 実習先との契約内容

### ① 健康管理

毎年度当初において学生全員の定期健康診断の実施、実習前におけるツベルクリン反応検査、X線検査、B型、C型肝炎ウイルス関連検査、検便検査の実施、麻疹、水痘、風疹、ムンプスなどの感染予防のための抗体検査やインフルエンザ予防接種の実施など健康な身体の保持に配慮し、実習先における不測の事態を防止する。

### ② 個人情報保護

個人情報保護法を遵守するため、学生が誓約書を提出すると共に実習要項に個人情報保護に関する内容を記載し、実習事前指導において十分に説明する。

### ③ 実習中の事故ケガ等への対応

学校管理下、実習施設の移動中、実習中に、傷害事故や感染症により第三者の身体や財産に損害を与えた場合に備え、損害賠償保険に加入する。(保険料は学生負担)

また、万一、事故が発生した場合は、実習生は、直ちに実習担当教員及び実習先の実習指導者に連絡し、指示に従う。

実習中に発生した事故については、「学生事故報告書」や「施設・設備・器具等破損届」にまとめ、科目担当教員を通して学科長に提出する。

(資料 33 実習要項〔誓約書、臨地実習についての説明書、同意書、事故発生時の対応、学生事故報告書、施設・設備・器具等破損届〕)

## (7) 実習先との連携体制及び実習水準の確保の方策

実習先と本学との間で実習内容、実習日程、実習指導方法、評価方法など実習の進め方、実習水準を確保する観点から実習指導体制の構築を図る。そのため、実習開始前年度に本学の専任教員による実習調整会議を開き、本学が検討している教育内容に沿った実習が可能となるよう、実習先の実習責任者及び実習指導者と十分に連携を図る。また、実習における成績評価等についても教員と実習先の実習責任者及び実習指導者による打ち合わせを実施し、実習の問題点、その改善方法について協議を行う。

## (8) 事前・事後における実習指導

病院・地域の臨地実習では、対象者の人権に十分に配慮し、また、対象者とその家族

に不利益にならないように配慮しつつ、実習に臨む必要がある。そのため、事前指導を実習開始前に次の項目について行う。

実習事前指導は、実習生全員を対象とし、次の項目について行う。

- ① 実習の意義と目的の理解
- ② 実習の到達目標の明確化
- ③ 実習先の理解
- ④ 実習時間
- ⑤ 実習計画の作成
- ⑥ 実習生としての心得（個人情報保護、守秘義務、態度、言動、対応など）
- ⑦ 感染防止及び事故防止並びに事故発生時の対応
- ⑧ その他（実習記録、実習同意書、事故報告書、準備物、報告・連絡等）

実習終了後には、各グループで実習のまとめを作成して、全員の前でプレゼンテーションを行い、情報の共有化を図る。また、各自の看護観の涵養に努める。

また、指導教員は、結果に基づき、学生の個別指導を行う。

#### （9）教員及び助手の配置並びに実習指導計画

本学に近い実習先を選定することで、専任教員が実習先と本学を短時間で行き来することとし、専任教員の教育研究活動にできる限り支障がないように配慮した計画とした。

また、学生においても住居から近い実習先を選定することにより、学生の教育研究活動にできる限り支障がないように配慮する。

学生は、10グループ（1グループ8名）を基本とし、病院実習の受入れ人数に応じ1グループを2つに分けた。また、地域・在宅看護学実習の保健所や保健センター、訪問看護ステーションなどの実習先に応じ、1グループを2～4セクション（1セクション2名～4名）とした。

本学部では、各専門領域別に専任教員を配置し、実習指導者と協働し実習にあたる。ただし、助手は、専任教員の指導の下で配置する。実習先の実習指導者は、実習生に対し、実習の知識・技術の指導にあたる。

専任教員の役割は、臨地実習の目標や内容、指導方法に関する指針を定め、実習指導者にその内容および指針を伝え調整し、責任を持って実習内容に添った指導を行い、最終的には単位認定に必要な成績評価を行う。実習期間中は、現地で学生の教育や指導・助言を行うとともに、助手から実習内容の到達目標に関する報告を受けて教育効果の実態把握に努める。実習記録を点検し、実習先の実習指導者と話し合い、学生の実習目標への到達度が不十分と思われる場合には、面談を実施し、実習の方法の再確認や対応の指示を行う。

また、助手の役割は、指導にあたる専任教員の補助的役割を担う。具体的な業務とし

て、専任教員から事前に臨地実習の目標、指導上の配慮等の研修を受け、専任教員の指示に基づき円滑な実習環境の整備に努める。また、実習前後の学生の生活面の指導やメンタル面での支援を行い実習中の態度や到達目標の達成度を担当教員に報告する。実習期間中は、大学との連絡調整にメールなどを効果的に利用し、専任教員との連絡を密にする。さらに、助手は、実習期間中の実習指導者からの要望についても専任教員の指導のもとで調整にあたり、実習先の事故など緊急時においても大学との連絡窓口として業務にあたり、教育効果の向上に努める。

実習指導に関する基本的な考え方として、助教以上の専任教員は1病院または1施設を担当し、毎日実習施設に出向して直接指導にあたることとする。各専任教員は、実習経過について、毎日教授または准教授に報告を行い、実習が円滑に進むよう十分な連絡調整を行う。

専任教員は、実習開始前から実習指導者やスタッフと連携を図り、実習が効果的に実施できるように配慮する。専任教員が授業などで出向できない場合は、事前に実習指導者に指導内容を依頼し、授業の前後は実習施設に出向し状況を確認する。

また、専任教員は、助手に臨地実習の目標、指導上の配慮等の指示を事前に行い、実習先の実習指導者との連絡調整にあたらせる。さらに、学生の実習中の態度や到達目標の達成度を報告させ、実習指導者からの要望についても指導のもとで調整に努めさせる。

さらに、本学部において病院および施設の看護管理者、実習指導者と「実習連絡調整会議」を開き、実習開始前には教育方針・実習目的・実習計画・方法等に関して病院または施設と大学の相互理解を図る。実習の中間、終了時にも各病院または施設と定期的に会議をもち、実習目標の達成度や指導内容の検討を共に行う。なお、実習指導者を対象に教育方法の改善に関する「FD研修会」を定期的で開催し、臨床現場の実習を中心とする看護教育の質的向上を図っていく。

(資料 34 実習指導体制)

(資料 35 実習科目別の学生配置および教員配置)

#### (10) 成績評価体制及び単位認定方法

単位認定と評価については、実習指導教員が現場実習指導者による評価に加え、実習記録及び実習レポートを総合的に評価する。また、学生の実習中の意欲、態度、出席状況を考慮する。

総合評価の項目は、(1)基本的な知識の理解として、病院実習において看護ケアに必要な病態、治療、看護実践の理解。また、病院以外の施設においては、施設の役割、課題、業務内容、法的根拠、目的、組織等の理解。(2)基本的な看護技術・技能の修得、現場の状況に応じた対象者との人間関係構築能力、アセスメント能力、計画・立案・実施・評価の展開能力、実習記録作成能力など。(3)実習の態度として、規則の遵守、学習に対する意欲・積極性・協調性などである。(資料 36 実習記録、実習評価表)

## 2. 教育実習の具体的計画

教育職員免許法施行規則第10条でいう「養護実習」には、実習校における「教育実習」と「事前事後指導」が含まれる。教育実習は、教育現場において発達過程にある児童・生徒の理解、学校生活の実態を把握し、学校保健計画の立案と運営から保健管理および保健教育や保健指導の実際を経験し、保健室運営と養護教諭の職務を理解する。

### (1) 実習先の確保の状況

養護実習の実習先は別紙のとおりである。

(資料 37 教育実習〔養護教諭〕の受入れ先一覧)

### (2) 養護実習の構成

- ① 養護教諭1種免許状取得のための養護実習は、「養護実習事前事後指導」1単位、「養護実習」4単位の合計5単位で構成する。
- ② 「養護実習」は、実習前に1日、実習後に1日の「養護実習事前事後指導」（1単位）を学内で履修する。

### (3) 教育実習の基本計画

#### ① 教育実習の指導体制

学長が任命する委員長の下、学部教員のうち教職・教科に関する科目の担当教員から5名、事務部学務課長及びその他学長が必要と認めた者で「教職課程委員会」を構成し、教員養成体制の運営、充実に努める。教職に関する専門科目担当教員及び教科に関する専門科目担当教員が教育実習指導計画に基づいて教育実習の指導にあたる。教職課程委員会と実習校の指導教官との打ち合わせを毎年設け、本学の教員養成の目標の周知を図るとともに、実習内容のばらつきを軽減させる。

### (4) 履修資格の制限

4年次在學生の中で、次に掲げる要件を満たすものに限って教育実習を履修させるものとし、その審査は教職課程委員会が行う。

- ① 3年次終了までに「教職科目」(20単位)、教養科目より「憲法」(2単位)、「教育学概論」(2単位)、「スポーツ実技 A」・「スポーツ実技 B」・「スポーツ実技 C」から2単位、「大学基礎英語 A」・「大学基礎英語 B」・「Communication English A」・「Communication English B」・「実用中国語 A」・「実用中国語 B」より2単位、「情報処理入門」(1単位)、「情報処理演習」(1単位)を履修済みであること。
- ② 教育実習事前指導の出席、授業態度に問題がなく、将来、教職に就こうとする意欲又は希望を有するものであること。

(5) 実習先との契約内容

- ① 実習時期…4年次9月～12月の間の4週間（実質20日間、160時間）
- ② 受入人数…1校当たり1名～2名
- ③ 実習内容と方法…教育実習は、実践能力を持った教員を養成することを目的として、集中的に4週間の実習を行うこととする。実習時間は、週5日間、1日8時間の実施を原則とする。教育現場において児童・生徒との接触を通して、教師たるに必要な条件を体得し、これまでに学んできた知識、技術、方法の確認や実践の能力を養う。実習内容としては、a.発達過程にある児童・生徒の理解と学校生活の実態を把握する。b.学校保健計画の立案と運営を理解する。c.保健管理および保健教育や保健指導の実際を経験する。d.保健室運営と養護教諭の職務の実際を経験する。

④ 健康管理

毎年度当初において学生全員の定期健康診断の実施、実習前におけるツベルクリン反応検査、X線検査、B型、C型肝炎ウイルス関連検査、検便検査の実施、麻疹、水痘、風疹、ムンプスなどの感染予防のための抗体検査やインフルエンザ予防接種の実施など健康な身体の保持に配慮し、実習先における不測の事態を防止する。

⑤ 個人情報保護

個人情報保護法を遵守するため、学生が誓約書を提出すると共に実習要項に個人情報保護に関する内容を記載し、実習事前指導において十分に説明する。

⑥ 実習中の事故ケガ等への対応

学校管理下、実習施設の移動中、実習中に、傷害事故や感染症により第三者の身体や財産に損害を与えた場合に備え、損害賠償保険に加入する。（保険料は学生負担）

また、万一、事故が発生した場合は、実習生は、直ちに実習担当教員及び実習先の実習指導者に連絡し、指示に従う。

実習中に発生した事故については、「学生事故報告書」や「施設・設備・器具等破損届」にまとめ、科目担当教員を通して学科長に提出する。

(6) 実習水準の確保の方策

養護実習の指導は、看護学部の教員（教授、准教授、講師、助教）及び実習校の指導教諭が協力しながら、次の2つの能力について重点的な指導を行う。

- ① 養護実習の目的・意義、学校組織の理解や保健室機能、保健事務などを事前に理解させ、教育現場における実践的展開から養護教諭の実際を学ばせる。
- ② 児童・生徒と直接的に関わり、適切な判断・処置・指導を行うため、児童・生徒の発達や心理、心身の健康問題・発達課題を理解させる。

#### (7) 事前及び事後指導の内容

4年次後期の実習に向けての事前指導を行い、教育実習の意義や目的を事前に正しく理解する。実習にあたっての心構えと準備のしかたについて学ぶ。事後指導は、教育実習とその前後の学習および評価を行う。

実習事前指導は、実習生全員を対象とし、次の項目について行う。

- ① 教育実習の意義と目的の理解
- ② 教育実習の到達目標の明確化
- ③ 養護教諭の職務の実際
- ④ 指導計画の作成
- ⑥ 実習記録の書き方
- ⑦ 実習計画の作成
- ⑧ 実習生としての心得（個人情報保護、守秘義務、態度、言動、対応など）
- ⑨ 感染防止及び事故防止並びに事故発生時の対応
- ⑩ その他（実習記録、実習同意書、事故報告書、準備物、報告・連絡等）

実習終了後には、各グループで実習のまとめを作成して、全員の前でプレゼンテーションを行い、情報の共有化を図る。また、各自の教職への意識を高め、指導教員は、結果に基づき、学生の個別指導を行う。

#### (8) 実習先との連携体制

実習先と本学との間で実習内容、実習日程、実習指導方法、評価方法など実習の進め方、実習水準を確保する観点から実習指導体制の構築を図る。そのため、本学の教職課程委員会と実習校との協議の場を毎年設け、本学が検討している教育内容に沿った教育実習が可能となるよう、実習校の指導教員と十分に連携を図る。また、実習の問題点、その改善方法について協議を行う。

#### (9) 教員の配置並びに巡回指導計画

養護実習は、4年次後期に彦根市内及び周辺の小学校または中学校を中心に4週間の期間を割いて実施する。その指導は、看護学部教員のうちの養護教諭養成課程に携わる教員2人（准教授1人、講師1人）が協力して実施する。2人の教員は実習担当校を分担し、それぞれ実習校の指導教諭と実習内容についての入念な打合せと準備を行い、学生がこれまでに修得した知識・技術や事前指導での学びを教育現場で実践し、その結果を確認・反省できるように実習校と連携し、養護実習の体制を整備する。養護実習の期間中に、担当教員は1回ないし2回の実習校の巡回を実施し、実習先の指導教諭との面談および実習学生との面談・指導を行う。養護実習の期間中は、以下の内容が実習できるように実習先の指導教諭との調整を行う。そして、実習を通じて発達過程にある児

童・生徒の理解や学校生活の実態の把握、学校保健計画の立案と運営、さらに、保健管理、保健教育、保健指導など保健室運営と養護教諭の職務の実際を経験する。

[実習内容]

- ① 1日の保健室経営
- ② 保健室来室者の対応と記録
- ③ 校内巡視や児童生徒の実態調査
- ④ 保健指導の資料作成
- ⑤ 指導案の作成
- ⑥ アンケートの作成
- ⑦ 応急処置
- ⑧ 環境衛生検査の演習
- ⑨ 伝染病や環境衛生に関する指導案の作成
- ⑩ 保健指導の実践
- ⑪ 学級活動や保健委員会の参画

#### (10) 成績評価体制及び単位認定方法

単位認定と評価については、養護実習教員が実習校の実習指導教諭の教育実習評価、実習記録、学生の実習中の意欲、態度、出席状況を総合的に評価する。また、事前事後の取り組みを考慮する。  
(資料 38 教育実習評価表)

### 3. 看護学臨床実習の具体的な計画

養護に関する科目の看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）については、上記、臨地実習の「基礎看護学実習Ⅰ」及び「成人看護学実習」の看護学科の必修科目で対応している。また、実習の具体的な計画についても上記の臨地実習に準じる。

#### サ. 管理運営

本学では、教育理念・目的を具現化し、教育研究活動を推進するために学長のリーダーシップの下、大学の重要事項および運営の基本方針について審議する運営会議を行っており、その下部組織として学部教授会を設ける。

また、看護学部の教育目的を具現化し、教育研究活動を推進するためには、看護学部長のリーダーシップが発揮できる学部の管理運営体制の構築が重要である。

学部長は、学部の教学組織の責任者であり、学部教授会は、学部の教学における意思決定機関である。学部教授会の審議事項は、聖泉大学看護学部教授会規程の第2条に規定しており、(1) 規程の制定改廃に関する事項、(2) 学生の入学、進級、退学、転学、休学、卒業その他学生の身分に関する事項、(3) 学生の賞罰や厚生補導に関する事項、(4) 教育課程の編成に関する事項、(5) 学科目等の設置および改廃に関する事項、(6) 教員の人事に関する事項、(7) その他、教育研究に関し学部教授会において必要と認める事項で、学部の教育研究上の重要事項を審議する。

学部教授会は、学部長が招集し、議長となる。構成委員は、学部長、学科長及び教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認めたときは、その他の教員を加えることができる。教授会は、月に1回定例として開催し、毎月第3火曜日に開催予定である。さらに必要に応じ弾力的な臨時学部教授会を開催する。

学部教授会の下部組織として学部長の下、学科長および専任教員で構成する学科会議を設け、学科の重要事項および運営の基本方針について協議する。月に1回定例として開催し、毎月第2木曜日に開催予定である。さらに必要に応じて委員会を設け、入試・教務・学生・学術・FD・臨地実習について協議し、学部の教育研究の充実に努める。また、学長の下に設置する入試・大学運営・自己点検・評価及び紀要委員会との連携を図る。

#### シ. 自己点検・評価

本学では、教育・研究の更なる向上と活性化を目的として、また、管理運営の健全化を図るため、学則第1条の2第3項に基づいて、自ら点検・評価を行うこととする。

組織的には学長または学長が指名する委員をもって委員長として学部長及び教員から選出された2名の委員と法人事務局長、事務部長、事務部次長、その他学長が必要と認めた者による「自己点検・情報公開委員会」を置き、自己点検・評価の基本方針、実施方法、報告書のまとめ及び公表などについて審議、決定し、自己点検・評価の運用にあたることとする。

実施にあたっては、評価項目ごとに学部長、学科長をはじめ、その他の教員、事務部門全員でデータ収集、そして分析を行い、自己点検・評価報告書にまとめる。なお、教育研究活動をはじめとする大学運営全般に関する点検・評価を定期的に行う。また、教育活動の評価については、全講義科目についてシラバスを公開し、各科目終了時に学生による授業評価アンケートを毎学期ごとに行う。評価項目については、(1)建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、(2)教育研究組織、(3)教育課程の目標、編成、内容、評価など、(4)学生の受入れ方針、入学試験、学生サービス、キャリア支援など、(5)教員構成、教育研究活動、FDの取り組み、(6)職員の組織編制、SDの取り組み、(7)管理運営、(8)財務、(9)教育研究環境、(10)社会連携、(11)社会的責務である。そして、自己点検・評価の取り組みを本学の教育研究活動及び大学運営に大いに活かし、改善すべき内容を具現化して更なる向上に結びつける。また、評価・点検が客観性を持ち、本学の透明性が保たれるよう、平成22年度に認証評価機関である「日本高等教育評価機構」で評価を受ける予定である。

#### ス. 情報の提供

本学は、地域社会に密着した大学として、また、高等教育機関としての公共性の観点から透明性を重んじた大学運営を行うと共に、広く大学の教育研究活動等に関する情報を地域社会に積極的に発信することが社会的責務と考えている。

そのため、今回の看護学部の設置認可申請に伴い、基本計画書、校地校舎等の図面、学則、設置の趣旨等を記載した書類、教員名簿（ただし、年齢及び月額基本給を除く。）を公表し、完成年度までの年次計画履行状況報告についても公表を行う。

さらに建学の精神、教育理念、教育目標、カリキュラム、教育内容・方法、育成する人材像、教員組織、学生数、教育研究活動のための施設設備、教育研究活動の状況、入試状況、取得可能資格、学生の卒業後の進路状況、財務、経営状況、自己点検・評価および認証評価機関による第三者評価の結果、公開講座、講演会等の生涯学習に関する情報を公表する。また、本学教員の研究成果を冊子にして発表する際には、地域の人々の健康に関する郷土研究なども取り上げて地域交流を活性化させ、その活動なども公開していく。

こうした情報の発信は、各種の刊行物やWEB環境を活用したホームページを中心に、常に内容の改善と充実に努めながら、地域社会及び入学志願者などに正確な情報を積極的に提供する。

#### セ. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

大学の根幹である教育と研究の質的向上を図るには、常に教員の教育力と研究力の向上や授業内容及び方法の改善が必要である。そのために、本学では組織的な研修や研究などに取り組む。

##### 1. FD委員会の活動

本学は、学長または学長が指名する委員をもって委員長とし、学部長、入試委員長、教務委員長、事務部長、事務部次長、その他学長が必要と認めた者をもって「FD委員会」を設置している。FD委員会は、教員が教育内容ならびに方法の改善を目的とした組織的な活動を推進するため、FD活動の基本方針、FD活動に対する指示および評価、FD活動などの審議を行う。

##### 2. 看護学部FD実施委員会

FD委員会の下部組織として看護学部におけるFD活動を実施するために、学部長を委員長とし、すべての学部の専任教員をもって看護学部FD実施委員会を設置する。

実施内容としてFDに関する講演会やシラバスの充実・教材作成の工夫等の研修、相互授業参観を実施し、教員の教育能力の向上を図る。

##### 3. 学生による授業評価の実施

学期ごとに開講している全授業科目について授業の目標、計画、内容、方法、そして、理解度などを学生にアンケート調査を行い、結果については、授業担当教員にフィードバックしてその授業評価の所見、改善の報告を求めると共に、FD委員会においても授業アンケート結果の分析、評価を行い、今後の授業改善に向けて取り組む。

##### 4. 実習指導者を対象したFD活動の実施

看護学部 FD 実施委員会では、専任教員とは別に実習指導者を対象に実習指導の内容や方法の改善を図るために、実習指導者のFD研修会を各年度に3回、学部長の指導のもとに本学教員も参加して実施する。

FD研修会では、臨地実習の教育レベルの向上と実習指導者の資質の向上を図るために、実習に係る様々な課題をテーマに掲げて、実習に関する学生達のアンケート結果をフィードバックしながら、実習指導者と本学教員は様々な角度から意見交換や討論を行う。FD研修会は、ディベートやグループワークの手法を用いて、研修会としての一定の結論と成果を導き出す。

FD研修会の実施は、それぞれの実習指導者においても他の実習病院等の問題や課題を認識し、検討できる絶好の機会であり、本学においては、合同研修の利点を活用しながら、看護学部の教育目的を各実習先に均一に浸透・反映させて、実習レベルの向上を図ることが可能になる。このようなFD研修会を実施することで、実習指導者の資質向上を図って行く。

#### ソ. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

看護学部の学生は、卒業後も大学院等へ進学する者以外は、看護職を目指すものがほとんどである。社会に出てからは、看護師、保健師、養護教諭の職に就くことになり、学生の職業に対する意識は比較的高い。

しかし、看護職をめざす動機や目的は、学生によって様々である。また入学後の間もない段階では、看護職に対する不安や適応力に自信のない学生も多い。本学は看護学部の教育目的に照らして、学生が将来、社会人としてより相応しい勤労意識を持ち、またその後も、より良く適応・進歩できるよう早い時期から動機付けとしてのキャリア教育の支援をおこなう。具体的には、本学看護学部では教授をはじめ多くの教員が、それぞれ看護職としての豊富なキャリアを持っている。これらの教員がそれぞれの授業のなかで看護職者としての望ましい職業意識について、自身の経験を踏まえながら指導する。さらに、保健医療福祉に携わる現職のベテラン看護職者の講義をキャリアアップセンターの人的資源を活用して、1年次に実施し、看護職に求められるスキルや自分らしい生き方の主体的な見出し方を学生自身に体得させていく。

教育イメージ図

# 聖泉大学看護学部

看護実践能力の発展と継続的向上

看護職者としてのキャリア意識の継続

卒業後

健康で  
豊かな生活

看護実践能力

専門

基礎的な臨床実践能力

看護の理論

看護の技術

教養

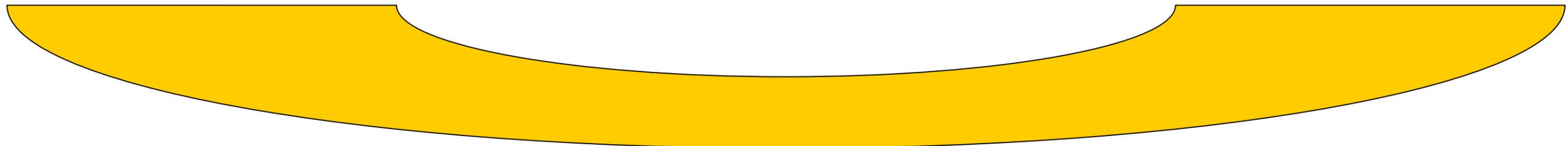
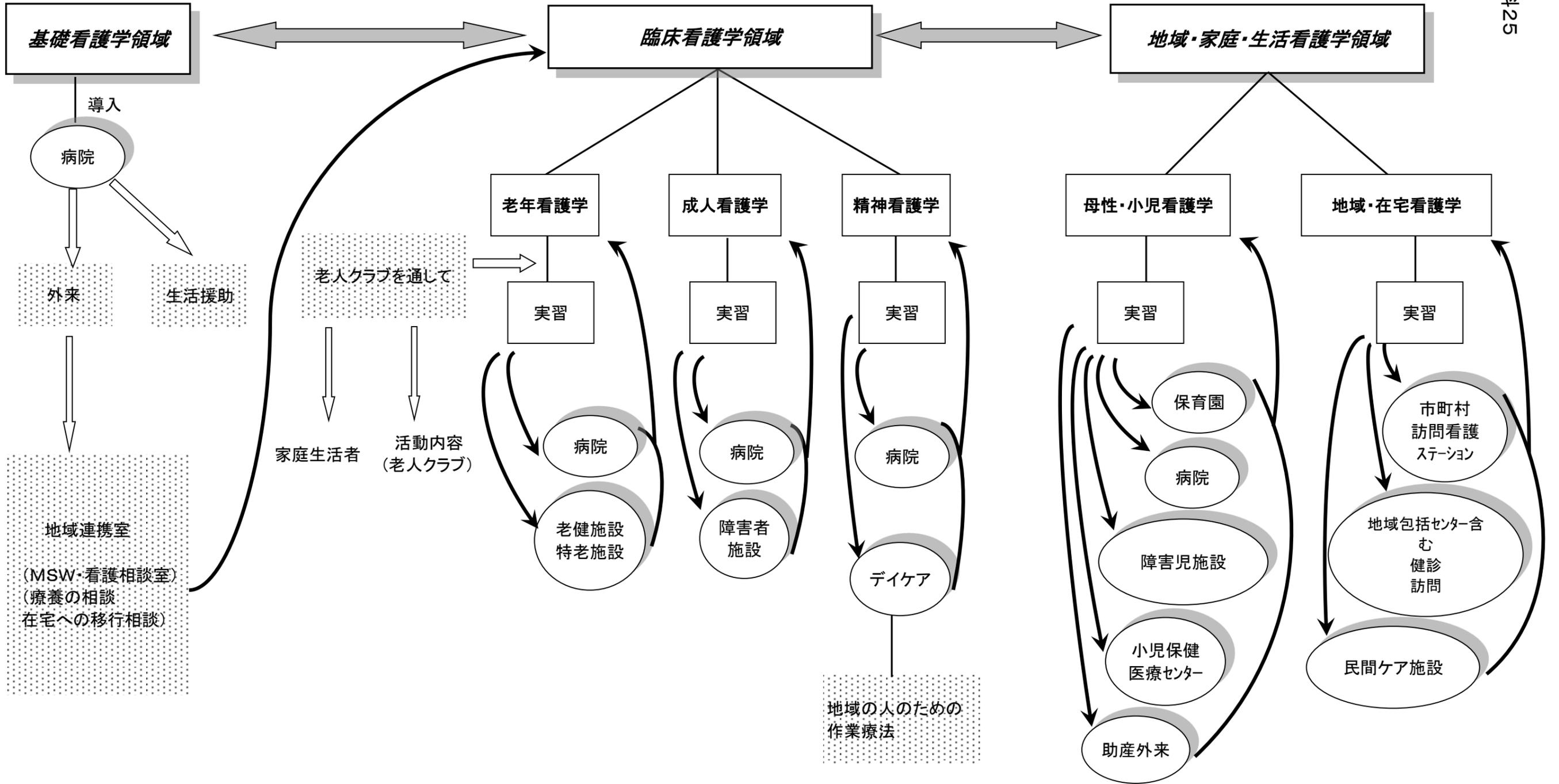
人間性

コミュニケーション能力

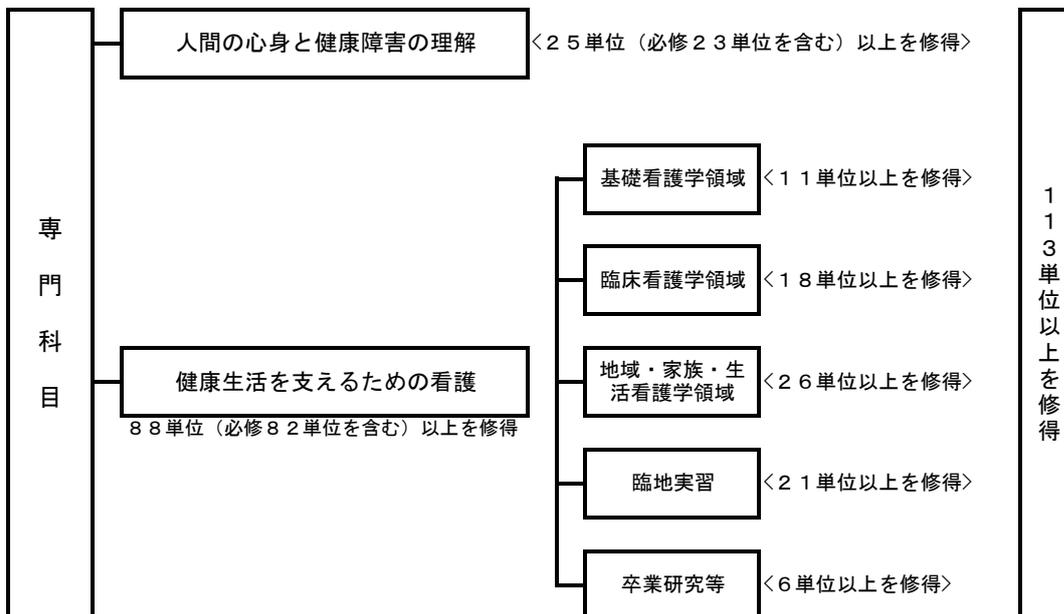
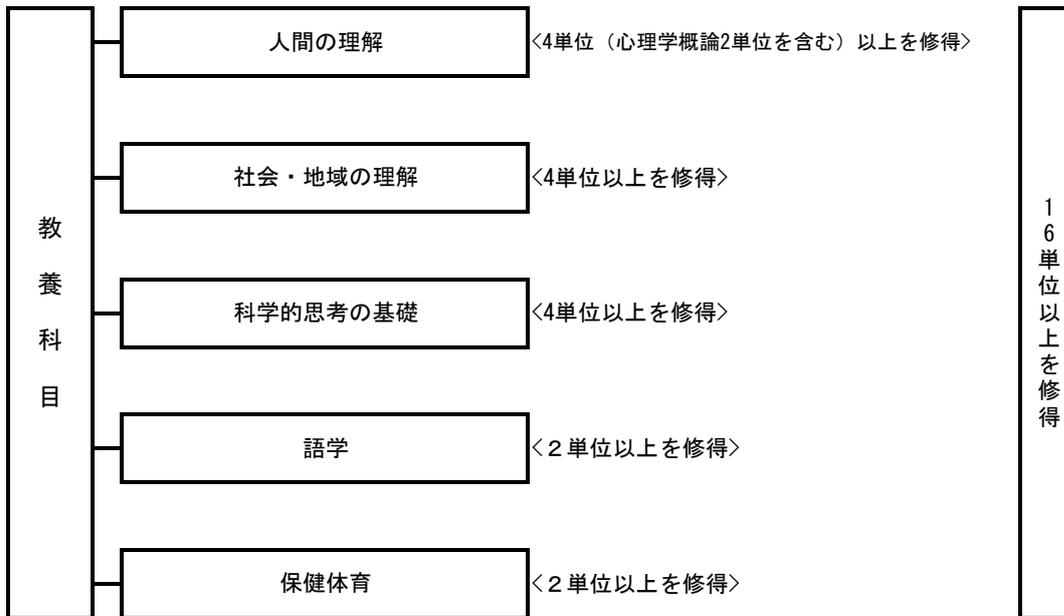
科学的思考力

学士課程教育

本学の地域における看護学実習構成図



教育課程の構成と卒業要件単位数



卒業要件単位数 合計129単位







履修モデルⅠ(看護師)

科目名	1年次				2年次				3年次				4年次			
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
教養科目	人間の理解	心理学概論 対人コミュニケーション論	2 2													
	社会・地域の理解	社会学概論	2						滋養論	2						
	科学的思考の基礎	化学 情報処理入門	2 1													
	語学	大学基礎英語 A	2													
	保健体育	スポーツ実技 A	1	スポーツ実技 B	1											
専門科目	人間の障害の心身と健康	人体の構造と機能Ⅰ	2	人体の構造と機能Ⅲ	2	疾病・障害論Ⅰ	2	疾病・障害論Ⅱ	2	疫学	2					
		人体の構造と機能Ⅱ			2			薬理・薬剤学	2	保健福祉行政論	2				社会福祉概論	2
		フィジカルアセスメント	1	微生物学、病理学 人間関係論 保健統計学	2 2 2											
	基礎看護学領域	基礎看護論Ⅰ	2	生活援助技術Ⅰ	2	基礎看護論Ⅱ	1			ターミナルケア論	2				災害看護論	1
		生活援助論 医療安全・倫理	1 1			看護過程論 生活援助技術Ⅱ	2 2									
	臨床看護学領域		成人看護論 老年看護論	2 2	精神看護論 老年看護技術Ⅰ	2 2	成人看護技術Ⅰ 老年看護技術Ⅱ 精神看護技術Ⅰ リハビリテーション看護論	2 2 2 1	成人看護技術Ⅱ 精神看護技術Ⅱ	2 2						
	地域・家族・生活看護学領域				母性看護論 小児看護論 小児看護技術Ⅰ(保育園実習含) 地域・在宅看護論	2 2 2 4	母性看護技術Ⅰ 小児看護技術Ⅱ 地域看護技術Ⅰ 在宅看護技術Ⅰ	2 2 2 2	母性看護技術Ⅱ 地域看護技術Ⅱ 地域看護技術Ⅲ 在宅看護技術Ⅱ	2 2 2 2				家族看護論 障害児・者ケア論	1 1	
	臨床実習	基礎看護学実習Ⅰ	1				基礎看護学実習Ⅱ	2		成人看護学実習 老年看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習				6 4 2 2 2 2		
	卒業研究等												地域統合実習 卒業研究	2		
	教職科目															
単位数		20		18		21		21		20		0		20		9

履修モデルⅡ(看護師・保健師)

科目名	1年次				2年次				3年次				4年次						
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数			
教養科目	人間の理解	心理学概論	2																
		対人コミュニケーション論	2																
	社会・地域の理解	社会学概論	2							滋賀論	2								
		化学	2																
	科学的思考の基礎	情報処理入門	1	情報処理演習	1														
語学	大学基礎英語 A	2																	
保健体育	スポーツ実技 A	1	スポーツ実技 B	1															
専門科目	人間の障害の心身と健康	人体の構造と機能Ⅰ	2	人体の構造と機能Ⅲ	2	疾病・障害論Ⅰ	2	疾病・障害論Ⅱ	2	疫学	2								
		人体の構造と機能Ⅱ	2							保健福祉行政論	2								
		フィジカルアセスメント	1	微生物学、病理学	2			薬理・薬剤学	2	衛生学	2								
	基礎看護学領域	基礎看護論Ⅰ	2	生活援助技術論Ⅰ	2	基礎看護論Ⅱ	1												
		生活援助論	1			看護過程論	2												
	臨床看護学領域	医療安全・倫理	1			生活援助技術論Ⅱ	2												
				成人看護論	2	精神看護論	2	成人看護技術論Ⅰ	2	成人看護技術論Ⅱ	2								
	地域・家族・生活看護学領域			老年看護論	2	老年看護技術論Ⅰ	2	老年看護技術論Ⅱ	2	精神看護技術論Ⅱ	2								
								精神看護技術論Ⅰ	2	母性看護技術論Ⅱ	2								
								リハビリテーション看護論	1	地域看護技術論Ⅱ	2								
	健康生活を支えるための看護	地域看護学領域					母性看護論	2	母性看護技術論Ⅰ	2	母性看護技術論Ⅱ	2						家族看護論	1
							小児看護論	2	小児看護技術論Ⅱ	2	地域看護技術論Ⅱ	2							
					小児看護技術論Ⅰ(保育園実習含)	2	地域看護技術論Ⅰ	2	地域看護技術論Ⅲ	2									
臨床実習						在宅看護論	4	在宅看護技術論Ⅰ	4	在宅看護技術論Ⅱ	2								
	基礎看護学実習Ⅰ	1						基礎看護学実習Ⅱ	2			成人看護学実習	6						
卒業研究等												老年看護学実習	4						
												母性看護学実習	2						
												小児看護学実習	2						
												精神看護学実習	2						
												在宅看護学実習	2						
												地域看護学実習	4						
														地域統合実習	2				
														卒業研究				4	
教職科目																			
単位数		20		18		21		21		20		0		24				5	

履修モデルⅢ(看護師・保健師・養護教諭1種)

科目名	1年次				2年次				3年次				4年次			
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
教養科目	人間の理解	心理学概論	2													
		教育学概論	2													
	社会・地域の理解	憲法	2							滋賀論	2					
		化学	2													
	科学的思考の基礎	情報処理入門	1	情報処理演習	1											
語学		大学基礎英語 A	2													
保健体育	スポーツ実技 A	1	スポーツ実技 B	1												
専門科目	人間の障害の心身と理解と健康	人体の構造と機能Ⅰ	2	人体の構造と機能Ⅲ	2	疾病・障害論Ⅰ	2	疾病・障害論Ⅱ	2	疫学	2					
		人体の構造と機能Ⅱ	2			薬理・薬剤学	2	保健福祉行政論	2							
		フィジカルアセスメント	1	微生物学、病理学	2			衛生学	2							
	基礎看護学領域	基礎看護論Ⅰ	2	生活援助技術論Ⅰ	2	基礎看護論Ⅱ	1									
		生活援助論	1			看護過程論	2									
		医療安全・倫理	1			生活援助技術論Ⅱ	2									
	臨床看護学領域			成人看護論	2	精神看護論	2	成人看護技術論Ⅰ	2	成人看護技術論Ⅱ	2					
				老年看護論	2	老年看護技術論Ⅰ	2	老年看護技術論Ⅱ	2	精神看護技術論Ⅱ	2					
	地域・家族・生活看護学領域					母性看護論	2	母性看護技術論Ⅰ	2	母性看護技術論Ⅱ	2				家族看護論	1
						小児看護論	2	小児看護技術論Ⅰ	2	小児看護技術論Ⅱ	2					
						小児看護技術論Ⅰ(保育園実習含)	2	地域看護技術論Ⅰ	2	地域看護技術論Ⅲ	2					
	臨地実習					地域・在宅看護論	4	在宅看護技術論Ⅰ	2	在宅看護技術論Ⅱ	2					
基礎看護学実習Ⅰ		1					基礎看護学実習Ⅱ	2			成人看護学実習	6				
											老年看護学実習	4				
卒業研究等											母性看護学実習	2				
											小児看護学実習	2				
											精神看護学実習	2				
											在宅看護学実習	2				
											地域看護学実習	4				
													地域統合実習	2		
													卒業研究		4	
教職科目	教職論	2	特別活動論	2	教育方法論	2	教育経営論	2	児童心理学	2				教職実践演習(養護)	2	
						生徒指導の理論と方法	2	教育課程論	2				養護実習事前事後指導	1		
						教育相談	2	道徳教育論	2				養護実習	4		
								養護概説	2							
単位数		22		20		23		27		28		0		24		12

学 長 の 名 簿

役職名	フリガナ 氏 名 <就任(予定)年月>	保有学位等	現職 (就任年月)
学 長	イブカ ノブオ 井深 信男 <平成20年4月>	医学博士 博士(行動科学)	聖泉大学 学長 (平成20年4月)

教 員 の 氏 名 等						
専任等 区分	職位	フリガナ 氏名	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数
専	教授 (学部長)	ツツイ サチコ 筒井 裕子	老年看護論 老年看護技術論Ⅰ 老年看護技術論Ⅱ 卒業研究 老年看護学実習 地域統合実習	1後 2前 2後 4通 3後～4前 4前	2 2 2 4 4 2	1 1 1 1 1 1
専	教授 (学部長)	モリシタ タエコ 森下 妙子	基礎看護論Ⅰ 看護過程論 生活援助論 卒業研究 基礎看護学実習Ⅰ 地域統合実習	1前 2前 1前 4通 1前 4前	2 2 1 4 1 2	1 1 1 1 1 1
専	教授	イシダ ヒデミ 石田 英貴	人体の構造と機能Ⅰ 人体の構造と機能Ⅲ	1前 1後	2 2	1 1
専	教授	イノシタ テルヨ 井下 照代	基礎看護論Ⅱ 災害看護論 卒業研究 地域統合実習	2前 4後 4通 4前	1 1 4 2	1 1 1 1
専	教授	リュウゴウ チユキ 流郷 千幸	小児看護論 小児看護技術論Ⅰ (保育園実習含) 小児看護技術論Ⅱ 卒業研究 小児看護学実習 地域統合実習	2前 2前 2後 4通 3後～4前 4前	2 2 2 4 2 2	1 1 1 1 1 1
専	教授	オオタ セツコ 太田 節子	老年看護技術論Ⅰ 老年看護技術論Ⅱ 卒業研究 老年看護学実習 地域統合実習	2前 2後 4通 3後～4前 4前	2 2 4 4 2	1 1 1 1 1
専	教授	ウエノ ノリコ 上野 範子	生活援助論 生活援助技術論Ⅰ 生活援助技術論Ⅱ フィジカルアセスメント※ 卒業研究 基礎看護学実習Ⅱ 地域統合実習	1前 1後 2前 1前 4通 2後 4前	1 2 2 1 4 2 2	1 1 1 1 1 1 1
専	准教授	ハギマ フミヒコ 間 文彦	精神看護論 精神看護技術論Ⅰ 精神看護技術論Ⅱ 人間関係論 卒業研究 精神看護学実習 地域統合実習	2前 2後 3前 1後 4通 3後～4前 4前	2 2 2 2 4 2 2	1 1 1 1 1 1 1
専	准教授	キムラ トモコ 木村 知子	母性看護論 母性看護技術論Ⅰ 母性看護技術論Ⅱ 卒業研究 母性看護学実習 地域統合実習	2前 2後 3前 4通 3後～4前 4前	2 2 2 4 2 2	1 1 1 1 1 1
専	准教授	ハラダ サヨ 原田 小夜	地域・在宅看護論※ 地域看護技術論Ⅱ 地域看護技術論Ⅲ 保健福祉行政論 家族看護論 卒業研究 地域看護学実習 地域統合実習	2前 3前 3前 3前 4後 4通 3後～4前 4前	2 2 2 2 1 4 4 2	1 1 1 1 1 1 1 1
専	准教授	モチダ タカシ 餅田 敬司	成人看護論 ※ 成人看護技術論Ⅰ 成人看護技術論Ⅱ 卒業研究 成人看護学実習 地域統合実習	1後 2後 3前 4通 3後～4前 4前	0.9 2 2 4 6 2	1 1 1 1 1 1
専	准教授	タナカ ユウコ 田中 祐子	卒業研究 地域統合実習 養護概説 教職実践演習 (養護) 養護実習事前事後指導 養護実習	4通 4前 3前 4後 4後 4後	4 2 2 2 1 4	1 1 1 1 1 1
専	准教授	ツジ トシコ 辻 俊子	生活援助論 生活援助技術論Ⅰ 生活援助技術論Ⅱ 卒業研究 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 地域統合実習	1前 1後 2前 4通 1前 2後 4前	1 2 2 4 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1

教 員 の 氏 名 等						
専任等 区分	職位	フリガナ 氏名	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数
専	講師	ハセベ ユカリ 長谷部 ゆかり	成人看護技術論Ⅰ 成人看護技術論Ⅱ 卒業研究 成人看護学実習 地域統合実習	2後 3前 4通 3後～4前 4前	2 2 4 6 2	1 1 1 1 1
専	講師	オダラ ユキコ 小倉 之子	成人看護技術論Ⅰ 成人看護技術論Ⅱ 卒業研究 成人看護学実習 地域統合実習	2後 3前 4通 3後～4前 4前	2 2 4 6 2	1 1 1 1 1
専	講師	オオゴモリ ヒロエ 大籠 広恵	地域看護技術論Ⅰ 在宅看護技術論Ⅰ 在宅看護技術論Ⅱ 卒業研究 地域看護学実習 地域統合実習	2後 2後 3前 4通 3後～4前 4前	2 2 2 4 4 2	1 1 1 1 1 1
専	講師	マエガワ ナオミ 前川 直美	卒業研究 成人看護学実習 地域統合実習	4通 3後～4前 4前	4 6 2	1 1 1
専	講師	カノウ アキ 加納 亜紀	養護概説 教職実践演習(養護) 養護実習事前事後指導 養護実習	3前 4後 4後 4後	2 2 1 4	1 1 1 1
専	助教	マツナガ サナエ 松永 早苗	生活援助論 生活援助技術論Ⅰ 生活援助技術論Ⅱ フィジカルアセスメント※ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 地域統合実習	1前 1後 2前 1前 1前 2後 4前	1 2 2 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1
専	助教	タネモト カオリ 種本 香	地域看護技術論Ⅰ 地域看護技術論Ⅱ 地域看護技術論Ⅲ 地域看護学実習 地域統合実習	2後 3前 3前 3後～4前 4前	2 2 2 4 2	1 1 1 1 1
専	助教	ワタナベ ナオコ 渡邊 直子	母性看護技術論Ⅰ 母性看護技術論Ⅱ 母性看護学実習 地域統合実習	2後 3前 3後～4前 4前	2 2 2 2	1 1 1 1
専	助教	ヒラタ ミキ 平田 美紀	小児看護技術論Ⅰ(保育園実習舎) 小児看護技術論Ⅱ 小児看護学実習 地域統合実習	2前 2後 3後～4前 4前	2 2 2 2	1 1 1 1
専	助教	イソノ ヨウイチ 磯野 洋一	精神看護技術論Ⅰ 精神看護技術論Ⅱ 精神看護学実習 地域統合実習	2後 3前 3後～4前 4前	2 2 2 2	1 1 1 1
専	助教	アビコ ショウコ 安孫子 尚子	地域看護技術論Ⅲ 地域看護学実習 地域統合実習	3前 3後～4前 4前	2 4 2	1 1 1
専	助教	コジマ アミ 小島 亜未	地域看護技術論Ⅰ 在宅看護技術論Ⅰ 在宅看護技術論Ⅱ 在宅看護学実習 地域統合実習	2後 2後 3前 3後～4前 4前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1
専	助教	イノウエ ミヨエ 井上 美代江	生活援助技術論Ⅰ 生活援助技術論Ⅱ 基礎看護学実習Ⅱ 地域統合実習	1後 2前 2後 4前	2 2 2 2	1 1 1 1
兼担	講師	ヤマダチ リュウスケ 山口 陸介	哲学	2後	2	1
兼担	講師	タヅミ トオル 田積 徹	心理学概論	1前	2	1
兼担	講師	クニマツ ノリコ 國松 典子	人間発達論	1後	2	1
兼担	講師	ハズイ ヨシクニ 菅井 美邦	憲法	1前	2	1
兼担	講師	トミカワ タク 富川 拓	社会学概論 ボランティア論	1前 3前	2 2	1 1
兼担	講師	リ エン 李 艶	社会心理学 実用中国語A	1後 2前	2 2	1 1
兼担	講師	ホウ ソンジュン 方 蘇春	自然科学の発展 実用中国語A 実用中国語B	1前 2前 2後	2 2 2	1 1 1

教 員 の 氏 名 等						
専任等 区分	職位	フリガナ 氏名	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数
兼担	講師	タナカ ミチヒコ 田中 三千彦	生活と科学	2後	2	1
兼担	講師	アカイ ノブユキ 赤井 伸之	大学基礎英語A 大学基礎英語B	1前 1後	2 2	1 1
兼担	講師	タゴ ヨウスケ 多胡 陽介	スポーツ実技C	2後	1	1
兼担	講師	ヤマホリ タカヒコ 山堀 貴彦	スポーツ実技A スポーツ実技B	1前 1後	1 1	1 1
兼担	講師	ニイミ ヒデカズ 新美 秀和	人格心理学	3前	2	1
兼担	講師	ヒキダ ミツホ 疋田 充穂	教職論 道徳教育論 教育方法論 特別活動論 生徒指導の理論と方法	1前 3前 2前 1後 2後	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1
兼担	講師	タカハシ ケイコ 高橋 啓子	児童心理学 教育相談	3前 2後	2 2	1 1
兼担	講師	ヨシカワ エイコ 吉川 栄子	社会福祉概論	4後	2	1
兼任	講師	タカヤ ヨシカズ 高谷 好一	滋養論	3前	2	1
兼任	講師	エガワ タカコ 江川 隆子	成人看護論 ※	1後	1.1	1
兼任	講師	ヨコノ トモノブ 横野 智信	疾病・障害論 I	2前	0.2	1
兼任	講師	ヒムラ ヨシヒロ 日村 好弘	疾病・障害論 I	2前	0.2	1
兼任	講師	ヤノ ヒデキ 矢野 秀樹	疾病・障害論 I	2前	0.2	1
兼任	講師	ヤマグチ ダイスケ 山口 大介	疾病・障害論 I	2前	0.2	1
兼任	講師	イシガミ ツヨシ 石上 毅	疾病・障害論 I	2前	0.8	1
兼任	講師	アオキ タケスケ 青木 建亮	疾病・障害論 I	2前	0.4	1
兼任	講師	テラムラ ヤスフミ 寺村 康史	疾病・障害論 II	2後	0.4	1
兼任	講師	カネコ タカアキ 金子 隆昭	疾病・障害論 II	2後	0.2	1
兼任	講師	サトウ キミヒコ 佐藤 公彦	疾病・障害論 II	2後	0.2	1
兼任	講師	コトウラ ヨシヒコ 琴浦 良彦	疾病・障害論 II	2後	0.4	1
兼任	講師	タケウ カズオ 武輪 和男	疾病・障害論 II	2後	0.2	1
兼任	講師	カタオカ ケンイチ 片岡 健一	疾病・障害論 II	2後	0.2	1

教 員 の 氏 名 等						
専任等 区分	職位	フリガナ 氏名	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数
兼任	講師	ハワダ カズヨシ 初田 和勝	疾病・障害論Ⅱ	2後	0.4	1
兼任	講師	コザイ イクオ 小財 郁男	薬理・薬剤学	2後	2	1
兼任	講師	タオダ カズシ 埴田 和史	衛生学	3前	2	1
兼任	講師	フジハラ アキコ 藤腹 明子	ターミナルケア論	3前	2	1
兼任	講師	オタムラ ヨウコ 奥村 洋子	リハビリテーション看護論	2後	1	1
兼任	講師	ホライ トヨミ 堀井 とよみ	地域・在宅看護論 ※ 在宅看護技術論Ⅰ	2前 2後	2 2	1 1
兼任	講師	クサノ トシコ 草野 とし子	障害児・者ケア論	4後	1	1
兼任	講師	ウエマツ ケンジ 上松 健治	人権論	1前	2	1
兼任	講師	クニヒロ マサヨシ 國弘 正義	文学 教育学概論 教育課程論 教育経営論	4後 1前 3前 2後	2 2 2 2	1 1 1 1
兼任	講師	ササキ ヒサト 佐々木 久人	対人コミュニケーション論	1前	2	1
兼任	講師	ヨコヤマ カズマサ 横山 和正	環境と生物	1前	2	1
兼任	講師	フジサワ フミコ 藤澤 史子	人体の構造と機能Ⅱ	1通	1	1
兼任	講師	カンベ ジュンイチ 神部 純一	生涯学習論	4後	2	1
兼任	講師	ヨシモト エツコ 持元 江津子	統計学	2前	2	1
兼任	講師	タナカ ミエコ 田中 美恵子	情報処理入門 情報処理演習	1前 1後	1 1	1 1
兼任	講師	スギタチ ヒロコ 杉立 宏子	情報処理入門 情報処理演習	1前 1後	1 1	1 1
兼任	講師	ベップ スズコ 別府 寿々子	情報処理入門 情報処理演習	1前 1後	1 1	1 1
兼任	講師	アボルフォー バジリ Abolfooh Vaziri	Communication English A Communication English B	1前 1後	2 2	2 2
兼任	講師	ヤマダ アキラ 山田 明	微生物学、病理学	1後	2	1
兼任	講師	ムラカミ ヨシタカ 村上 義孝	疫学	3前	2	1
兼任	講師	カナモリ マサオ 金森 雅夫	保健統計学	1後	2	1
兼任	講師	イナノ セイコ 稲野 聖子	老年看護技術論Ⅰ	2前	2	1

教 員 の 氏 名 等						
専任等 区分	職位	フリガナ 氏名	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数
兼任	講師	スギタ ムツミ 杉田 陸海	化学 人体の構造と機能Ⅱ※	1前 1通	2 1	1 1
兼任	講師	タイラ ヒデミ 平 英美	医療安全・倫理	1前	0.5	1
兼任	講師	アナオ ユリ 穴尾 百合	医療安全・倫理	1前	0.5	1
兼任	講師	ミハラ トオル 三原 透	障害児心理学	3前	2	1